

岡山市 こども計画

(令和7年度 ～ 令和11年度)

素案

岡山市

岡山市こども計画

目次

第1部 全体計画(こども・子育て施策の推進)

第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 基本理念.....	5
6 計画の推進体制.....	5
第2章 岡山市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況	7
1 人口・世帯の状況	7
2 少子化の動向	10
3 就労や家庭の状況.....	13
4 こども・若者の状況.....	18
5 子育て世代の状況.....	28
第3章 こども・子育て支援施策の具体的な展開	32
1 計画の体系	32
2 施策の展開・推進事業.....	33
3 評価指標・数値目標一覧	68

第2部 個別計画

第1章 社会的養育の推進	73
第2章 こどもの貧困対策及びひとり親家庭等の自立支援の推進 (岡山市こどもの貧困解消計画・岡山市ひとり親家庭等自立促進計画)	87

第3章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 (岡山市子ども・子育て支援事業計画)

1 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	9 6
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	1 0 4

資料編

・前計画(令和2年度～令和6年度)の進捗状況.....	1 2 6
・こども計画の策定経過 など	1 3 1

第1部

全体計画

(こども・子育て施策の推進)

第1章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

出生率の低下や未婚化・晩婚化などの影響により少子化が急速に進行し、共働き世帯の増加や核家族化、地域社会のつながりの希薄化、インターネット利用の拡大など、こどもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

岡山市では、こどもや子育て家庭の様々なニーズに対応するため、次世代育成支援法に基づく「岡山市子ども・子育て支援プラン2020」及び子ども・子育て支援法に基づく「岡山市子ども・子育て支援事業計画2020」を策定し、安心して子育てができる保育環境の整備や、こどもの健やかな育ちを支える施策を推進してきました。

その結果、保育の待機児童は解消することができましたが、放課後児童クラブの受け皿確保や保育環境の充実、いじめや児童虐待、貧困など困難な状況にあるこどもや家庭に対する支援、コロナ禍の影響などにより深刻化した子育て家庭の孤立など、依然として多くの課題があります。

国においては、令和5年4月にはこどもに関する様々な取組の基盤となる「こども基本法」が施行され、同年12月には、従来の「少子化社会対策大綱」・「子ども・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、こども基本法の理念に基づきこども施策を実施するための基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

このたび岡山市において、国の動きや社会情勢の変化などを踏まえ、こども基本法に基づく「岡山市こども計画」を策定するに当たっては、「岡山市子ども・子育て支援プラン2020」及び「岡山市子ども・子育て支援事業計画2020」の改訂に合わせて、これらを包含する「岡山市こども計画」として一体的に策定することとしました。

この計画に基づき、今後も引き続き、家庭、教育・保育施設、学校、事業者、地域社会などと相互に連携し、全てのこども・若者が健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができるように、そして、希望する誰もが安心してこどもを生み育てることができるように、こどもや若者、子育て家庭への支援施策を総合的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく岡山市のこども・子育て支援に関する総合的な計画であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の改訂に合わせて「岡山市こども計画」として一体的に策定します。

また、「子ども・若者育成支援推進法」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の市町村計画、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく自立促進計画を含んでいます。

上位計画である岡山市の総合計画との整合性を図るとともに、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例（岡山っ子育て条例）」の行動計画、「岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）」など、関連計画との連携を図っています。なお、「第2部第1章 社会的養育の推進」は、岡山県と共同で策定した「岡山県社会的養育推進計画」と連動するものです。



3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、施策の実施状況の評価等により変更の必要が生じた場合は見直すこととします。

計画期間

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
岡山市子ども・子育て支援プラン 2020					岡山市こども計画				
岡山市子ども・子育て支援事業計画 2020									

4 計画の対象

こども基本法では、「こども」は18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないように「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

また、こども大綱においては、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね18歳まで）、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）に分けてライフステージ別に重要事項が示されています。

これを踏まえて、本計画においては、こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく支援ができるように、おおむね30歳未満のこども・若者とその家族、教育・保育施設、学校、事業者、行政、地域社会などを計画の対象とします。

なお、内包している子ども・若者育成支援推進法に基づく「岡山市子ども・若者計画」における施策の一部については、おおむね30歳代までとします。

本計画においては、平仮名表記の「こども」を使用することとしますが、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞などについては、平仮名表記以外を用いています。

また、「若者」については、思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なる部分がありますが、思春期以降の年代を指すことを明確にする場合などは「若者」を用いることとします。

5 基本理念

こども・若者が輝き、安心して子育てができるまちづくり

全てのこども・若者は、生まれながらにして権利を持つ主体であり、その権利が尊重され、年齢や発達に応じて意見を表明したり、社会の様々な活動に参画したりしながら、ひとしく健やかに成長できることは、一人ひとりのこども・若者とその家庭の幸せにつながっていきます。

また、少子化が大きな社会問題となる中で、若い世代がおとなとして自立し、生活の基盤の安定が図られ、自らの希望に応じて結婚し、安心してこどもを生み育てることができる環境をつくることは、豊かで活力ある社会を維持していくうえで重要です。

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期までの成長過程において、家族や友人、教職員、地域のおとななどの他者や地域社会とのかかわりの中で、小さな失敗も経験しながら発達段階に応じて多様な体験や学びを積み重ね、生きる力を育んでいきます。

若者は、青年期において進学や就職などで専門性や職業能力を身に付け、様々な悩みや葛藤を経験しながら、社会の担い手として生活の基盤を確立し、自らの希望に応じて結婚や子育てなど将来のライフプランを選択していきます。

こども・若者が自分らしく円滑な社会生活を送ることができるように成長するためには、保育、教育、居場所づくり、保健、医療、福祉、就労、結婚など、ライフステージに応じた切れ目ない支援が必要です。

岡山市は、こども大綱の目指す「こどもまんなか社会」の基本的方針を踏まえ、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図り、全てのこども・若者が健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に将来にわたり幸せな状態で生活を送ることができるように、そして、希望する誰もが安心してこどもを生み、子育てに伴う喜びを感じながら育てることができるように、家庭、教育・保育施設、学校、事業者、地域社会などとの協働により社会全体で支え、支援していきます。

6 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき設置している「岡山市子ども・子育て会議」において、こども基本法に基づく関係機関・団体等の有機的な連携を確保する機能を担い、岡山市におけるこども施策の適正かつ円滑な実施を図ります。なお、委員は、公募市民、こどもの保護者、経済団体、労働者団体、保健福祉団体、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、教育・保育事業者及び学識経験者などで構成されています。

また、庁内組織として関係部署で構成する推進会議を設置し、年度ごとに事業の進捗状

況等を把握するとともに、こどもや若者、子育て当事者の課題や支援ニーズに適切に対応できるよう、必要な内部調整を行い、総合的かつ円滑な推進を目指します。

加えて、こどもや若者、子育て当事者等からの意見を聴取するとともに、議会、各分野における専門的な知識を持つ有識者及び関連団体等からも適宜、多様な意見を聴取しながらこども施策の一層の推進に努めます。

なお、計画の進捗状況については、毎年度、ホームページ等において公開します。

第2章

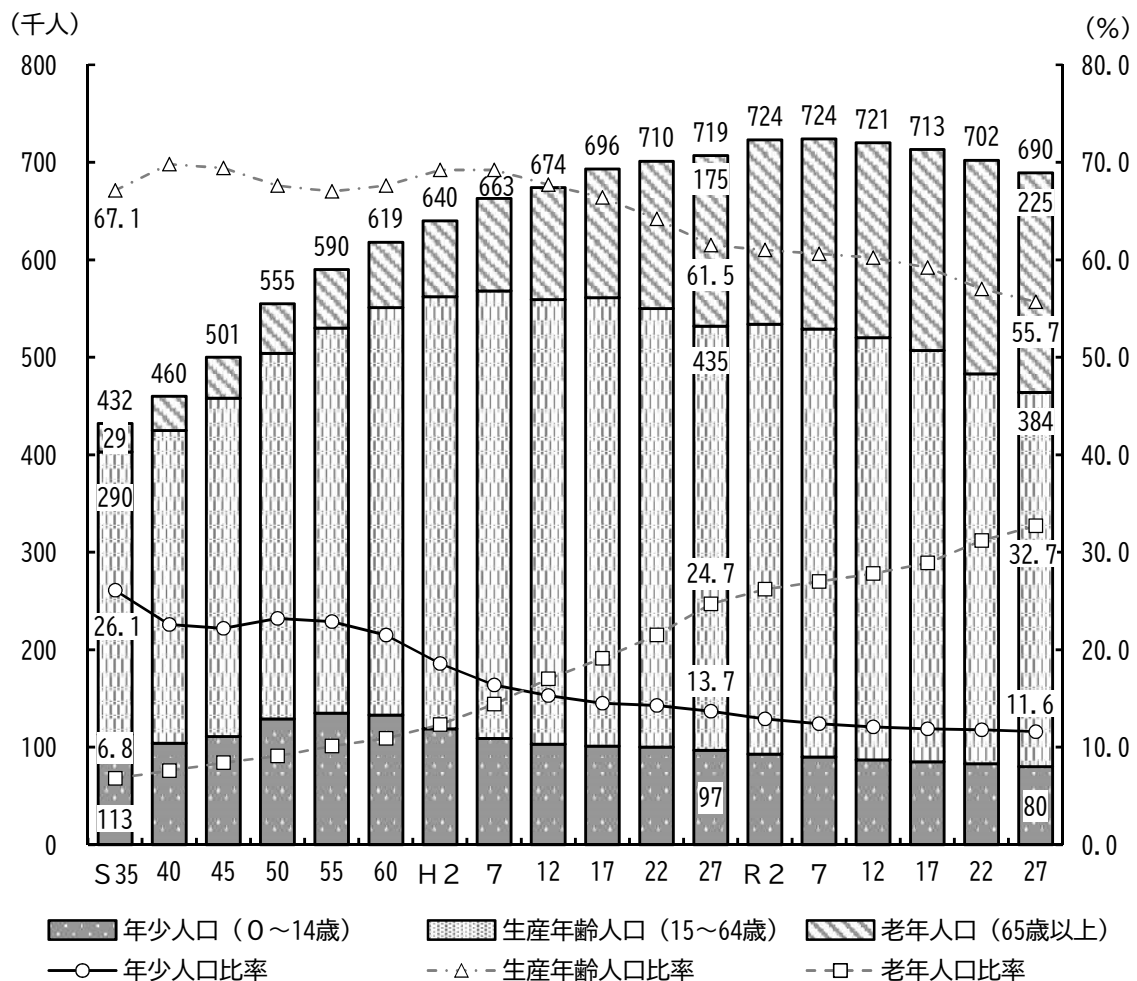
岡山市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移と将来推計

岡山市の人口は緩やかな増加が続いてきましたが、今後は減少傾向に転じると予測されています。

岡山市の人口の推移と将来推計・人口構成比の見通し

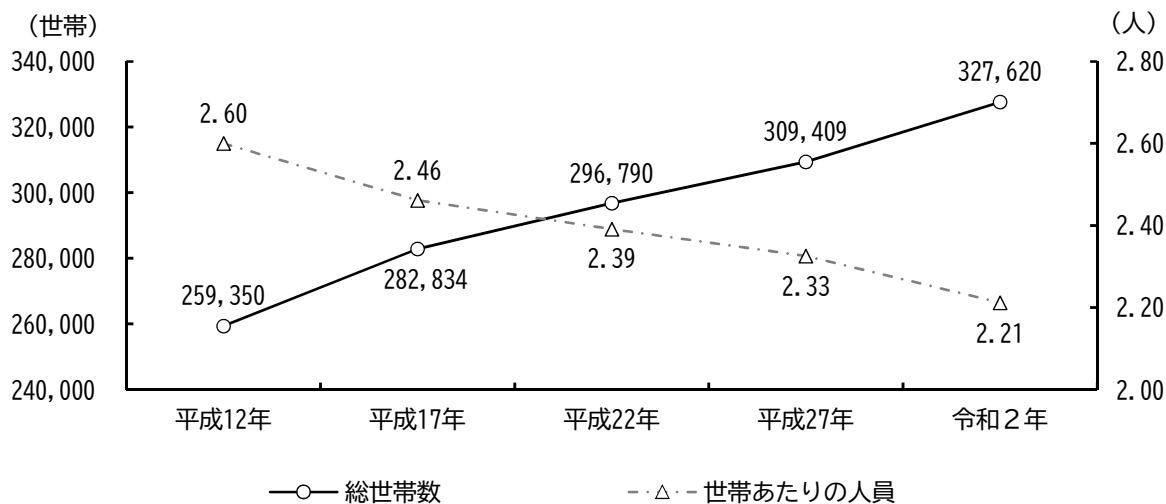


※ 平成27年までは実績値、令和2年以降は推計
 ※ 総数は「不詳」を含む、年齢別は「不詳」を除いて算出
 資料：岡山市第六次総合計画後期中期計画

(2) 世帯数及び一世帯あたりの人員

岡山市の世帯数は増加傾向にあります。一世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。

岡山市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員の推移

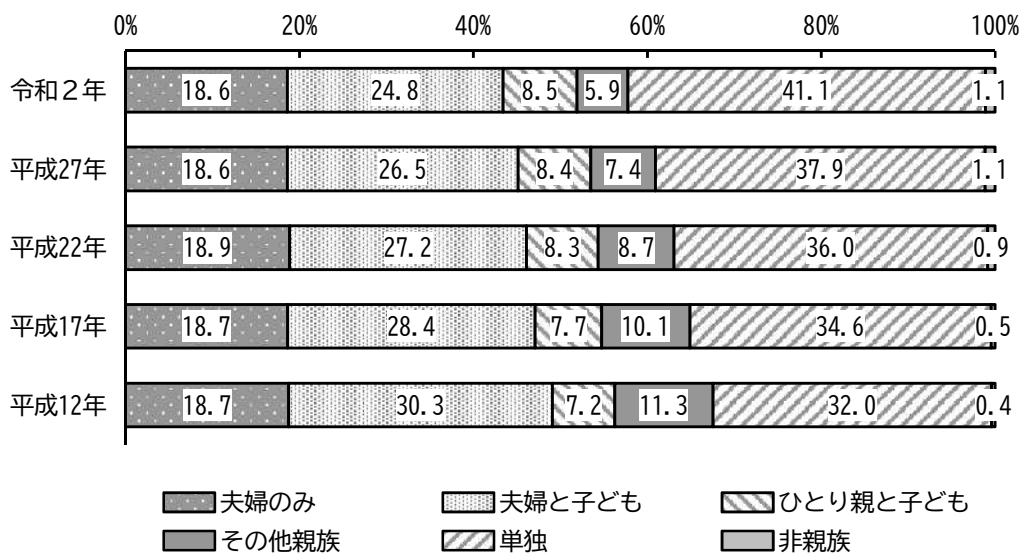


資料：国勢調査

(3) 世帯構成の推移

世帯構成は、「夫婦と子ども」から成る世帯が、平成12年の30.3%から令和2年の24.8%へ5.5ポイント減少し、「単独」世帯の割合が9.1ポイント増加しています。

岡山市の世帯構成の推移

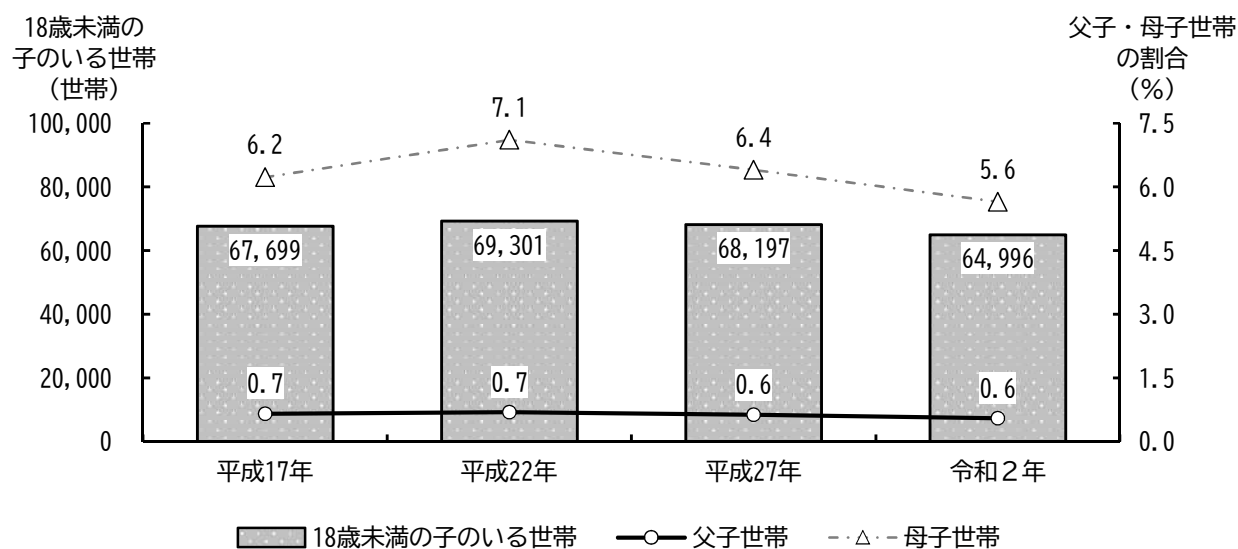


資料：国勢調査

(4) ひとり親世帯の推移

18歳未満の子のいる世帯に対するひとり親世帯の割合をみると、父子世帯は横ばいで推移しているなか、母子世帯は平成22年までは増加していましたが、それ以降は減少しています。令和2年の割合は、父子世帯が0.6%、母子世帯数が5.6%となっています。

岡山市の18歳未満の子のいる世帯数と母子世帯・父子世帯の割合

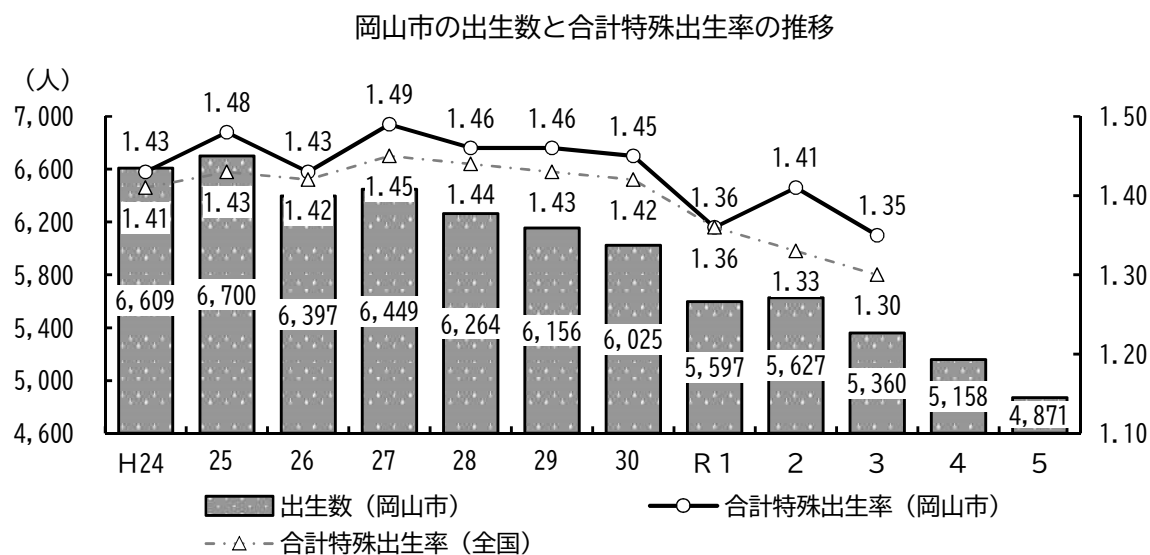


資料：国勢調査（他の世帯員がいる世帯を含まない）

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率及び出生数の推移

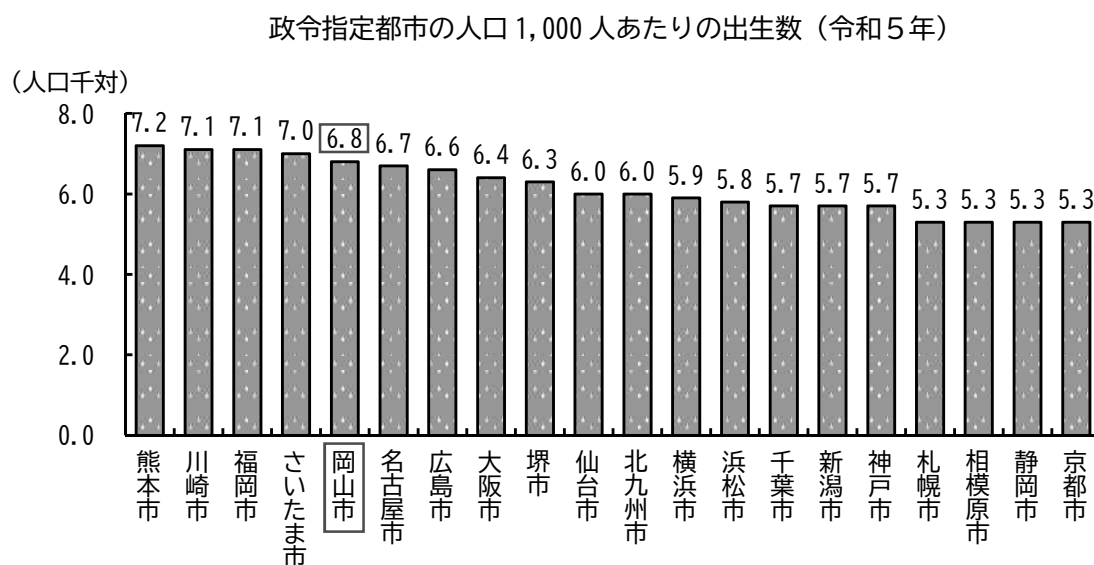
出生数は、近年特に減少傾向にあります。合計特殊出生率は、全国より概ね高い水準で推移しており、令和3年は1.35となっています。



資料：資料：平成 24～令和 3 年 岡山県衛生年報
令和 4～5 年 人口動態統計

(2) 政令指定都市の出生数

岡山市の人口1,000人あたりの出生数は6.8となっており、政令指定都市の中では高い値となっています。

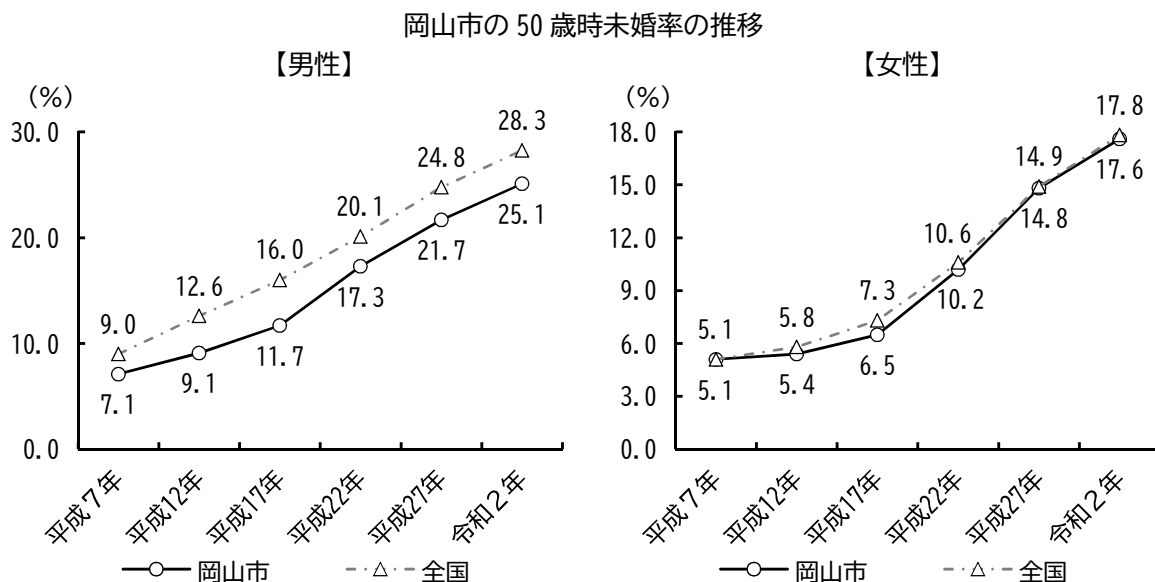


資料：人口動態統計

(3) 50歳時の未婚率の推移

男性の50歳時未婚率は、平成7年の7.1%から令和2年の25.1%へ大きく上昇しており全国を下回っています。

女性の50歳時未婚率は、特に平成17年以降大きく上昇し、令和2年は17.6%となっており、全国と同じ水準となっています。



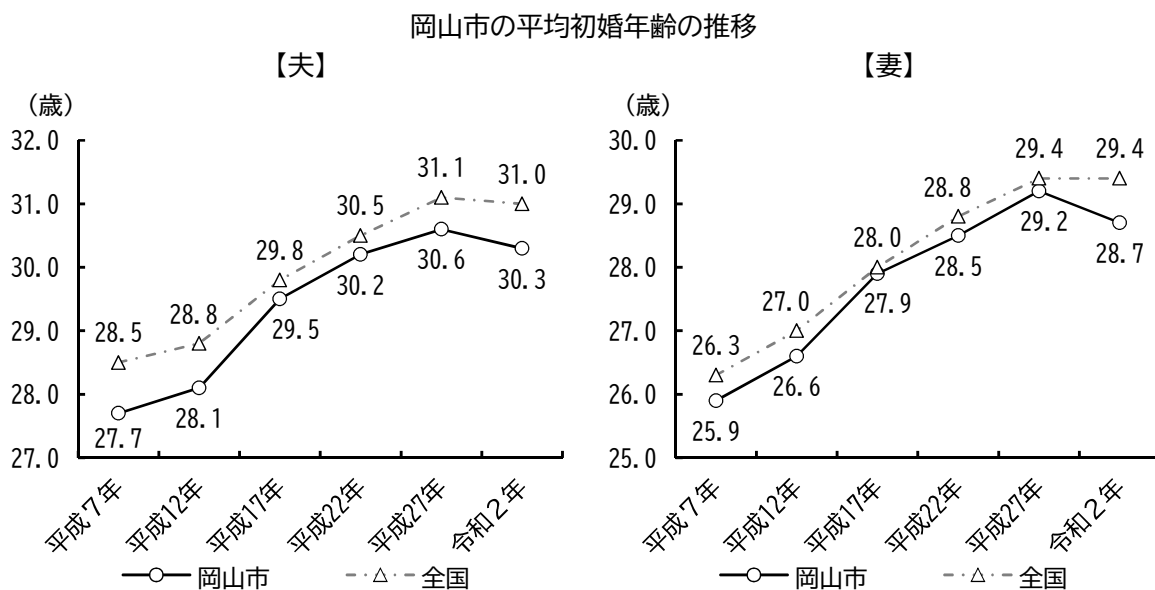
※ 45～49歳と50～54歳における割合の平均値

※ 全国 平成27年・令和2年 配偶関係不詳補完結果に基づく

資料：国勢調査

(4) 平均初婚年齢の推移

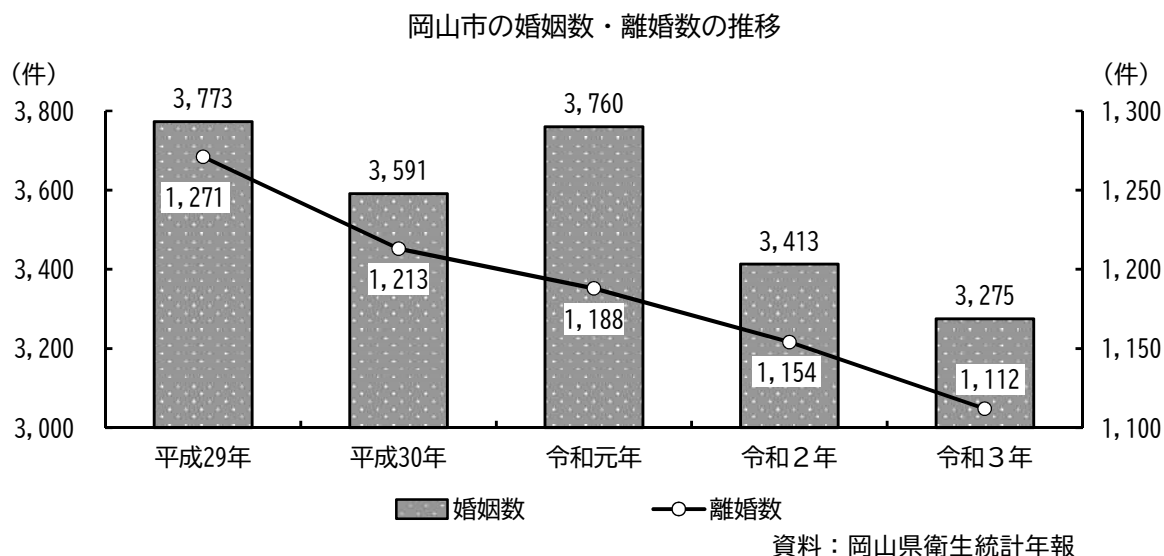
平均初婚年齢は、夫、妻ともに全国よりも若い年齢で推移していますが、平成7年に比べ令和2年では平均初婚年齢が上がっており、晩婚化が進んでいます。



資料：人口動態調査

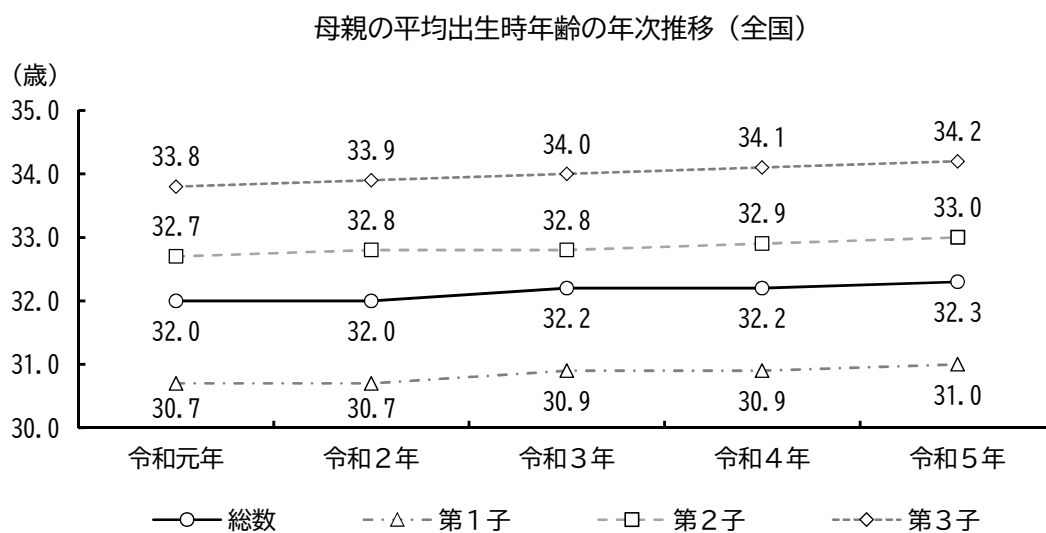
(5) 婚姻数・離婚数の推移

年間の離婚数は年々減少し、婚姻数は令和元年に増加したもののそれ以降は減少しています。令和3年は、婚姻数3,275件、離婚数1,112件となっています。



(6) 母親の平均出生時年齢の推移

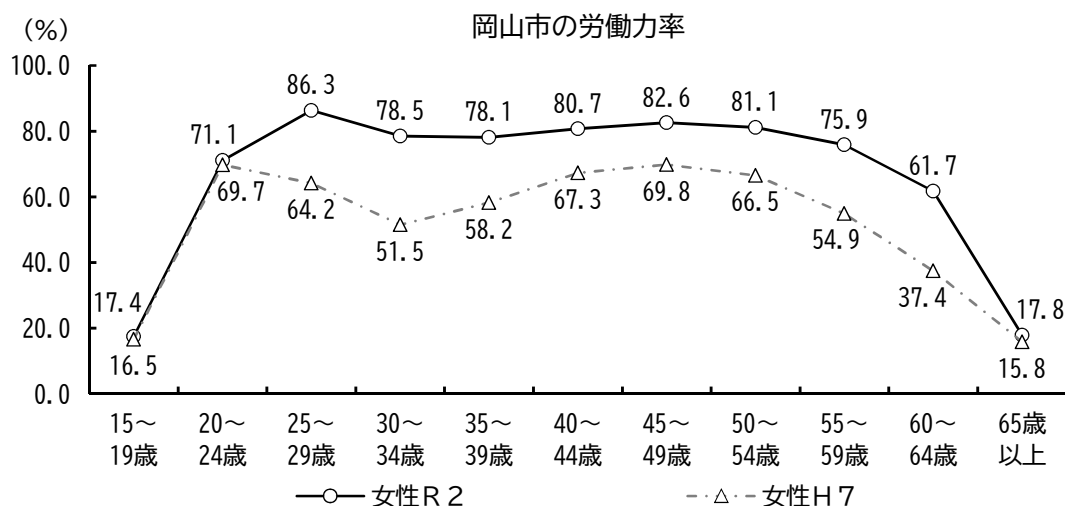
全国の母親の平均出生時年齢は上昇傾向にあり、令和5年で32.3歳となっています。



3 就労や家庭の状況

(1) 労働力率

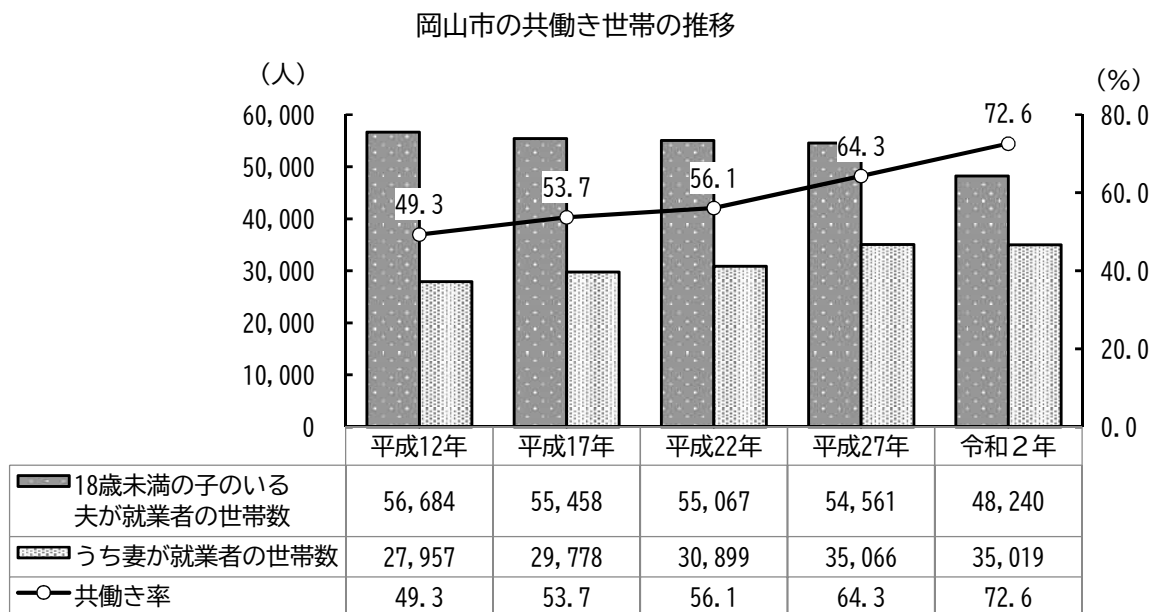
女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）について、25～59歳の女性の労働力率では、平成7年で約5～7割、令和2年で7割半ば～8割半ばとなっており、女性の就労が進んでいることがわかります。



資料：国勢調査

(2) 共働きの状況（18歳未満の子のいる世帯）

18歳未満の子のいる世帯のうち夫婦共働き世帯の割合は年々上昇し、令和2年には72.6%となっています。

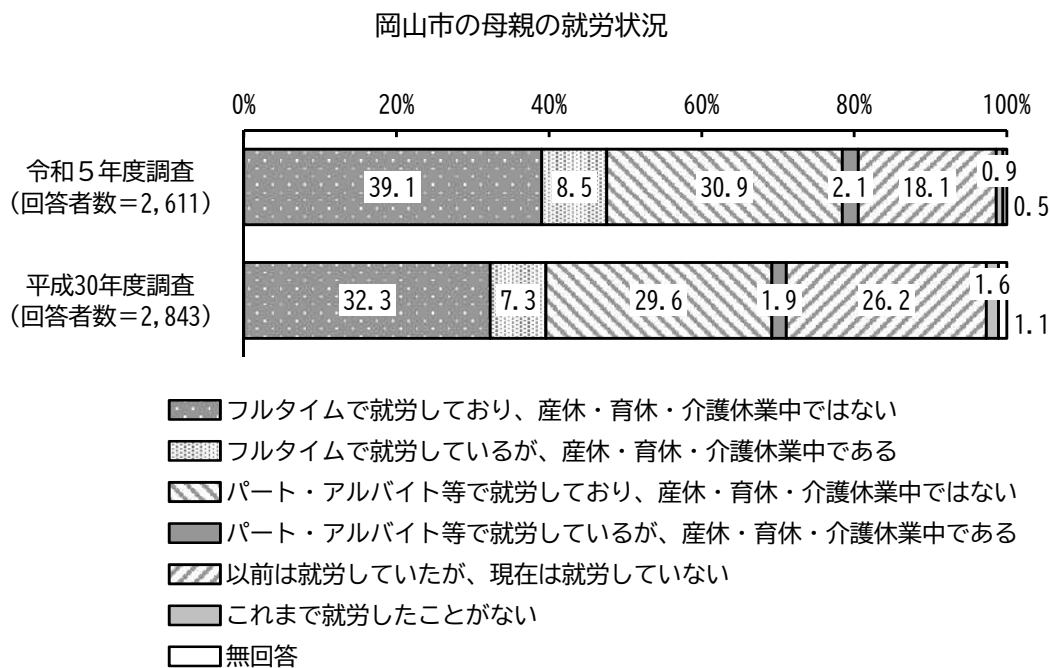


資料：国勢調査

(3) 母親の現在の就労状況

母親の就労状況について、『フルタイムで就労している』と回答した割合が47.6%となっています。また、『パート・アルバイト等で就労している』の割合が33.0%、となっています。

平成30年度調査と比較すると、『フルタイムで就労している』の割合が増加しています。

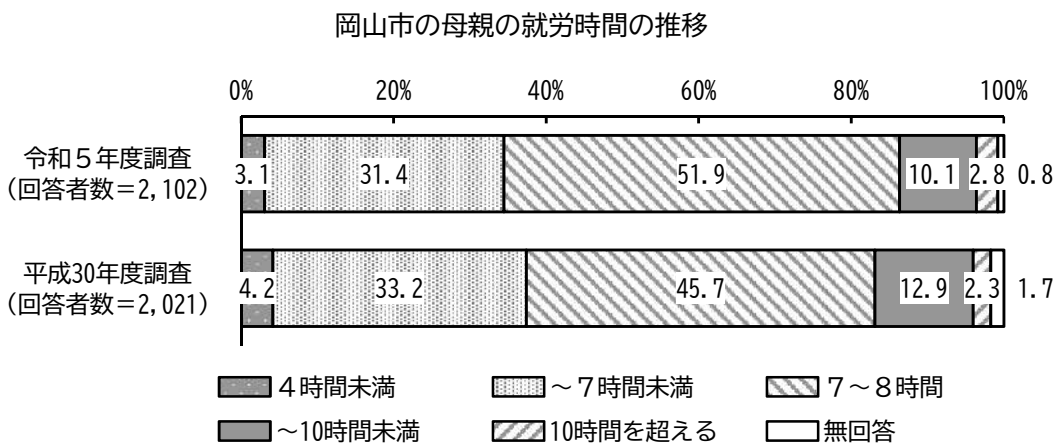


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート

(4) 母親の就労時間の推移

母親の1日当たりの就労時間について、「7～8時間」と回答した割合が51.9%となっています。また、『8時間を超える』割合が12.9%となっています。

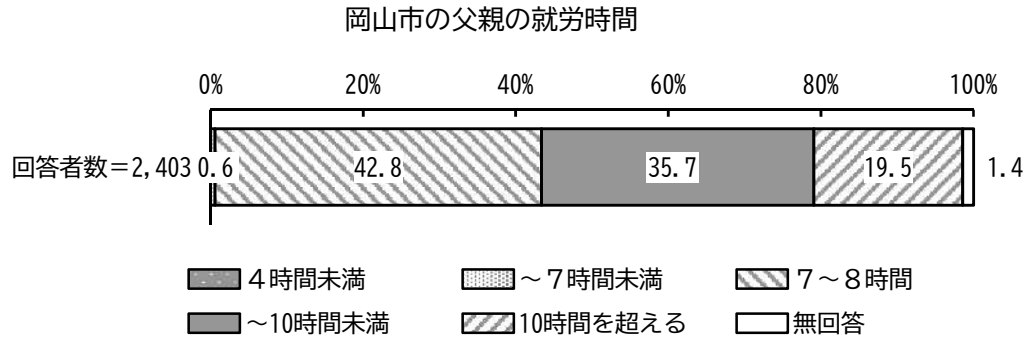
平成30年度調査と比較すると、「7～8時間」の割合が増加しています。



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート

(5) 父親の就労時間

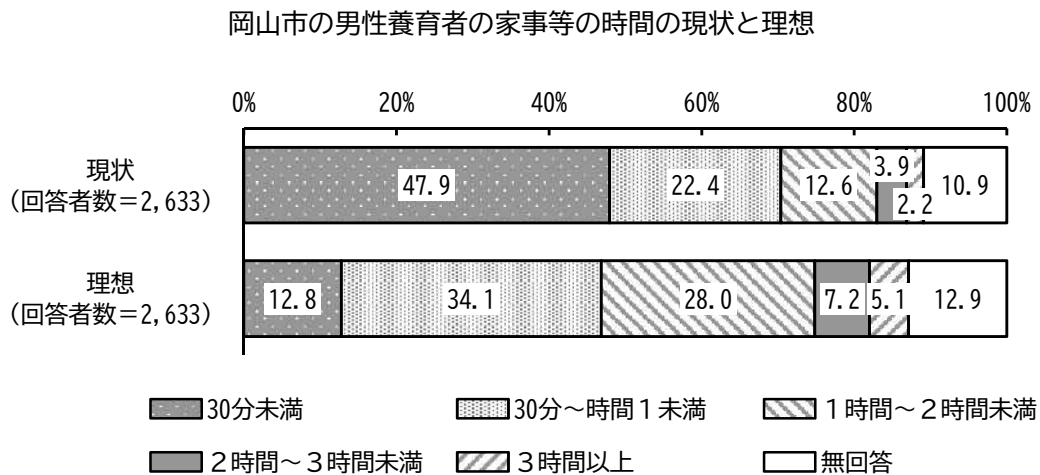
父親の1日当たりの就労時間について、「7～8時間」と回答した割合が42.8%となっています。また、『8時間を超える』割合が55.2%となっています。



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート

(6) 父親の家事や子どもと関わる時間

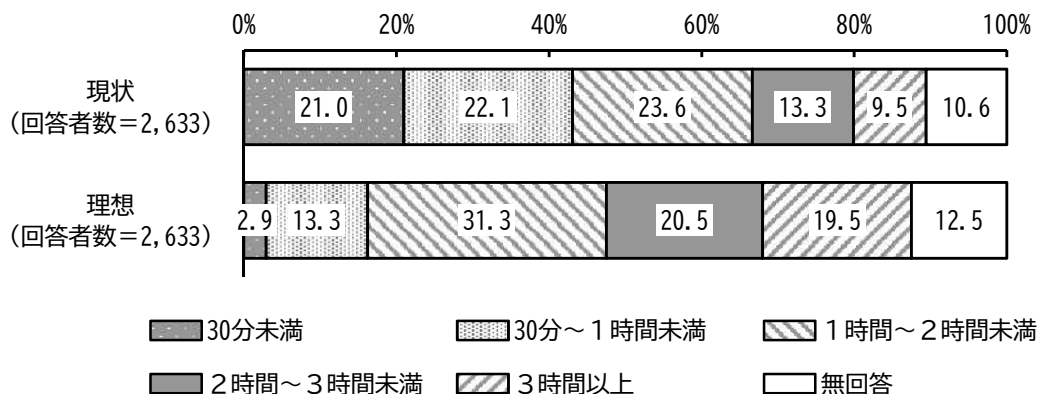
男性養育者の平日の家事等の時間の現状と理想について、『1時間以上』と回答した割合は、現状が18.7%、理想が40.3%と理想が現状よりも高くなっています。



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート

男性養育者の平日に子どもと関わる時間の現状と理想について、『2時間以上』と回答した割合は、現状が22.8%、理想が40.0%と理想が現状よりも高くなっています。

岡山市の男性養育者の平日に子どもと関わる時間の現状と理想



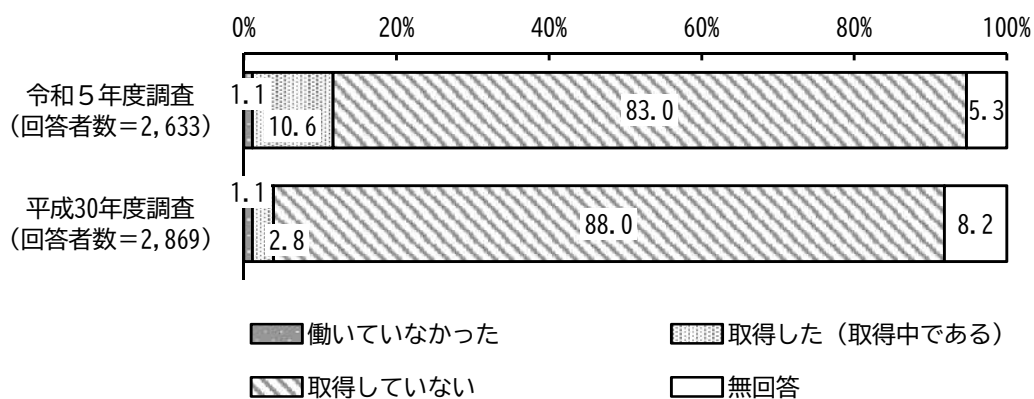
資料：子ども・子育て支援に関するアンケート

(7) 父親の育児休業取得状況

父親の育児休業取得状況について、「取得した（取得中である）」と回答した割合が10.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。

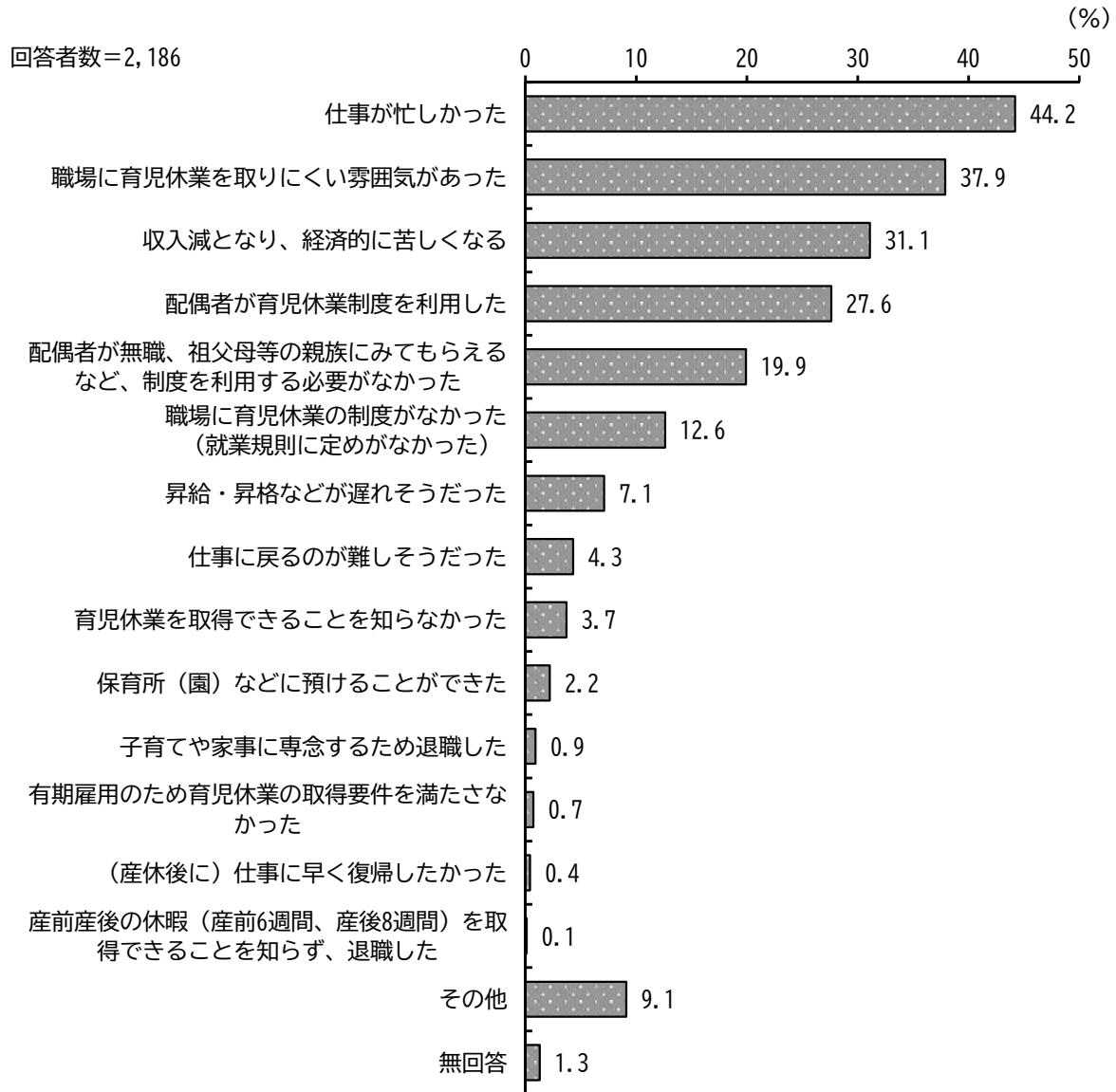
岡山市の父親の育児休業取得状況



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート

父親が育児休業を取得していない理由について、「仕事が忙しかった」と回答した割合が44.2%と最も高く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が37.9%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が31.1%となっています。

岡山市の父親の育児休業を取得していない理由



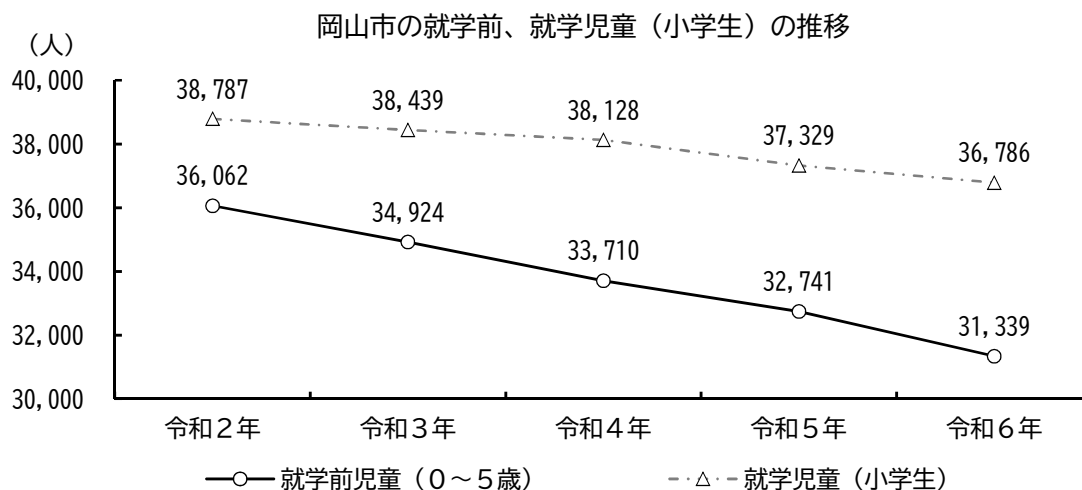
資料：子ども・子育て支援に関するアンケート

4 こども・若者の状況

(1) こどもの意識や状況

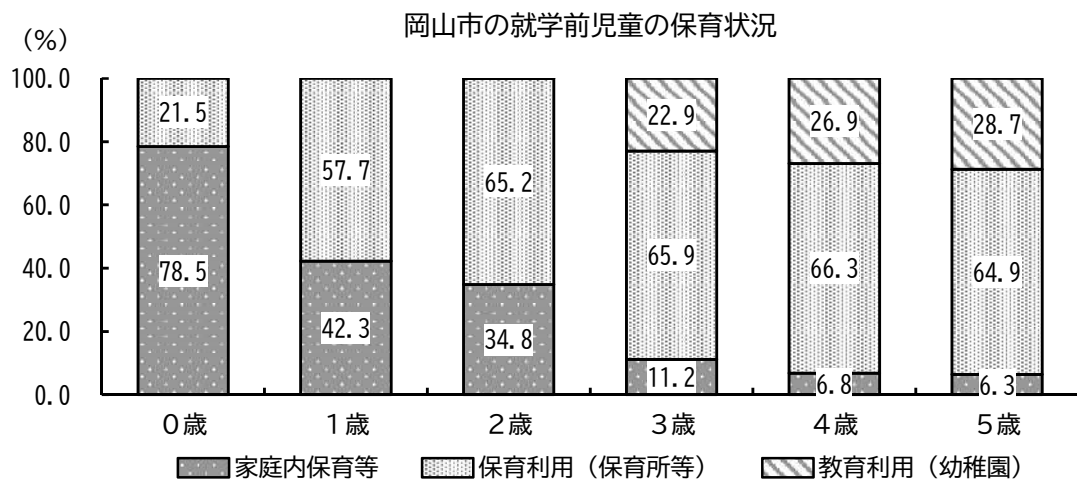
① 就学前児童、就学児童数（小学生）の推移

就学児童数（小学生）は緩やかな減少が続いていますが、就学前児童数は大きく減少しています。令和6年は、就学前児童31,339人、就学児童36,786人となっています。



② 就学前児童の保育状況

就学前児童は、0歳時では約8割が家庭などで過ごし、4～5歳児の9割以上が教育・保育施設を利用しています。



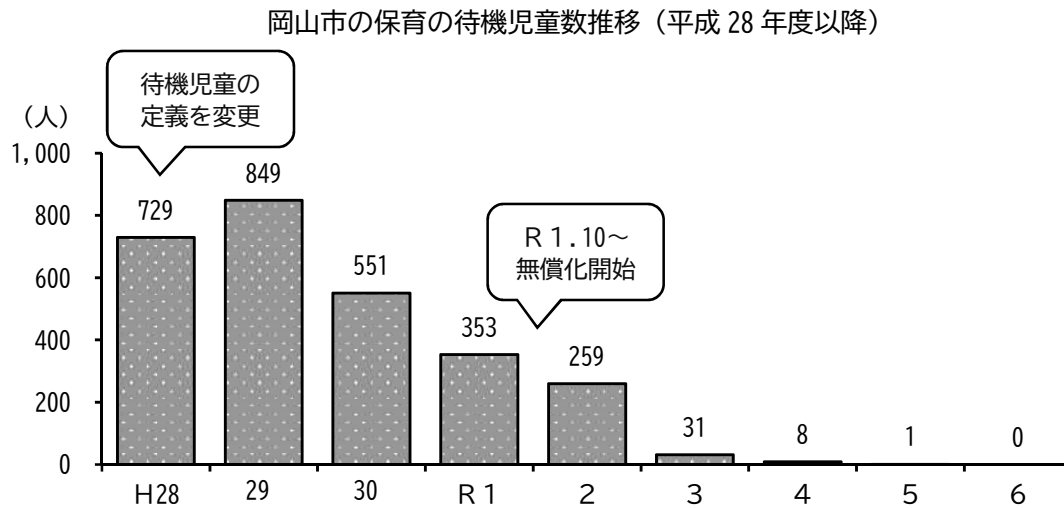
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
教育利用（幼稚園）	0	0	1	1,195	1,459	1,621
保育利用（保育所等）	1,009	2,962	3,414	3,437	3,593	3,664
家庭内保育等	3,680	2,169	1,825	584	368	358
就学前児童数計	4,689	5,131	5,240	5,216	5,420	5,643

※ 保育所等には、企業主導型、特認登録、認可外保育を含む。

資料：岡山市（令和6年4月1日時点）

③ 保育の待機児童数推移

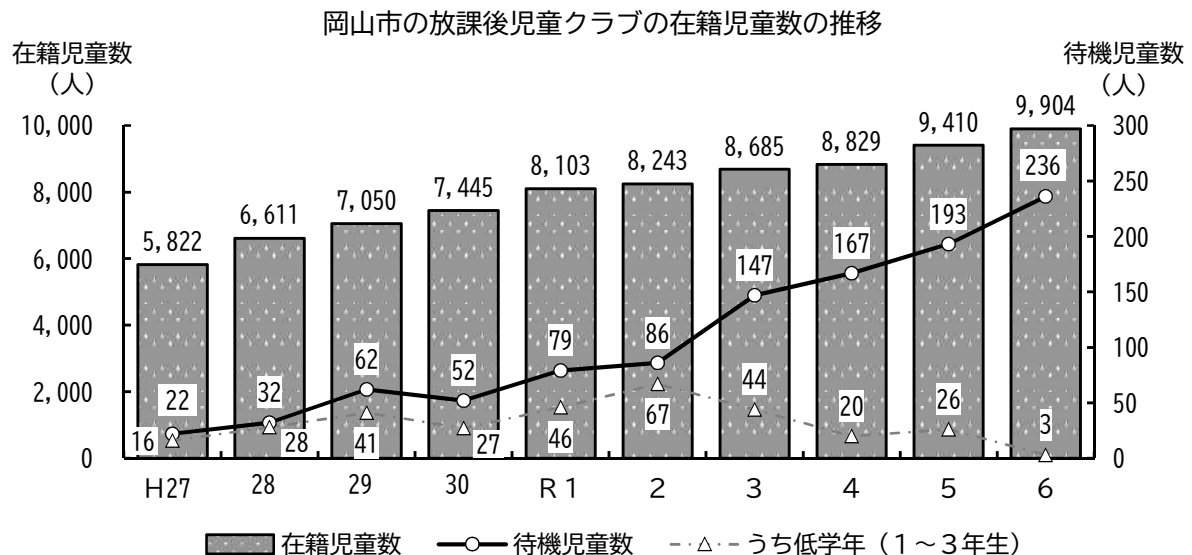
最も多い時には800人以上いた待機児童は令和6年には0人となり、待機児童は解消されました。



資料：岡山市（各年4月1日時点）

④ 放課後児童クラブの在籍児童数の推移

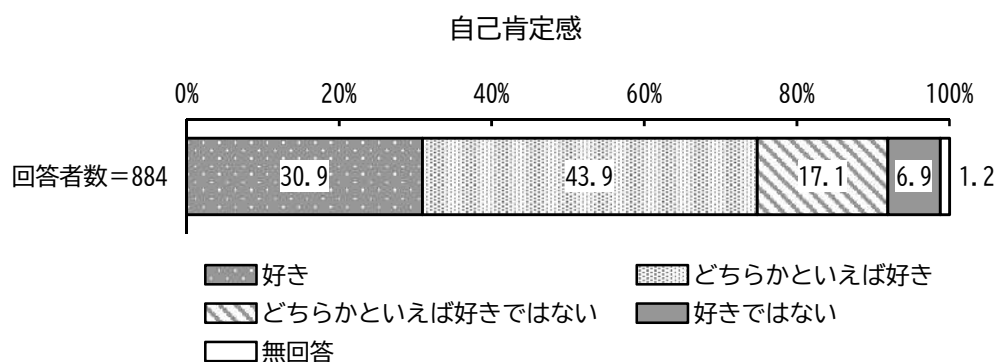
在籍児童数は年々増加しており、令和6年は9,904人となっています。また、待機児童数は増加傾向にあります。



資料：岡山市（各年5月1日時点、令和2年は7月1日時点）

⑤ 自己肯定感

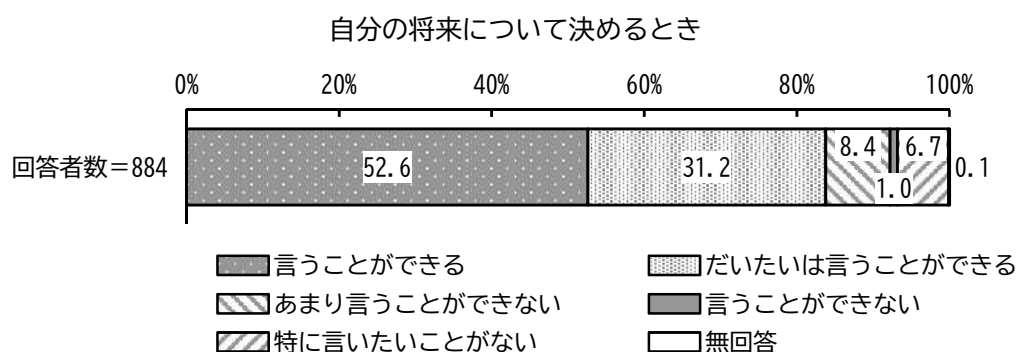
自己肯定感について、自分のことが『好き』（「好き」＋「どちらかといえば好き」）と回答した割合が74.8%、『好きではない』（「好きではない」＋「どちらかといえば好きではない」）と回答した割合が24.0%となっています。



資料：中高生世代の意識に関するアンケート

⑥ 自分の将来について決めるとき

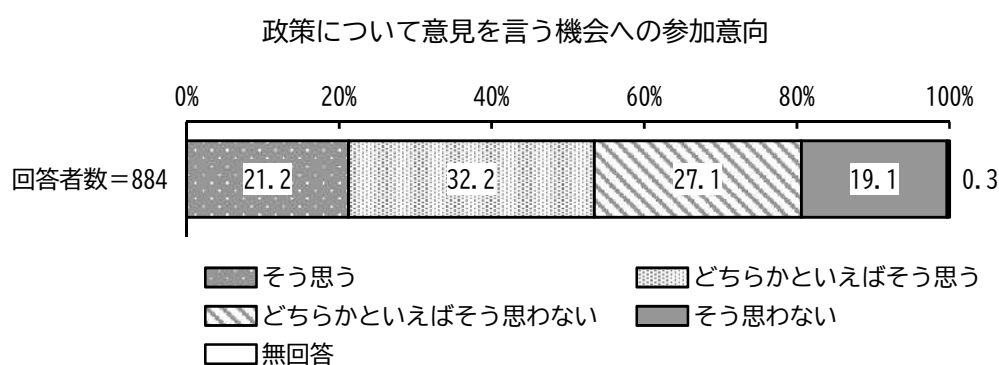
自分の将来について決めるとき、自分の考えや思いを『言うことができる』（「言うことができる」＋「だいたい言うことができる」）と回答した割合が83.8%、『言うことができない』（「言うことができない」＋「あまり言うことができない」）と回答した割合が9.4%となっています。



資料：中高生世代の意識に関するアンケート

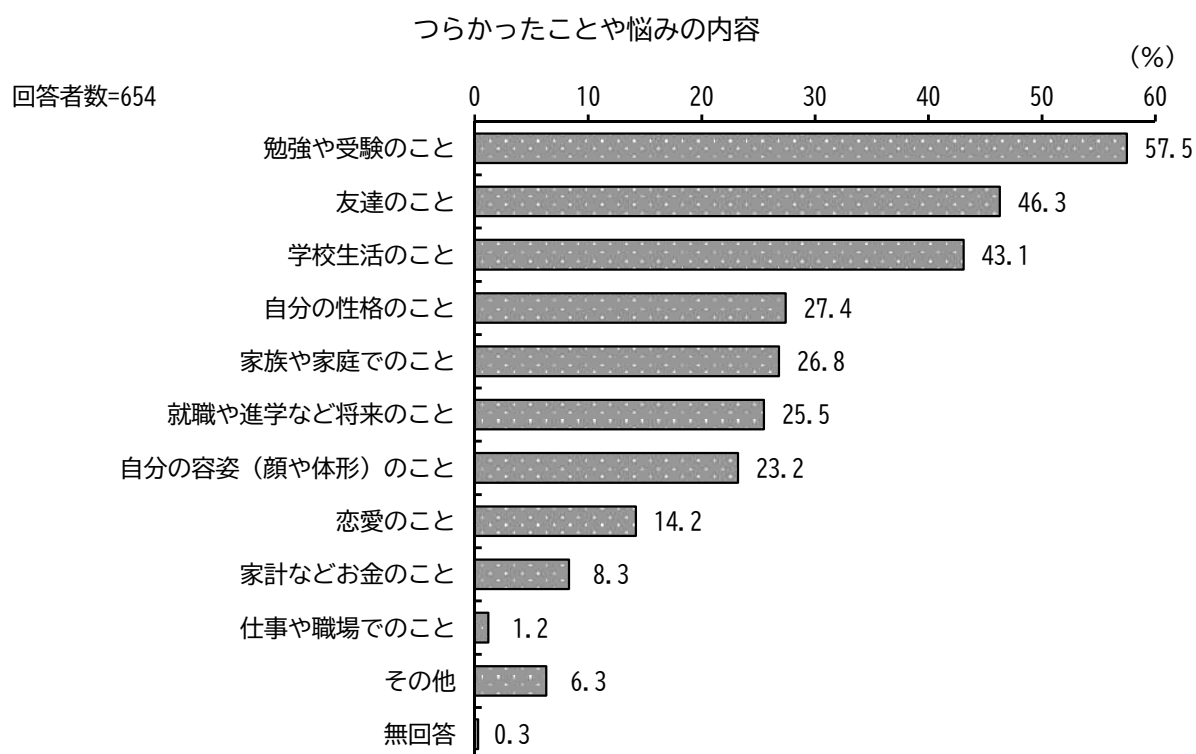
⑦ 政策について意見を言う機会への参加意向

政策について意見を言う機会への参加意向について、参加したいと『思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）と回答した割合が53.4%、『思わない』（「思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）と回答した割合が46.2%となっています。



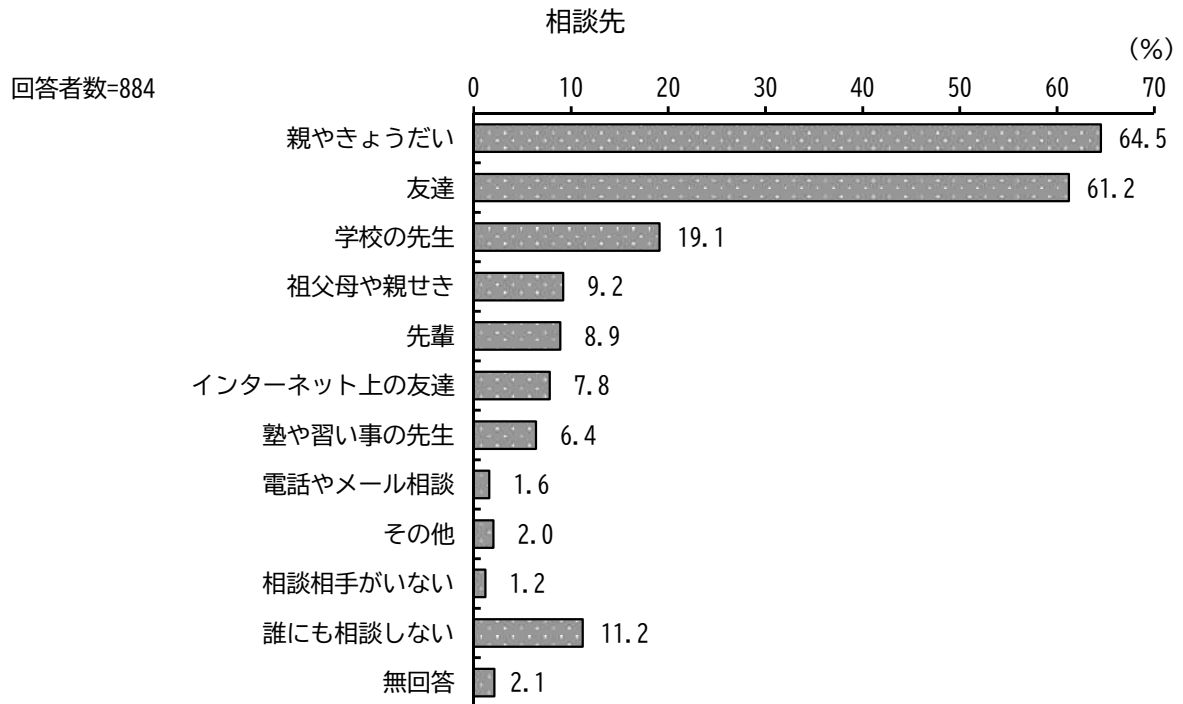
⑧ つらかったことや悩みの内容

悩みの内容について、「勉強や受験のこと」と回答した割合が57.5%と最も高く、「友達のこと」（46.3%）、「学校生活のこと」（43.1%）が続いています。



⑨ 相談先

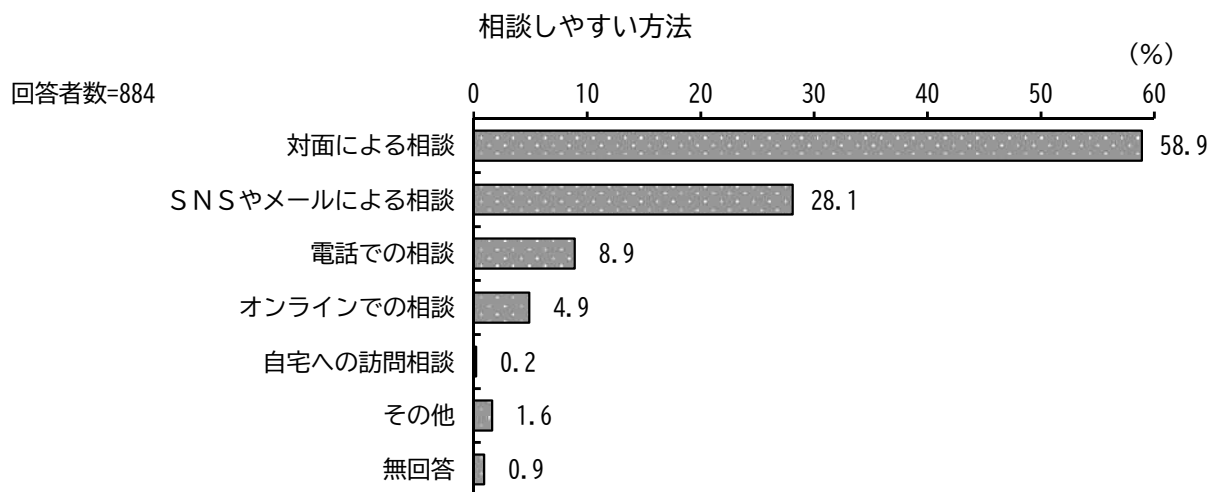
相談先について、「親やきょうだい」と回答した割合が64.5%と最も高く、次いで「友達」(61.2%)となっています。



資料：中高生世代の意識に関するアンケート

⑩ 相談しやすい方法

相談しやすい方法について、「対面による相談」と回答した割合が58.9%と最も高く、次いでSNSやメールによる相談」(28.1%)となっています。



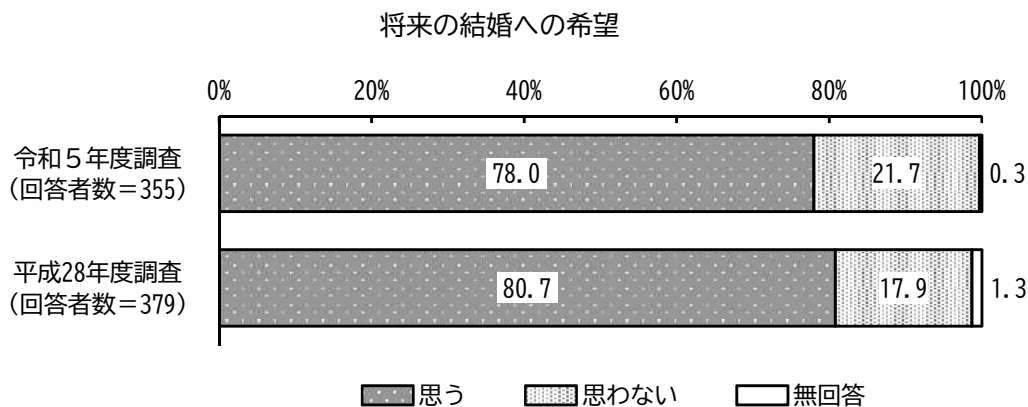
資料：中高生世代の意識に関するアンケート

(2) 若者の意識や状況

① 将来の結婚への希望

将来の結婚への希望について、結婚したいと「思う」と回答した割合が78.0%となっています。

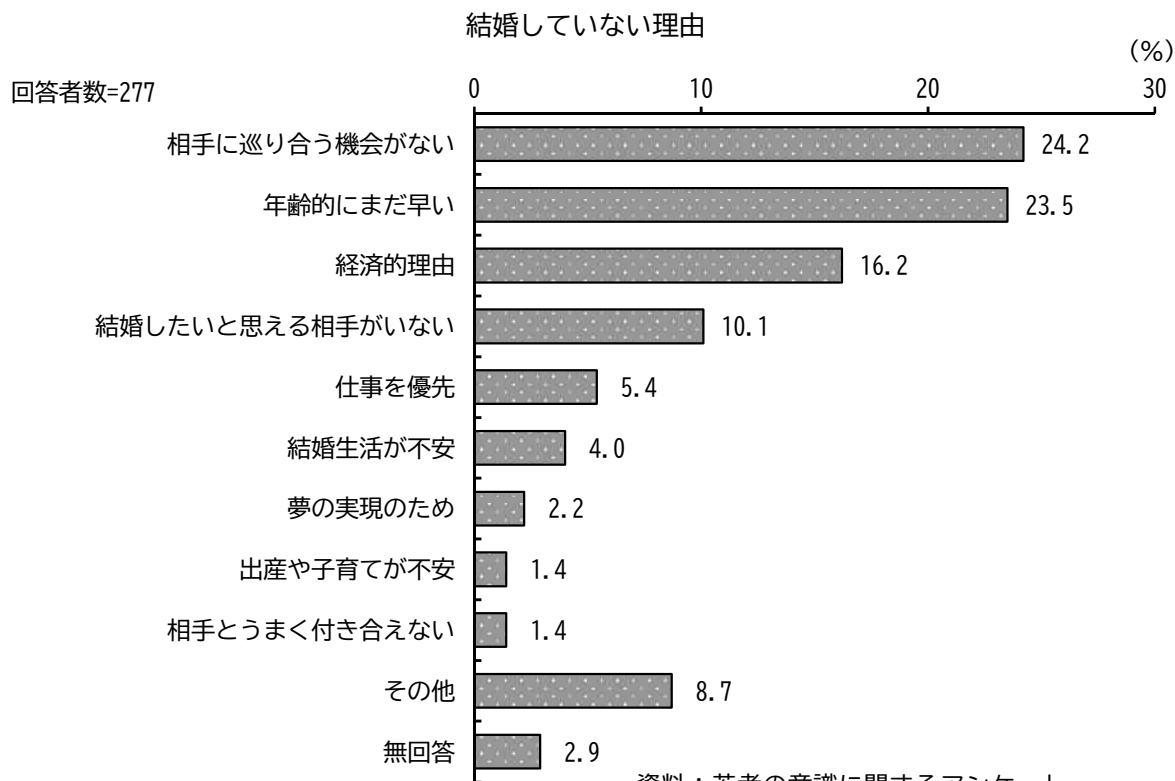
前回調査結果と比較すると、大きな差はみられません。



資料：若者の意識に関するアンケート

② 結婚していない理由

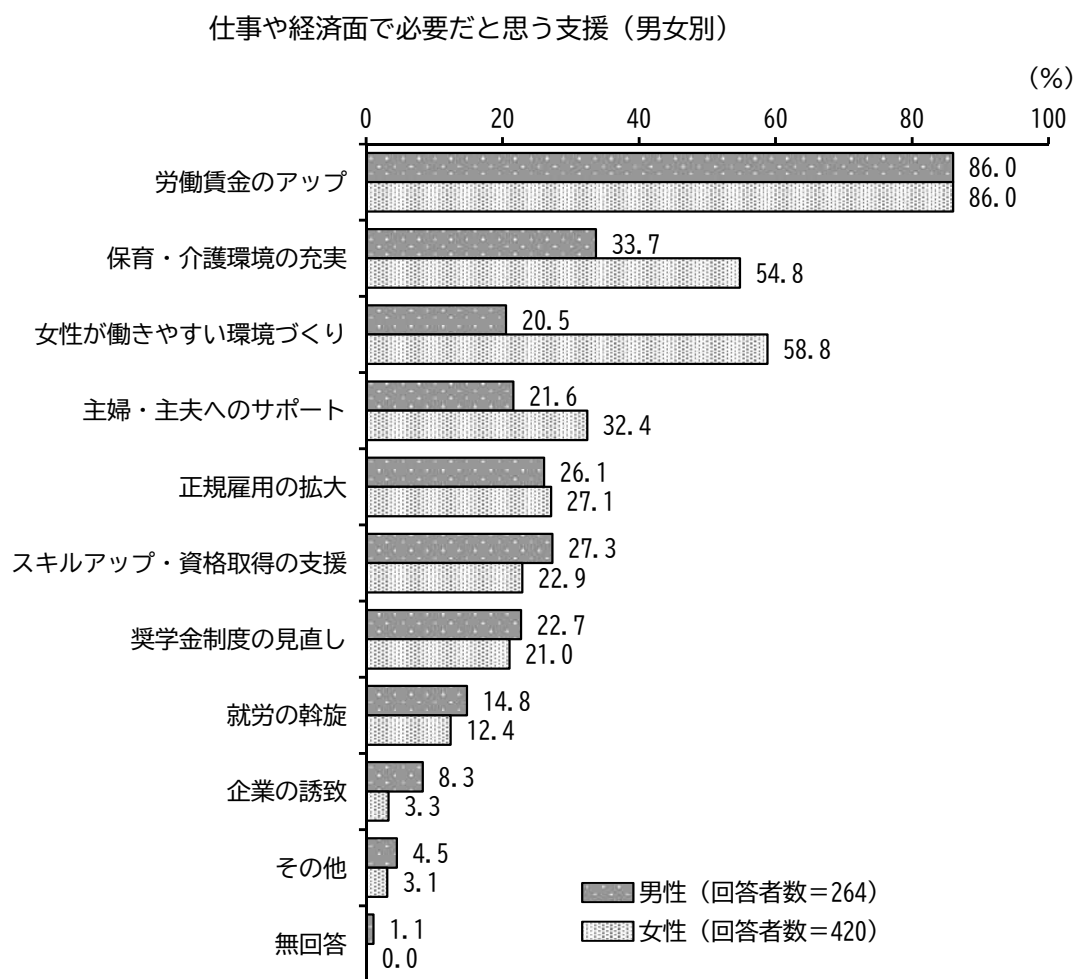
結婚していない理由について、「相手に巡り合う機会がない」と回答した割合が24.2%、「年齢的にまだ早い※」が23.5%、「経済的理由」が16.2%となっています。



※ 18歳から39歳までを対象としたアンケートであり、「年齢的にまだ早い」と回答した人の約7割は20歳未満でした。

③ 仕事や経済面で必要だと思う支援（男女別）

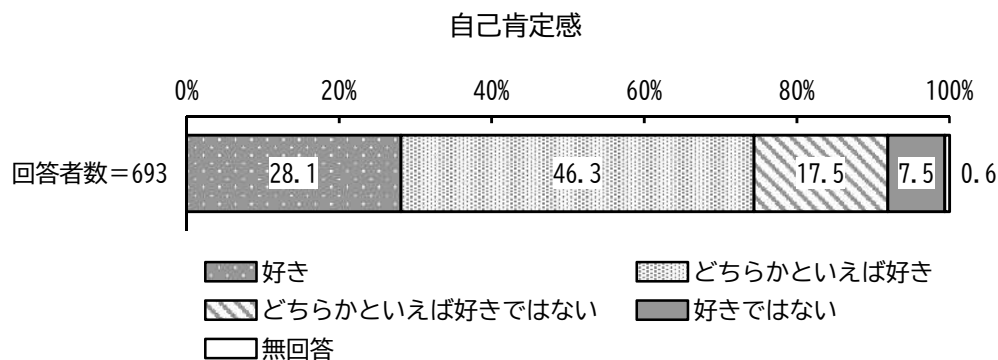
仕事や経済面で必要だと思う支援について男女別にみると、男女ともに「労働賃金のアップ」と回答した割合が86.0%と最も多くなっています。「保育・介護環境の充実」が女性で54.8%、「女性が働きやすい環境づくり」が女性58.8%と男女差が特に大きくなっています。



資料：若者の意識に関するアンケート

④ 自己肯定感

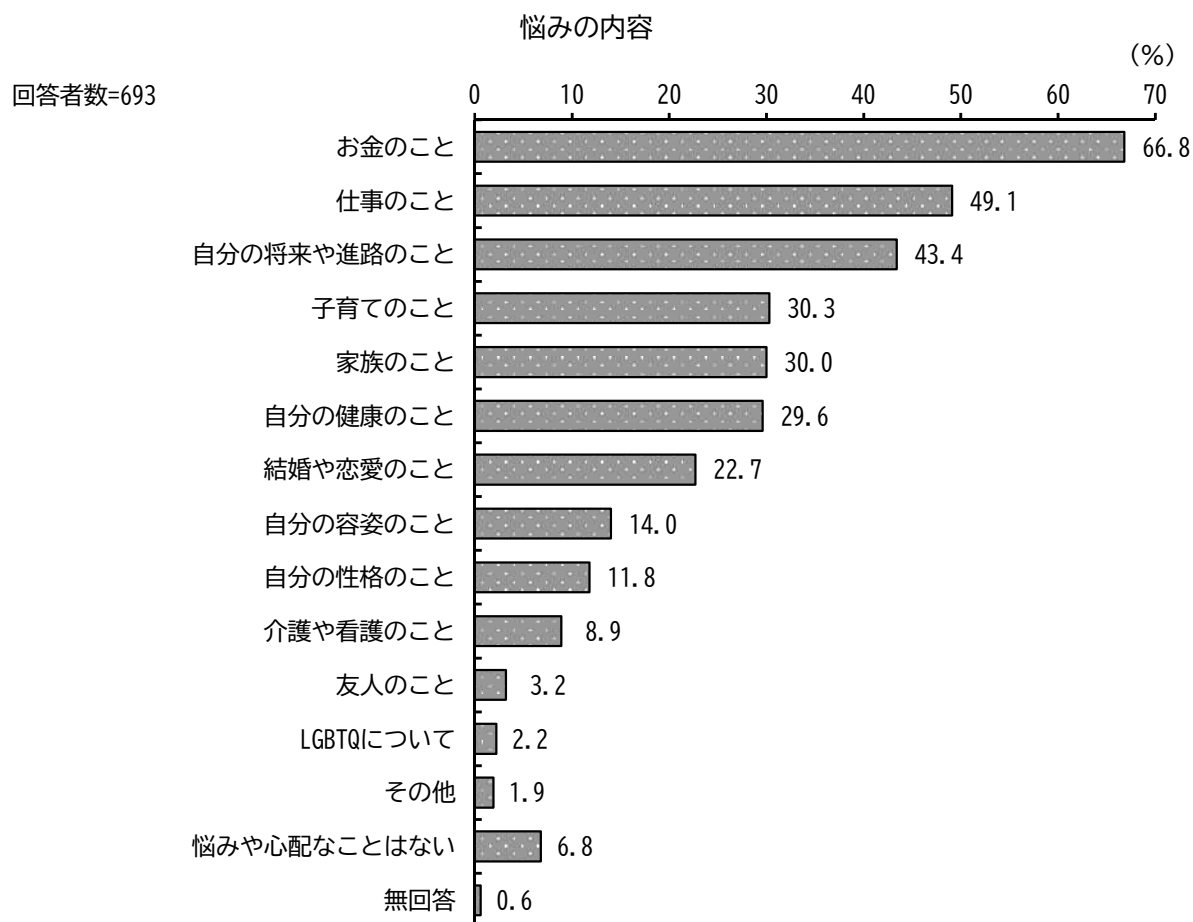
自分のことが好きかどうかについて、自分のことが『好き』（「好き」＋「どちらかといえば好き」）と回答した割合が74.4%、『好きではない』（「好きではない」＋「どちらかといえば好きではない」）と回答した割合が25.0%となっています。



資料：若者の意識に関するアンケート

⑤ 悩みの内容

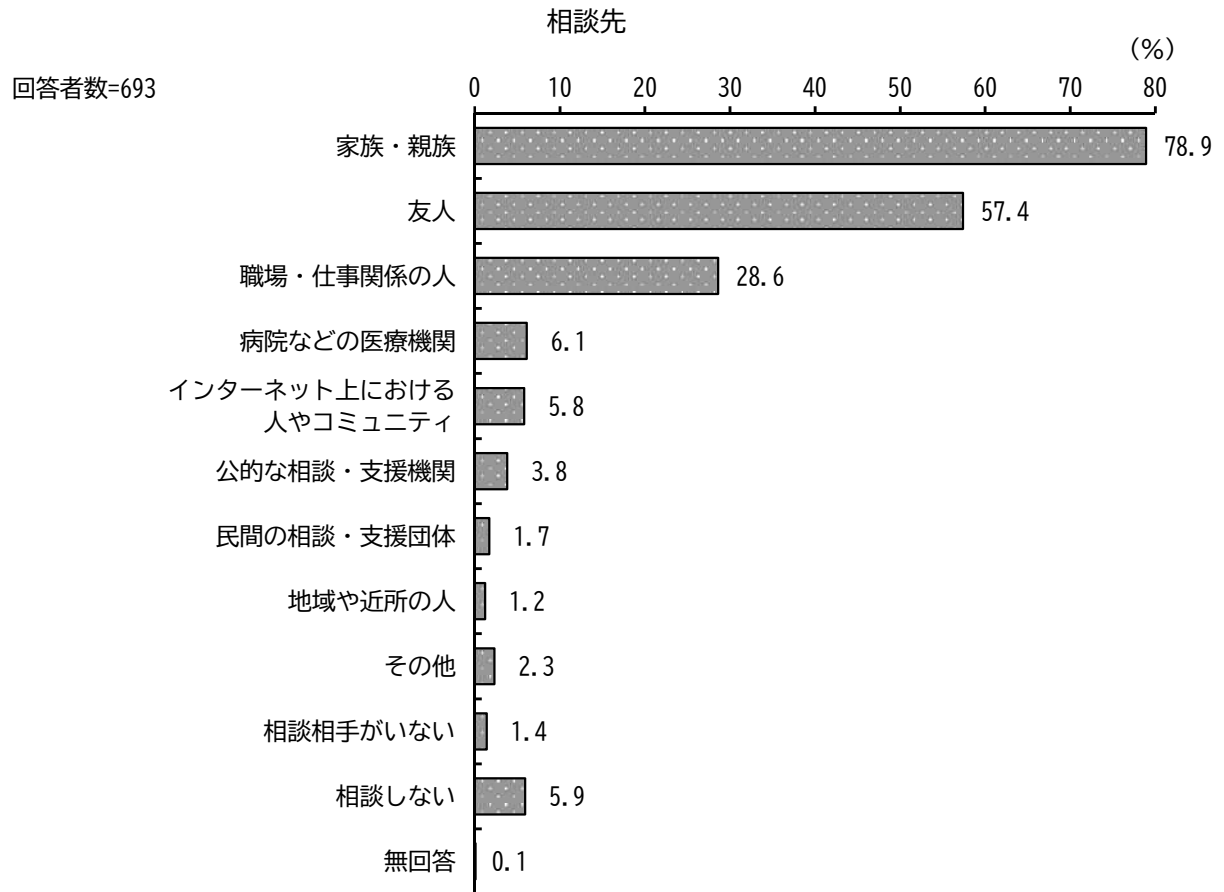
悩みの内容について、「お金のこと」と回答した割合が66.8%と最も高く、「仕事のこと」（49.1%）、「自分の将来や進路のこと」（43.4%）が続いています。



資料：若者の意識に関するアンケート

⑥ 相談先

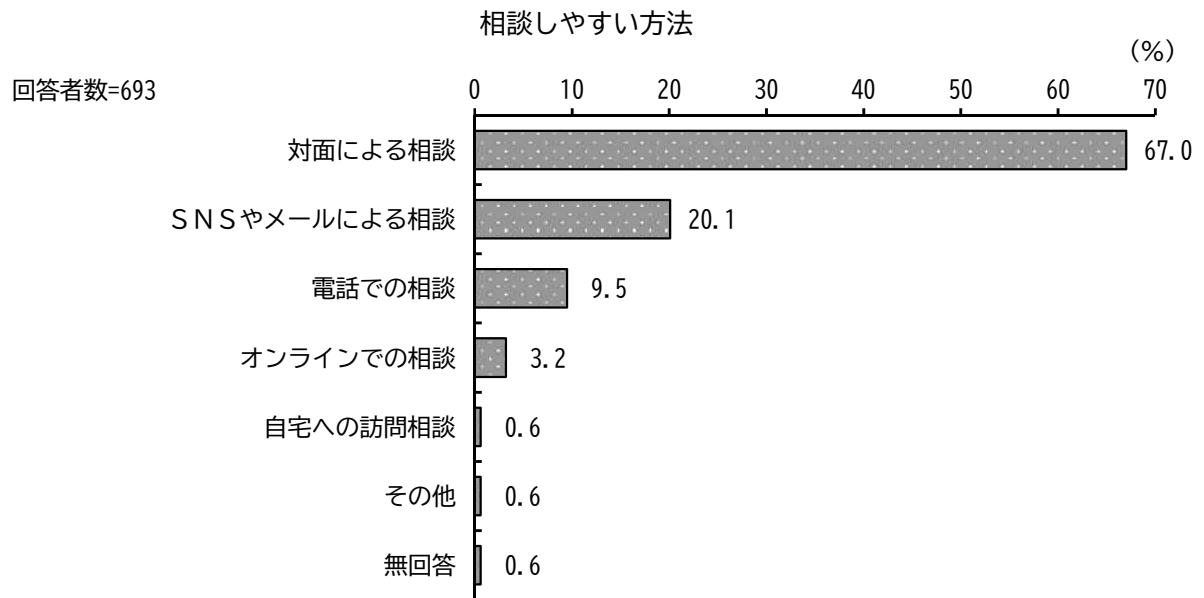
相談先について、「家族・親族」と回答した割合が78.9%と最も高く、「友人」(57.4%)、「職場・仕事関係の人」(28.6%)が続いています。



資料：若者の意識に関するアンケート

⑦ 相談しやすい方法

相談しやすい方法について、「対面による相談」と回答した割合が67.0%と最も高く、「SNSやメールによる相談」（20.1%）、「電話での相談」（9.5%）が続いています。

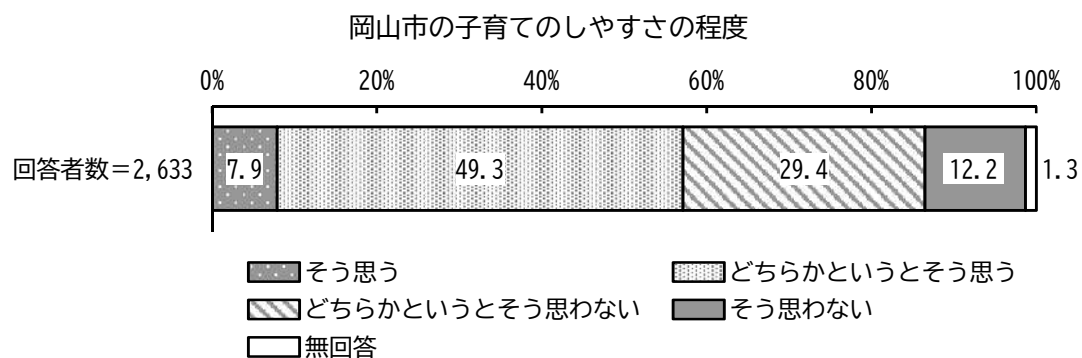


資料：若者の意識に関するアンケート

5 子育て世代の状況

(1) 子育てのしやすさの程度

岡山市の子育てのしやすさの程度について、『子育てしやすいと思う』(「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」)と回答した割合は57.2%、『子育てしやすいと思わない』(「そう思わない」+「どちらかというともう思わない」)と回答した割合は、41.6%となっています。

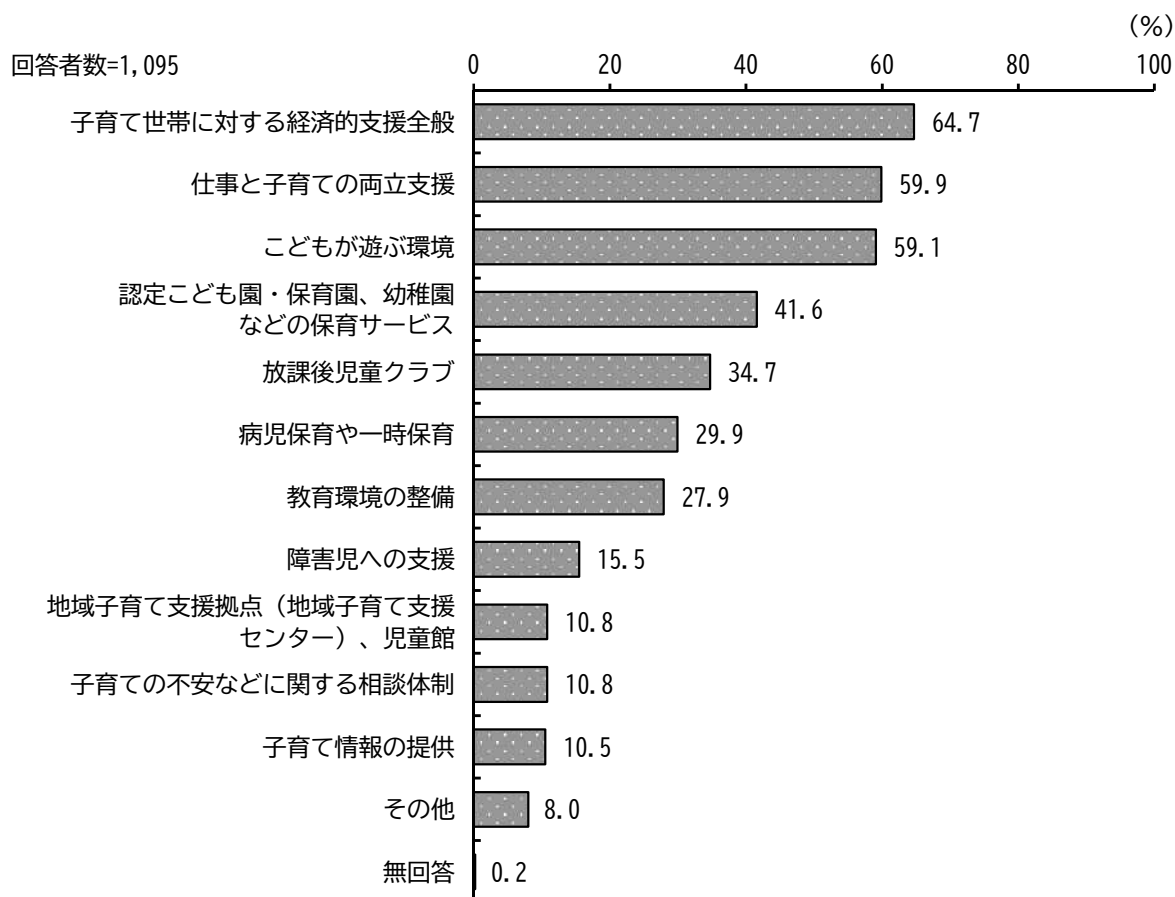


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート

(2) 子育てのしやすいまちにするために支援が必要だと思うこと

子育てしやすいまちにするために支援が必要だと思うことについて、「子育て世帯に対する経済的支援全般」と回答した割合が64.7%、「仕事と子育ての両立支援」と回答した割合が59.9%、「こどもが遊ぶ環境」と回答した割合が59.1%となっています。

岡山市を子育てのしやすいまちにするために支援が必要だと思うこと

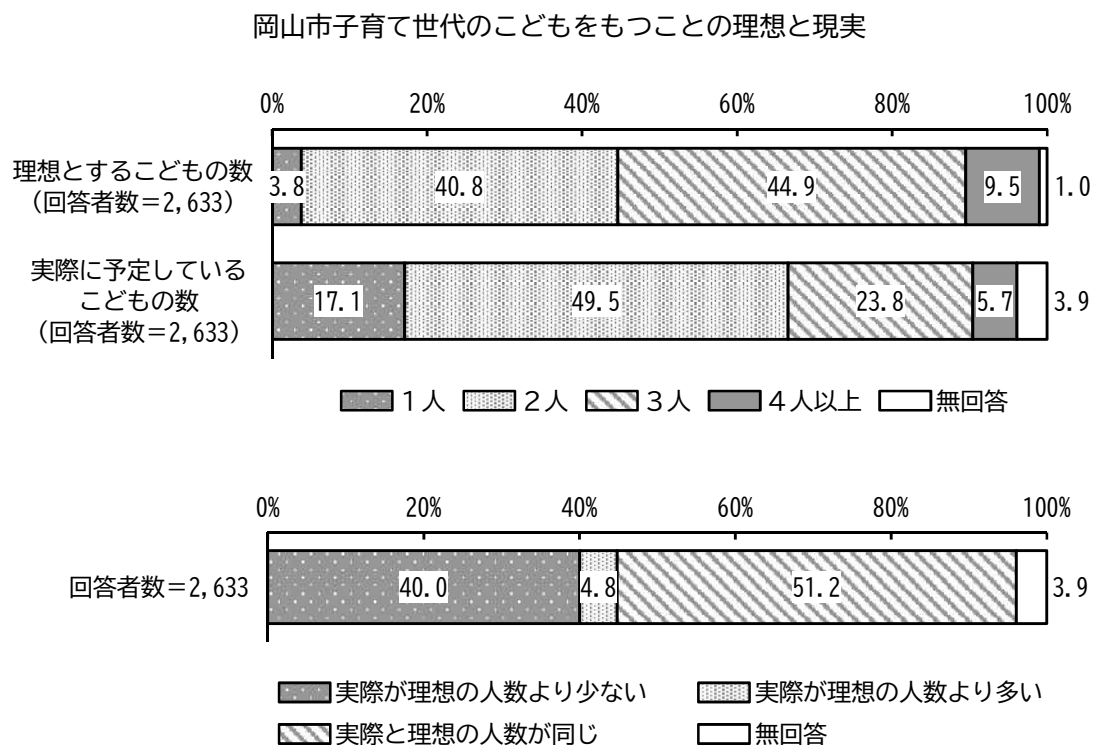


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート

(3) 子育て世代のこどもをもつことの理想と現実・その理由

理想のこどもの数と実際に予定しているこどもの数をみると、理想のこどもの数では「3人」と回答した割合が4割半ばに達していますが、実際に予定しているこどもの数では2割台となっています。

また、実際に予定しているこどもの数が理想のこどもの数より少ない割合は40.0%となっています。

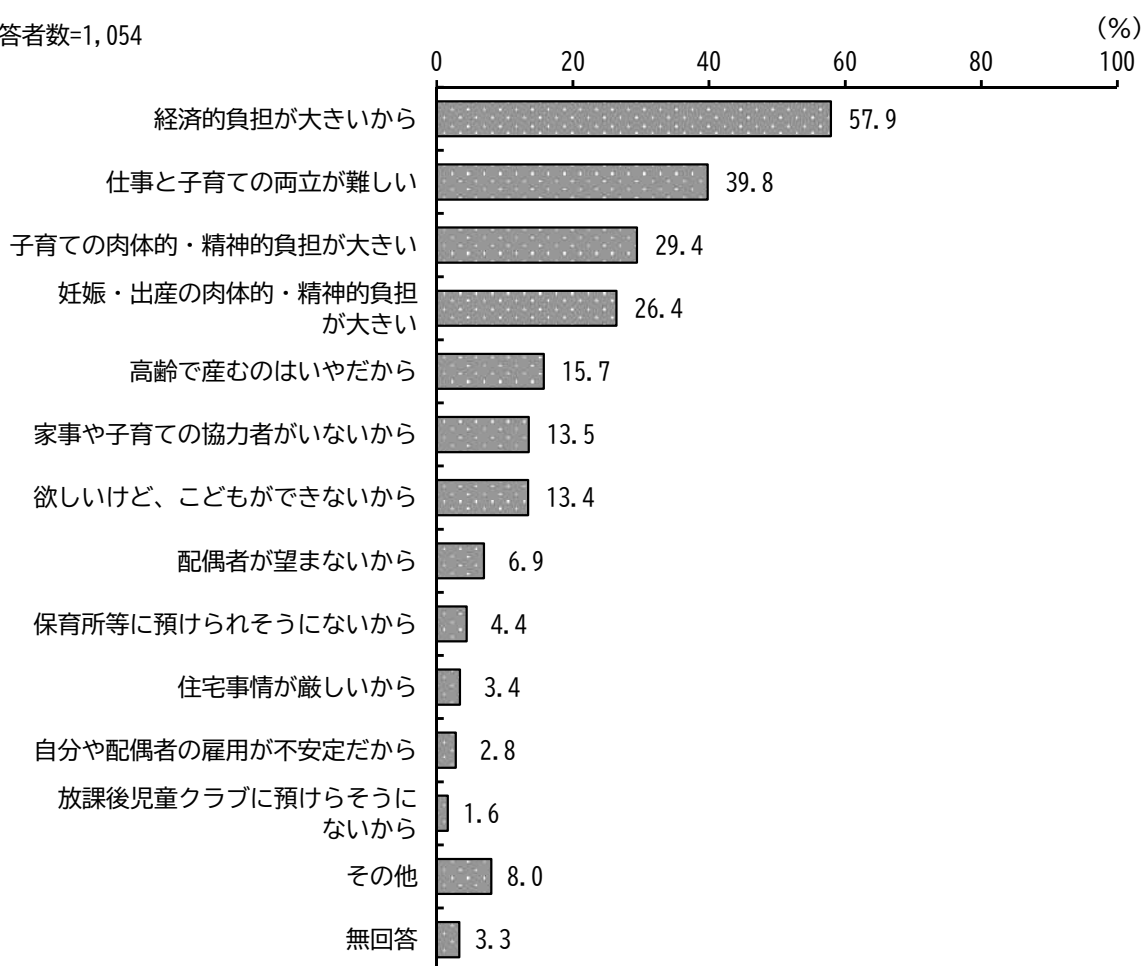


資料：子ども・子育て支援に関するアンケート

実際に予定しているこどもの数が少ない理由について、「経済的負担が大きいから」と回答した割合が57.9%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」が39.8%となっています。

実際に予定しているこどもの数が少ない理由

回答者数=1,054



資料：子ども・子育て支援に関するアンケート

第3章

こども・子育て支援施策の具体的な展開

1 計画の体系

[基本理念] [基本政策] [7つの柱]

[施策の方向性]



2 施策の展開・推進事業

柱1 こども・若者の権利の尊重

こども・若者は、おとなと同様に、生まれながらに権利の主体であり、基本的人権の保障、差別の禁止、健やかな成長及び発達並びに自立が図られること、あらゆる暴力から守られること、自分に関係することに意見を表明できることなど、その権利はすべてのこども・若者に関する施策の基盤となるものです。施策の実施に当たっては、こども・若者の最善の利益を考慮するとともに、家庭、学校、地域社会などにおいて権利が守られるように、こども・若者の権利について幅広く周知・啓発に取り組み、社会全体の理解の促進を図ります。

また、こども・若者に関する施策の策定や実施などにあたって、当事者であるこども・若者の意見を聴取することは、施策の実効性を高めることにつながるとともに、こども・若者にとって、自己肯定感や社会の一員としての主体性を育む経験となることも期待されます。このため、施策の目的や内容、対象とするこども・若者の年齢や発達の程度などに応じて、様々な手法で意見聴取する機会の充実に努めます。

施策1-1 こども・若者の権利の理解促進

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容など、こども・若者の権利について理解を促進するため、ホームページや広報紙、チラシ配布などによる情報発信、こどもや若い世代を対象としたイベントなどにおける広報活動、研修など、周知・啓発を行います。

事業・取組名	概要
こども・若者の権利の周知・啓発 【関係各課】	市ホームページ、広報紙、チラシ配布、こどもや若い世代などを対象としたイベントでの広報活動などにより、周知・啓発を図る。
学校におけるこどもの権利の啓発 【学校指導課】	学校への資料提供や、教職員への研修などにより啓発を行う。

こどもの権利条約について

1989年に国連総会で採択された「こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)」では、こども(18歳未満)をおとなと同じように権利の主体にとらえ、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

こどもの基本的人権を国際的に保障するこの条約は、日本を含めた世界196の国・地域が締結しています。

「こどもの権利条約」の4つの原則である、「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の趣旨を踏まえ、「こども基本法」の基本理念が定められました。こども施策は、こども基本法の理念にのっとり行われます。

こどもの権利条約 4つの原則

差別の禁止

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こどもの最善の利益 (こどもにとって最もよいこと)

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援を受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重 (こどもが意味のある参加ができること)

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

出典：(公財)日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」ウェブサイト

施策１－２ こども・若者の意見聴取の取組の推進

こどもや若者を対象とした施策の策定や実施などにあたり、アンケートやワークショップなど、様々な手法で意見聴取する機会の充実に努めるとともに、社会的養護におけるこどもの権利擁護に取り組みます。

また、政策や事業にこどもや若者の意見を反映させるため、審議会や協議会などについて、会議の目的や内容に応じて若い世代の参画を促進します。

事業・取組名	概要
計画や事業へのこども・若者の意見反映の取組【関係各課】	こどもや若者に関する計画の策定や事業の実施などにあたって、アンケート、ワークショップなどにより意見を聴取し、施策や事業への反映につなげる。
学校におけるこどもの意見聴取の取組【教育企画総務課】	「教育に関する総合調査」によって、岡山市立学校園の児童並びに保護者と教職員からの教育やこどもに関する意見を聴取する。
こどもの権利擁護の推進【こども総合相談所】	施設や里親等を利用するこどもへ、権利の主体がこどもであることの理解を促す機会を設け、第三者に意見を聴かれる権利を保障し、意見を支援や養育環境の改善に役立てるとともに、児童福祉審議会へ報告し助言を受け、こどもの最善の利益につなげる。
審議会などへの若い世代の参画促進【関係各課】	政策や事業などにこども・若者の意見を反映させるため、こども・若者に関する審議会や協議会などへ若い世代の参画を進める。

こども計画の策定にあたり低年齢のこどもの意見を聴くための取組を試行しました。



平易な表現にしたこども施策を掲示し「大切だと思うもの」3つを選んでシールを貼ってもらいました。

就学前児童は発達段階に応じて保護者にサポートしてもらいました。

小学生が最も多くシールを貼ったのは「こどもの権利を守ること※」でした。

参加者：小学生 203 人 就学前児童 181 人

※大人がこどもの意見をちゃんときいてくれること・だれも仲間はずれにされないこと



柱2 こどもが安全で健やかに育つことができる環境づくり

共働き家庭の増加や少子化、地域のつながりの希薄化などの影響で、こどもたちが、おとなや同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で、遊び、育ち、学びあう機会や、放課後を安心して過ごすことができたり、様々な活動や体験ができたりする場の必要性が高まっています。

このため、こどもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、多様な遊びや体験ができる場の確保に取り組めます。また、これらの居場所や活動の場づくりをとおして、地域において人との新たなつながりの輪が広がっていくように交流の機会の提供に努めます。

学校教育においては、こども自身が自己実現するために必要な資質・能力の育成を目指し、こどもの豊かな学びを育む教育活動を進めるとともに、一人ひとりを大切にしたい人間関係づくりや、課題に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。

また、地域全体でこどもの健やかな成長を支えるため、こどもや子育て支援に関わる担い手の確保と育成に取り組むとともに、相互の円滑な連携を図ります。

施策2-1 こどもの安全・安心な居場所づくり

乳幼児期から学童期、思春期まで、ライフステージに応じて安心して過ごす場をつくるため、市有施設の活用とともに、民間や地域団体などの居場所づくりの取組を支援します。

また、こどもが多様な遊びや体験ができ、身近な地域で人とのつながりがもてる機会を提供します。

事業・取組名	概要
児童館の運営 【地域子育て支援課】	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に様々な活動を実施する。また、利用ニーズに応えるため、放課後児童クラブへの出前児童館等の充実を図る。
地域子育て支援拠点事業 【地域子育て支援課】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供するとともに、職員が子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
子育て広場 【地域子育て支援課】	地域住民が運営委員会を組織し、認定こども園・幼稚園・公民館等の施設を利用して、就園前の乳幼児とその保護者を対象に子育てに関する学習・交流の場を開催する。
公民館の子ども対象事業 【生涯学習課】	NPO法人や地域の団体と協力して、こどもの居場所づくりとともに、こどもたちの豊かな体験活動の場を設け、異年齢のこども同士の交流を図る。自習室など、こどもたちが気軽に来館し、安心して学習することができる環境を整え、経済的に困難な状況にあるこどもが、習い事として公民館でのクラブ講座を活用することができるような取組を進める。
子育て支援「のびのび親子広場」事業 【幼保運営課】	幼稚園・認定こども園において、未就園児が遊べる機会を設け、保護者に対して、子育てに関する相談・情報提供等を行う。
放課後子ども教室推進事業 【地域子育て支援課】	心豊かなこどもたちの育成を目指し、各小学校区で組織する実行委員会により、平日の放課後や学校休業日に、地域の方々の参画を得て、学校施設等を活用し、こどもが安全・安心に過ごし学べる居場所を設け、体験活動や交流活動・学習支援活動の場を提供する。

おやこクラブの育成 【健康づくり課】	市内に居住する就園前の乳幼児とその保護者を対象に、親と子の仲間づくりと健康の保持増進を図ることを目的とし、活動を行う。
地域子ども組織の育成 【地域子育て支援課】	地域こども組織の育成・充実を図るため、関係団体と協力して、こどもたちの活動を支援するとともに、研修会を実施し地域こども組織の人材育成に関する支援を行う。
プレーパーク普及事業 【地域子育て支援課】	地域住民との協働により地域の子育ての気運を高め、こどもが安心して健全に育つ地域環境を整えるとともに、遊びを見守るプレーリーダーを養成する研修会を開催する。また、「外遊び」を通して、外遊びの重要性の理解を深める。

施策２－２ こどもの学びと育ちのための支援

学校教育においては、こどもの豊かな学びを育む教育活動を進めながら、一人ひとりを大切にした人間関係づくりや課題に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。

また、音楽や読書、体験型防災プログラム、外遊び、自然体験、ボランティアなど、様々な体験活動によってこどもの豊かな心や協調性を育みます。

事業・取組名	概要
実践的安全教育総合支援事業 【教育支援課】	学校安全アドバイザーを学校に派遣し、児童生徒及び保護者、教職員等の危機管理意識の向上を図る。（６年サイクルで全ての岡山市立学校を対象）内容（災害安全、生活安全、交通安全）や形式（職員研修、児童生徒や保護者向けの講義、避難訓練に対する指導助言、危機管理マニュアルに対する指導助言等）は学校の実情に合わせて実施する。
学びづくり推進プロジェクト 【学校指導課】	「子どもが輝く学びづくりプロジェクト」の実施を軸とした「岡山型一貫教育」や、全国学力・学習状況調査、岡山っ子アセスの結果を分析・活用した授業づくりと学級集団づくり、ＩＣＴを効果的に活用した授業づくりを推進する。
習熟度別サポート事業 【教職員課】	基礎・基本の確実な定着を目指し、小学校２～６年生の算数や国語の授業において、習熟度別の少人数学習を行うことで、児童一人一人の学力向上を図る。
心豊かな子どもの育成事業 【学校指導課】	授業公開を伴う「岡山市道徳教育研究協議会」を実施する。 優れた演劇を鑑賞する機会を提供する「こころの劇場」を実施する。
学校園における人権教育の充実 【学校指導課】	中学校区及び学校園で行う人権教育研修の開催支援、人権教育に関する資料を作成・配付する。 研究校を指定した人権尊重の理念に基づく教育の在り方についての実践研修を実施する。
ＩＣＴを基盤とした情報活用能力向上事業【教育研究研修センター】	中学校区ごとに作成した「情報活用能力育成カリキュラム」をもとに、学習活動におけるＩＣＴの活用を促進する。 著作物を扱った教材・資料等のデータ送信を可能とするために必要な制度への一括的な対応を行う。
学校給食の充実 【保健体育課】	学校給食を通して、こどもが生涯にわたり健康で充実した生活を送るための基盤を培い、食の自己管理ができ、健全な食生活を実践する力を身に付けることができるようにする。安全安心でおいしい学校給食を提供する。
食育の推進 【保健体育課】	各学校で、栄養教諭を中心として食に関する指導の全体計画を作成し、給食の時間や教科等において教職員と連携し児童生徒へ指導する。
教職員研修の充実 【教育研究研修センター】	岡山市教員等育成指標に示す資質・能力向上を目指し、教職経験年数や担当する職務、岡山市の教育課題等に応じた系統的・効果的な教職員研修を実施する。
岡山市教育センター（仮称）整備事業 【教育研究研修センター】	新しい教育センターを整備することで、こどもの学びと育ちを支援する教職員の研修の高度化を図るとともに、就学等に関する保護者の相談機能を設け、子育ての不安感を軽減する。

地域協働学校の活性化と学校評価の充実 【学校指導課】	中学校区等の各学校園に「学校運営協議会（学校評議員）」を設置し、保護者や地域住民が学校園運営に参画できるようにする。中学校区等で「連絡会」を開催し、情報共有や意見交換を行うことで、中学校区等でのこどもの育成に係る連携強化を図る。
岡山市ジュニアオーケストラ運営事業 【地域子育て支援課】	岡山市ジュニアオーケストラ・岡山市ジュニア合唱教室・岡山市ジュニアヴァイオリン教室を運営し、音楽を通じて情操豊かな青少年の育成を図る。
絵本の読み聞かせ事業 【中央図書館】	赤ちゃんと保護者を対象に絵本の読み聞かせ体験を実施する。読み聞かせの楽しさやふれあいの時間の大切さを保護者に伝え、体験してもらうことで、赤ちゃんと保護者が絵本に親しむ機会を提供する。
子ども読書活動の推進 【中央図書館】	家庭・学校・地域や関係機関がそれぞれ連携・協力し、赤ちゃんの時から児童・生徒・学生に至るまでのこどもが読書に親しむ環境の整備、家庭・学校・地域とのネットワークづくり、こどもの読書活動についての情報発信を行う。
防災キャンプ推進事業 【地域子育て支援課】	児童・生徒等の青少年ならびに一般市民が、学校休業日や放課後などに災害に遭遇した場合でも、自らの生命を守ることでできる体験学習型の防災教育プログラムを実施する。
子ども体験活動推進事業 【地域子育て支援課】	小学校低学年までを対象とした豊かな体験活動の機会の提供や、中学生対象のボランティア活動の機会を提供する。青少年団体や子育て支援団体が集い、市民・行政のネットワークを築く。小学生を対象とした、自然の中で異年齢の仲間と協力し、自分たちで生活を創り上げるプログラムを実施する。
自然体験リーダー養成講座 【地域子育て支援課】	自然体験活動に必要な技術や知識を学習できる機会を提供し、自然体験リーダーを養成する。養成講座の受講生が企画する市内の小学生を対象とした自然体験活動を実施し、自然を感じる感性を育む。
交通安全教室 【生活安全課】	交通指導員による交通安全教室を実施する。小学生に向けては自転車実技講習も実施する。幼少期から交通安全に対する意識を高めることによって、将来に渡る交通事故の防止につなげる。

施策２－３ 地域社会の子育て力の向上

こどもや子育て支援に関わる活動や支援をする人材の養成講座や研修の実施に加えて、活動団体や市民、企業などの横のつながりや行政との交流促進、子育てを社会全体で支える機運の醸成などにより地域の子育て力の向上を図ります。

事業・取組名	概要
自然体験リーダー養成講座 【地域子育て支援課】	自然体験活動に必要な技術や知識を学習できる機会を提供し、自然体験リーダーを養成する。養成講座の受講生が企画する市内の小学生を対象とした自然体験活動を実施し、自然を感じる感性を育む。(2-2再掲)
子ども会育成者・指導者育成事業 【地域子育て支援課】	地域子ども組織の指導者を育成するために、関係団体と連携して、育成者・指導者への研修会を実施する。
地域こども組織の育成 【地域子育て支援課】	地域こども組織の育成・充実を図るため、関係団体と協力して、こどもたちの活動を支援するとともに、研修会を実施し地域こども組織の人材育成に関する支援を行う。 (2-1再掲)
学校支援ボランティア事業 【生涯学習課】	学校や地域での教育活動等の取組に対して、学生や保護者、地域住民が様々な趣味や特技等を活かして支援することで、学校教育や地域の活性化を図り、ボランティア活動を通じた生涯学習社会の構築を推進する。
おやこクラブの育成 【健康づくり課】	市内に居住する就園前の乳幼児とその保護者を対象に、親と子の仲間づくりと健康の保持増進を図ることを目的とし、活動を行う。 (2-1再掲)
心豊かな岡山っ子応援団 【地域子育て支援課】	「こんにちは赤ちゃん事業」で、愛育委員が乳幼児のいる家庭を訪問する際に渡す絵本を、「心豊かな岡山っ子応援団」が寄附金等で購入し、家庭、地域、事業者、学校園、行政が一体となって子育て、子育てを応援する。
プレーパーク普及事業 【地域子育て支援課】	地域住民との協働により地域の子育ての気運を高め、こどもが安心して健全に育つ地域環境を整えるとともに、遊びを見守るプレーリーダーを養成する研修会を開催する。また、「外遊び」を通して、外遊びの重要性の理解を深める。(2-1再掲)
子どもの体験活動推進事業 【地域子ども支援課】	小学校低学年までを対象とした豊かな体験活動の機会の提供や、中学生対象のボランティア活動の機会を提供する。青少年団体や子育て支援団体が集い、市民・行政のネットワークを築く。小学生を対象とした、自然の中で異年齢の仲間と協力し、自分たちで生活を創り上げるプログラムを実施する。(2-2再掲)
地域と学校協働活動推進事業 【生涯学習課】	「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域住民等の参画により地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進する。地域住民等と学校との情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言を行うなど地域学校協働活動を推進する。
子育て広場 【地域子育て支援課】	地域住民が運営委員会を組織し、認定こども園・幼稚園・公民館等の施設を利用して、就園前の乳幼児とその保護者を対象に子育てに関する学習・交流の場を開催する。(2-1再掲)

柱3 若者の成長と未来のための支援

思春期から青年期の若い世代が、おとなとして円滑に社会生活を送ることができるように成長するためには、社会人として必要な資質や能力、知識を学ぶとともに、ボランティア活動など多様な経験や、心と体の健康維持など、自立して幸せに生きるための基礎をつくることが重要です。

また、青年期の若者が地域に定着し、生活の基盤を築き、自らの希望に応じて結婚・出産・子育てできることは、豊かで活力ある社会を維持していくうえで重要であり、少子化の対策にもつながっていきます。

このため、他者と連携・協調しながら社会の一員としての役割を担っていく能力、消費者としての権利と責任を理解し判断できる能力、心身の健康や性に関する知識などを身に付けるとともに、様々な人との関わりの中で社会的活動などの経験を重ね、地域社会の担い手として活躍できるよう支援します。

また、職業体験や社会人との交流、乳幼児と触れ合う機会の提供など、若い世代が将来のライフプランを描くことができるよう支援します。

さらに、青年期の若者が、就労や結婚、子育てなど、自分自身が望むライフプランの希望をかなえることができるように、就労支援や結婚支援に取り組むとともに、希望する働き方やこどもをもつことを諦めることなく仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

施策3-1 若者の成長を支えるための支援

主権者教育や消費者教育、性教育など、おとなとして必要な能力や知識を身につけるための講座や啓発事業、ライフデザインのための体験活動を実施するとともに、次世代のリーダー育成、若者の地域活動などへの参画を促進します。

事業・取組名	概要
主権者教育の取組 (WASAOレター) 【選挙管理委員会事務局】	高校生や大学生が自分達でテーマを決め、岡山市役所の関係部署を取材し、市政に興味・関心をもち、社会問題を自分の問題として、自ら考え自ら判断し、行動する力を育成する。
消費・計量出前講座 【生活安全課】	小学生には夏休みにエシカル消費・計量の出前講座、中学生には資料提供による学校での消費者教育の支援、高等学校・大学においては成年年齢引き下げにともなう消費者被害の拡大防止のための出前講座等を実施する。
いのちを育む授業 【健康づくり課】	中学生を対象に、いのちの尊さやいのちを育むことの大切さを学ぶ授業を、モデル校を指定し、学校、教育委員会、保健所、保健センターが連携し、地域ボランティア（親子ボランティア・愛育委員・民生委員・おやこクラブなど）の協力を得て実施する。
思春期電話相談事業 【健康づくり課】	思春期に特有の健康問題に関する相談に応じ、適切な保健指導を行うことにより、母性の健康の保持増進と性意識の健全育成を図ることを目的に電話相談を実施する。
(仮称) エイズ・性感染症(STI) 出前講座 【感染症対策課】	地域住民、学校、企業等がエイズ・性感染症(STI)に関する理解を深めるための学習会等を開催する場合に、適当な専門講師や保健所職員等の派遣を行い、正しい知識の普及を図り、感染のまん延を防止するとともに、無用の不安や誤解に基づく差別を解消する。

S N S を活用した若者への啓発 【人権推進課】	岡山県内15市で構成する岡山県都市人権推進事業連絡協議会（岡山市が事務局）において、岡山県内の高校生を中心としたZ世代をターゲットとしてTikTokメディアを通して性の多様性などの啓発活動を実施する。TikTokアカウント「みんなの個性の学校」では、高校生が抱える身近な問題をテーマとして自身で考えることができるよう、県内の高校生等と一緒に動画を作成し投稿する。
岡山キャリアスタートウィーク 【学校指導課】	中学校・義務教育学校（後期課程）で地域の事業者との協働による職場体験活動を実施する際の生徒の傷害保険・賠償責任保険の保険料を負担する。「地域職場体験活動推進会議」へ補助金を交付する。
少年リーダー養成事業 【地域子育て支援課】	地域子ども組織の少年リーダーを育成するため、関係団体と連携してインリーダー研修会（小学校5年生対象）、ジュニアリーダー研修会（小学校6年生～高校生対象）を実施する。
二十歳の集い事業 【地域子育て支援課】	二十歳を迎える成人が自らの意思による行動の責任を負う人格をもつようになったことを自覚するとともに、将来を担う一員になったことを自覚する機会を提供する。
若者の地域参画に取り組む事業 【生涯学習課】	若者の思いやアイデアが形になって、地域の発展につながるような活動の支援をするとともに、地域活動への参画の機会を提供する。中高生が地元の企業の仕事について体験を通して知り、将来の就職の選択肢の一つとなるよう、若者と企業の交流会を実施する。
学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクト 【政策企画課】	大学生等が地元企業等と協働して行う地域課題解決に向けた取組や、小規模ビジネスの実施を支援することで、次代を担う若者の地元定着を促進する。
青年ボランティア育成事業 【地域子育て支援課】	青年ボランティアを育成し、そのネットワーク化を図り、青年の社会活動・社会参画を推進する。

施策３－２ 若者のライフプランの希望をかなえるための支援

地域の企業との交流事業や合同説明会などの就労支援、仕事と子育ての両立など働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の情報提供、結婚を希望する若者に出会いの機会を提供する結婚支援など、若者の就労・結婚についての希望がかなうように応援します。

事業・取組名	概要
次世代起業家育成プログラム運営事業 【創業支援・雇用推進課】	中学生・高校生の起業家精神（アントレプレナーシップ）の醸成や起業家的資質の向上を図るため、起業家による講演会や、連続プログラムによるビジネスアイデアの作成などを実施する。
学生と地元企業の交流事業 【創業支援・雇用推進課】	学生が岡山市内で働くことについて考えるきっかけをつくり、学生の市内企業への理解と関心を深め、就職先の視野を広げることを目的として、学生と市内企業との交流事業を行う。
合同企業説明会 【創業支援・雇用推進課】	市内企業への就職促進を目的として、新規学卒予定者等求職者を対象とした合同企業説明会を開催する。
働き方改革推進・企業情報PR事業 【創業支援・雇用推進課】	学生へ働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業のPRを行うとともに、企業へ事例を紹介するために、巻頭に働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業を特集した企業情報冊子およびWEBサイトを作成する。
事業者に対する啓発事業【女性が輝くまちづくり推進課】	女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援など、職場における男女共同参画を推進している事業所の認証や表彰制度により、事業者に対する啓発を行う。
出会いのひろば事業 【こども企画総務課】	未婚化・晩婚化対策として、結婚を希望する社会人に出会いのきっかけづくりの場を提供する結婚支援に取り組む。 より多くの方の出会いにつながるよう、回数や内容の充実を図る。

柱4 困難を抱えるこども・若者やその家庭への支援

こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、こどもの要因、保護者や家庭の要因、環境の要因などが複合的に重なり合って、ヤングケアラー、いじめ、不登校、孤独・孤立など、様々な形で表れます。そのような複合的な課題を持つ家庭をサポートするためには、多機関が連携して対応する必要があります。

このため、児童虐待、ヤングケアラー、貧困、障害、医療的ケア、いじめ、不登校など、様々な要因により困難な状況にあるこども・若者やその家族に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援ができるよう相談支援体制の充実を図ります。

また、困難な状況にあるこども・若者やその家庭の中には、困っていてもSOSを出すことができない、必要な情報が届きにくいケースがあることから、教育・福祉・保健等の関係機関や民間団体、地域住民との協働の下、支援が必要なこども・若者や家庭の早期発見に努め、社会から孤立することがないように、必要な支援につなげていきます。

さらに、身近な地域でこどもたちの育ちを支援するため、こどもたちが安心して過ごせる居場所づくりにも取り組んでいきます。

施策4-1 児童虐待の防止、こども・ヤングケアラーと家庭への支援

虐待予防から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、もれなく対応する支援拠点として、こども家庭センターを設置します。また、子育て短期支援（ショートステイ）事業等、子育てに悩む家庭を支援する取組を進めます。支援が必要なヤングケアラーの把握に努め、適切な支援に早くつなげます。

事業・取組名	概要
こども家庭センター の設置 【こども福祉課】	地域のすべての妊産婦・子育て家庭向けに、児童福祉と母子保健の双方の視点から、子育て情報の提供や相談に応じる。支援が必要な妊産婦や子育て家庭を把握した場合は、個別の状況にあった支援を行う。また、地域の関係団体やNPO等と連携し、こどもや子育て家庭を支援する体制づくりを進める。
要保護児童対策地域 協議会 【こども福祉課】	地域の関係団体等の連携・協力のもと、福祉区ごとに要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待をうけているなど支援が必要なこども（要保護児童等）を早期に発見し支援を行う。
児童家庭支援センタ ー運営補助事業 【こども福祉課】	こどもと家庭の専門的な相談機関である児童家庭支援センターの運営を補助し、休日・夜間の相談に対応するほか、こども家庭センターやこども総合相談所と連携し、継続的に地域の子育て家庭等を支援する。
在宅指導委託事業 【こども総合相談所】	こども総合相談所が指導した家庭に対し、民間の専門機関である「児童家庭支援センター」が継続的に支援するとともに、児童虐待が再発した際は、こども総合相談所へ支援を迅速に引き継げる体制を構築する。
子ども相談主事配置 事業 【こども福祉課、教育 支援課】	こども家庭センターに、学校と福祉の橋渡しの役割を担う子ども相談主事（スクールソーシャルワーカー）を配置する。定期的に学校に出向き、保護者や教職員から、児童虐待や不登校、問題行動等についての相談に応じ、情報の共有や問題の改善を図る。

こども虐待防止対策の充実 【こども福祉課】	こども虐待の防止や早期発見、早期支援のため関係機関との連携強化を図る。また、こどもの権利や虐待防止の意識向上のため、オレンジリボンキャンペーンを推進する。
妊婦等包括相談支援事業【健康づくり課】	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。
こんにちは赤ちゃん事業 【健康づくり課】	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問ボランティア（愛育委員）が絵本を持って訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対しては、適切な支援機関につなげる。
養育支援訪問事業 【健康づくり課】	養育が困難な家庭に対して、育児に関する技術指導や養育者の精神的サポートにより、養育上の課題の解決や軽減を図り、安定した養育への支援とともに、児童虐待を未然に防止する。また、要保護児童の早期発見や保護のため、関係機関相互の連携の強化を図る。
子育て世帯訪問支援（ヘルパー）事業 【こども福祉課】	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供や家事・育児に関する援助等を行う。
子育て家庭見守りサポート体制構築（アウトリーチ）事業 【こども福祉課】	地域の民間団体等が、子育て家庭等を訪問して養育状況を把握し、把握した状況をこども家庭センター等と共有するなど、見守り支援を強化することにより、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。
子育て短期支援（ショートステイ）事業 【こども福祉課】	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。
母子生活支援施設の運営（仁愛館） 【こども福祉課】	18歳未満のこどもを養育する母とそのこども（事情により母子家庭に準じる家庭も含む）を一緒に入所させ、自立のための生活支援や退所後の支援を行う。
母と子のグループミーティング（MCG）事業【健康づくり課】	子育ての悩みや育児不安を抱える乳幼児を持つ母親に対し、グループミーティングをとおして孤立感や育児不安を軽減し、自らの課題に気づき、親子関係を見直すことで、親子の愛着形成を促進し虐待予防につなげる。
親子関係再構築支援事業 【こども総合相談所】	外部の医療機関等と連携し、医学的・心理学的知見に基づく保護者支援プログラム等を実施し、虐待や養育上の問題により傷ついた親子関係の再構築を図る。
SNS相談支援事業 【こども総合相談所】	SNSによる全国一元的な相談支援システム「親子の相談LINE」を活用し、今まで相談に踏み切ることができなかったこどもや保護者の家庭の悩み等の相談に対応することにより、虐待の未然防止等につなげる。
ヤングケアラーの把握と支援 【こども福祉課】	地域や学校など関係機関への啓発とともに、こどもへの周知の充実を図る。また、教育委員会（小学校・中学校）と連携し実態調査を行うなどヤングケアラーの把握に努める。把握したヤングケアラーは、こども家庭センターが必要な支援につなぐ。
ヤングケアラーコーディネーター配置事業【こども福祉課】	こども家庭センターに相談窓口を設け、ヤングケアラーコーディネーターを中心に、学校等の関係機関と緊密に連携しながら、ヤングケアラーとその家庭への支援を行う。
18歳以上のヤングケアラーへの支援 【地域子育て支援課】	18歳以上で、家族の世話などについて悩みを持つ若者の相談を岡山市子ども・若者育成支援地域協議会（地域子育て支援課内）で受け、必要に応じて専門機関につなぐ。

施策４－２ 社会的養護の推進

社会的養護を必要とする全てのこどもが、意見を聴かれる権利を保障され、家庭に近い環境で、愛情に包まれながら健やかに育ち、将来、社会で自立した生活を送ることを目指し、こども総合相談所などの支援体制を強化するとともに、関係機関と連携した家庭への養育支援及び代替養育を必要とするこどもへの支援を推進します。

事業・取組名	概要
児童相談所の機能強化 【こども総合相談所】	研修等の充実により高い専門性を持つ人材育成を進め、こどもの意見を反映したソーシャルワーク機能の強化を図るなど、相談援助業務の質を向上させる。また、日常的に弁護士に相談できる体制を整備し、増加する困難事例における法律上の問題への的確な対応につなげる。
こどもの権利擁護の推進 【こども総合相談所】	施設や里親等を利用するこどもへ、権利の主体がこどもであることの理解を促す機会を設け、第三者に意見を聴かれる権利を保障し、意見を支援や養育環境の改善に役立てるとともに、児童福祉審議会へ報告し助言を受け、こどもの最善の利益につなげる。 (２－１再掲)
児童家庭支援センター運営補助事業 【こども福祉課】	こどもと家庭の専門的な相談機関である児童家庭支援センターの運営を補助し、休日・夜間の相談に対応するほか、こども家庭センターやこども総合相談所と連携し、継続的に地域の子育て家庭等を支援する。(４－１再掲)
育児指導機能強化事業【こども福祉課】	乳児院等の施設に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその家族、また地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じ、こどもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践しながら伝えるなど、育児指導機能の充実を図る。
里親等への委託推進 【こども総合相談所】	代替養育を必要とするこどもには、家庭養育優先原則の理念を踏まえ、里親やファミリーホームへの委託を推進する。里親等の養育を支え、こどもの健やかな育ちを保障するため、里親支援を包括的に行うための施設として、里親支援センターを設置する。
民間の児童養護施設等の整備及び環境改善支援【こども福祉課】	児童養護施設等の小規模化・地域分散化、高機能化・多機能化を進める取組を支援し、施設等における家庭的養育の充実と専門支援機能の強化を図る。
民間の児童養護施設等の人材確保・育成支援事業【こども福祉課】	児童養護施設等が、人材の確保や人材育成のために実施する取組を支援し、施設等の家庭的養育の充実を図る。
児童養護施設の運営(善隣館) 【こども福祉課】	保護者のいない児童、虐待されている児童等を養護し質の高い家庭的な養育を提供するとともに、将来の自立に向けた支援を行う。あわせて退所した者からの相談に応じるなどの援助を実施する。
入所施設児童等福祉対策事業 【こども福祉課】	施設への入所児童や里親等への委託児童等の福祉の向上を図るため、施設や里親等が行う取組に対して費用の助成を行う。
育児指導機能強化事業 【こども福祉課】	乳児院等の施設に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその家族、また地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じ、こどもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践しながら伝えるなど、育児指導機能の充実を図る。

社会的養護自立支援 拠点事業 【こども福祉課】	社会的養護経験者等に対し、相互交流を行う場所の開設、生活・就 労相談支援、短期間の居場所の提供による居住支援・生活支援等を行 い、自立した生活のための支援を行う。
-------------------------------	---

施策４－３ こどもの貧困対策及びひとり親家庭への支援

地域や関係機関・民間団体との連携・協働により、困難を抱えるこどもや家庭を早期に把握し孤立を防ぐため、居場所づくり等を進めます。また、妊娠・出産期からライフステージに応じ、切れ目なく、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労と経済的な支援を実施します。

事業・取組名	概要
こどもの居場所づくり支援、親子応援メール 【こども福祉課】	困難を抱えるこどもや家庭に気づき、支援につなげる場とするため、またこども自身が力をつけていく場として、こどもの居場所づくりを支援する。親子応援メールを運営し、こどもの居場所や体験活動など民間や行政が提供する多様な支援情報を配信して、困難を抱える子育て家庭を支援する。
公民館の子ども対象事業 【生涯学習課】	NPO法人や地域の団体と協力して、こどもの居場所づくりとともに、こどもたちの豊かな体験活動の場を設け、異年齢のこども同士の交流を図る。 自習室など、こどもたちが気軽に来館し、安心して学習することができる環境を整え、経済的に困難な状況にあるこどもが、習い事として公民館でのクラブ講座を活用することができるような取組を進める。(2-1再掲)
子どもの体験活動推進事業 【地域子育て支援課】	小学校低学年までを対象とした豊かな体験活動の機会の提供や、中学生対象のボランティア活動の機会を提供する。青少年団体や子育て支援団体が集い、遊びと体験活動の場をつくり、子育てに関する情報と学びを発信し、市民・行政のネットワークを築く。小学生を対象とした、自然の中で異年齢の仲間と協力し、自分たちで生活を創り上げるプログラムを実施する。(2-2、2-3再掲)
児童館の運営 【地域子育て支援課】	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に様々な活動を実施する。また、利用ニーズに応えるため、放課後児童クラブへの出前児童館等の充実を図る。 (2-1再掲)
こども家庭センターの設置 【こども福祉課】	地域のすべての妊産婦・子育て家庭向けに、子育て情報の提供や相談に応じる。支援が必要な妊産婦や子育て家庭を把握した場合は、個別の状況にあった支援を行う。また、地域の関係団体やNPO等と連携し、こどもや子育て家庭を支援する体制づくりを進める。 (4-1再掲)
児童家庭支援センター運営補助事業 【こども福祉課】	こどもと家庭の専門的な相談機関である児童家庭支援センターの運営を補助し、休日・夜間の相談に対応するほか、こども家庭センターやこども総合相談所と連携し、継続的に地域の子育て家庭等を支援する。(4-1、4-2再掲)
助産施設への入所 【こども福祉課】	妊産婦が保健上必要あるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと認めるとき、その妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせる。
岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援事業【健康づくり課】	妊娠期からの出産・子育てまで継続的な支援を行うために、面談等の情報発信や伴走型の相談支援を行うとともに、妊婦のための支援給付を実施する。
妊産婦及び乳幼児訪問指導事業 【健康づくり課】	妊産婦及び乳幼児の家庭を訪問し、母子を取り巻く環境に応じた適切な保健指導を行う。

さんさん育児相談・オンライン育児相談 【健康づくり課】	1歳未満の乳児の保護者を対象にさんさん育児相談は、各会場にて、オンライン育児相談は、スマートフォンやパソコンを使ったビデオ通話で助産師や保健師が相談に応じる。乳幼児の発育・発達に関することや、保護者の育児上の悩みや不安について相談や助言を行い、日常生活の中で解決が図れるよう適切な育児支援を行う。
ファミリーサポート事業 【地域子育て支援課】	依頼会員（育児の援助をしてほしい方）と提供会員（応援したい方）の相互援助により、子育て支援の地域ネットワークの体制を整える。また、相互援助がスムーズに行われるように、マッチングや研修会・交流会を実施するとともに、提供会員の確保を行う。
学びづくり推進プロジェクト 【学校指導課】	「子どもが輝く学びづくりプロジェクト」の実施を軸とした「岡山型一貫教育」や、全国学力・学習状況調査、岡山っ子アセスの結果を分析・活用した授業づくりと学級集団づくり、ICTを効果的に活用した授業づくりを推進する。（2－2再掲）
習熟度別サポート事業【教職員課】	基礎・基本の確実な定着を目指し、小学校2～6年生の算数や国語の授業において、習熟度別の少人数学習を行うことで、児童一人一人の学力向上を図る。（2－2再掲）
教育相談室・児童生徒支援教室整備事業 【教育支援課】	教育相談室において、電話相談、来室相談、訪問相談、専門相談を行い、相談者の悩みの解消を図る。長期欠席や不登校、集団適応等に関する教育相談を受け付ける。児童生徒支援教室において、不登校児童生徒に対し、学校復帰及び社会的自立に向けた指導・支援を行う。不登校児童生徒の居場所を整備し、一人ひとりに応じた支援体制を構築することで、自立に向けて支援する。
スクールカウンセラー配置事業 【教育支援課】	小学校35校、中学校36校、義務教育学校1校、高等学校1校に配置し、いじめ、不登校等に関する児童生徒及びその保護者のカウンセリングや、教職員への助言及び教育相談の技法の研修等を実施する。
子ども相談主事配置事業 【こども福祉課、教育支援課】	こども家庭センターに、学校と福祉の橋渡しの役割を担う子ども相談主事（スクールソーシャルワーカー）を配置する。定期的に学校に出向き、保護者や教職員から、児童虐待や不登校、問題行動等についての相談に応じ、情報の共有や問題の改善を図る。（4－1再掲）
地域と学校協働活動推進事業 【生涯学習課】	「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域住民等の参画により地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進する。 地域住民等と学校との情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言を行うなど地域学校協働活動を推進する役割を担う。（2－3再掲）
利用者負担額の軽減 【就園管理課】	多子世帯に対する利用者負担額を軽減する。0～2歳児で認可保育施設に入園できず、保育の質が担保された認可外保育施設を利用する低所得世帯に対し利用料の一部を給付する。
就学援助 【就学課】	小・中・義務教育学校へ通う児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、必要な経費の一部を援助する。
特別支援教育就学奨励費支給事業 【就学課】	特別支援学級等へ就学する児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、必要な経費の一部を援助する。
生活困窮者自立支援事業（学習支援事業） 【こども福祉課、生活保護・自立支援課】	生活保護受給者世帯及びひとり親家庭等の小学生から高校生世代に対して、通所型と訪問・遠隔型（家庭訪問とオンラインを組み合わせた指導）の学習支援・相談支援を行う。

生活困窮世帯受験料等支援事業 【こども福祉課】	経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。
交通遺児激励金支給事業【生活安全課】	交通遺児に対し、その健やかな育成と福祉の増進に寄与するため小学校等及び中学校等の就学時、また中学校等の卒業又は修了時に交通遺児激励金を支給する。
奨学金給付事業 【こども福祉課】	家庭の経済的理由で進学や卒業をあきらめることがないよう、市民税所得割非課税世帯等の高校生等を対象に奨学金を給付する。
養育支援訪問事業 【健康づくり課】	養育が困難な家庭に対して、育児に関する技術指導や養育者の精神的サポートにより、養育上の課題の解決や軽減を図り、安定した養育への支援とともに、児童虐待を未然に防止する。また、要保護児童の早期発見や保護のため、関係機関相互の連携の強化を図る。 (4-1再掲)
児童扶養手当 【こども福祉課】	父親又は母親がいないこども等を養育している場合、こどもの福祉の増進を目的に手当を支給する。
母子父子寡婦福祉資金の貸付 【こども福祉課】	母子家庭・父子家庭等を対象に、修学・修業等の費用について資金の貸付を行うことにより、生活の安定を図り自立を促進する。
養育費・親子交流相談事業【こども福祉課】	離婚前後の親等に対して、こどもの養育費・親子交流についての個別相談を行い、養育費の確保等につなげる。
養育費履行確保支援事業【こども福祉課】	養育費の継続的な履行を確保し、ひとり親家庭のこどもの福祉の向上を図る。
ひとり親家庭等相談・支援事業 【こども福祉課】	ひとり親家庭の孤立を防ぎ必要な支援につなぐため、休日・夜間の相談窓口を開設する。
ひとり親家庭等医療費助成制度 【医療助成課】	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等の方の保険診療費自己負担分の一部を助成する。
母子・父子自立支援事業【こども福祉課】	こども家庭センターに母子・父子自立支援員を配置し、生活、就労等総合的な相談に応じ自立を支援する。
母子家庭等の就労自立支援事業 【こども福祉課】	母子及び父子家庭の父母が就職する際に有利で生活の安定につながる資格を取得するため、養成機関等に通うことができるよう給付を行う。
生活困窮者自立相談支援事業 【生活保護・自立支援課】	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行う。
福祉ジョブ・サポート・スペース岡山事業 【生活保護・自立支援課】	相談者の希望・能力・適性等を勘案し、支援プランを作成し、岡山市公共職業安定所と連携を図りながら、就労支援を実施する。

施策4-4 障害児・医療的ケア児等への支援

障害や医療的ケアなど多様な支援ニーズがあるこどもや若者に対して、保育、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携し、成長段階や特性に応じた支援を行います。

保育所等において障害児や医療的ケア児の受入れ体制の充実に努めます。

事業・取組名	概要
障害児保育事業 【保育・幼児教育課、 幼保運営課】	保育園・認定こども園における心身に障害を有する児童の教育・保育に必要な職員の配置、専門家による園職員への指導等の支援や、私立保育園等における障害児の受入れを促進するため、障害児保育に係る支援を行う。
特別支援教育支援員 配置事業 【幼保運営課】	「特別支援教育支援員」を園に配置し、障害があるこどもの園生活及び園行事における支援や介助、並びに周囲の幼児の障害に対する理解の促進等の業務を行う。
特別支援教育支援員 配置事業 【教育支援課】	「特別支援教育支援員」、「看護支援員」、「生活支援員」を学校に配置し、障害があるこどもの学校生活及び学校行事における支援や介助、並びに周囲の児童生徒の障害に対する理解の促進等の業務を行う。
特別支援教育関係事業 【教育支援課】	特別支援学級及び通級指導教室における一人一人の特性に応じた指導の在り方や、教育課程の編成等について研修会を開催し、担当教職員のスキルアップを図る。 さらに、医師、大学教員、就労・生活支援の専門家、保幼小中の教職員、福祉及び保健関係の行政機関の長等を委員とする「特別支援連携協議会」を年2回程度開催し、本市の特別支援教育の方向性や喫緊の課題等について協議する。
特別支援教育関係事業【幼保運営課】	就学前教育・保育において専門的知識や技能を高めるため、特別支援教育に関する研究や研修、幼稚園における専門家による指導・助言を行う。
特別支援教育相談支援事業 【教育支援課】	特別支援教育相談窓口を設置し、特別支援教育相談員が学校からの相談を受け付ける。教育支援訪問相談連携会議において支援の方向性や具体的な支援方法・内容を協議し、学校に対して助言や支援を行うことで課題の解決を図る。
発達障害に関する学習機会の提供 【生涯学習課】	発達障害に対して正しい知識と理解を広げるために講座を実施し学習企画を提供するとともに、保護者と地域の支援者がつながり、支え合うための場をつくる。市内の公民館で発達障害に関する学習や活動を行っている人やグループ同士をつなぐために、連絡会を定期的に実施し、情報交換を行う。
発達障害相談支援事業【発達障害者支援センター】	発達障害に関する各般の問題について、発達障害者及びその家族等からの相談に応じ、適切な助言をするとともに情報提供を行う。
発達障害普及啓発事業 【発達障害者支援センター】	発達障害に関する地域住民の理解を深め、「心のバリアフリー」の推進・啓発を実施する。発達障害児者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる社会的障壁の除去及び共生社会の実現を図るために、広く市民が参加することができる講座を開催する。
社会参加プログラム事業【発達障害者支援センター】	社会参加や就労等に不安を抱く青年期・成人期の発達障害者のために、社会参加や就労等に向けて成功体験が重ねられるように様々なプログラムを提供する。

障害児支援の提供体制の整備等 【障害福祉課】	児童発達支援センターや障害児通所支援事業所を通じた障害児の地域社会への参加・包容を推進する。主に重症心身障害児を支援する事業所の充実、機能強化を図り、医療的ケア児コーディネーターによる相談援助や関係機関の連携促進、情報発信、日中の居場所づくりや活動支援を行う。
医療的ケア児保育支援事業【保育・幼児教育課、幼保運営課】	保育所等において、適切な医療的ケアを受けられる体制を整備する。医療的ケア児の家族からの相談への対応や情報提供等を行う。
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 【健康づくり課】	小児慢性特定疾病児童等とその家族に対し、相互交流又はボランティア等との交流（学習支援を含む）やピアサポート相談の機会を提供することにより、小児慢性特定疾病児童等の情報交換やコミュニケーション能力の向上及び社会性を涵養し、健全育成及び自立促進を図る。
障害児福祉手当・特別児童扶養手当・岡山市児童福祉年金 【障害福祉課】	20歳未満の常時介護を必要とする重度の障害のある児童に障害児福祉手当を給付する。また、20歳未満の障害のある児童を監護している保護者に特別児童扶養手当を給付する。20歳未満の障害のある児童を監護している保護者に岡山市児童福祉年金を給付する。
障害福祉サービス及び障害児通所支援 【障害福祉課】	障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動援護、短期入所等のサービス及び児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス等を給付する。
難聴児補聴器購入助成事業【障害福祉課】	身体障害者手帳交付対象外のため、補装具費の支給を受けられない軽度・中度難聴児を対象に、補聴器購入費用の一部を助成する。
自立支援医療（育成医療）事業 【健康づくり課】	18歳未満で、生まれつき身体に障害がある児童、又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる児童が、手術等の治療を受けることにより身体上の障害が治癒又は軽減される場合に、世帯の市民税額等に応じて治療に要する医療費の一部を助成する。

施策4-5 いじめ・不登校等への支援

いじめ、不登校、ひきこもり、ニート、心の健康、生活困窮、非行など、困難な状況にあるこども・若者やその家族に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、こども・若者の自殺対策を進めます。

事業・取組名	概要
スクールカウンセラー配置事業 【教育支援課】	小学校35校、中学校36校、義務教育学校1校、高等学校1校に配置し、いじめ、不登校等に関する児童生徒及びその保護者のカウンセリングや、教職員への助言及び教育相談の技法の研修等を実施する。(4-3再掲)
子ども相談主事配置事業 【こども福祉課、教育支援課】	こども家庭センターに、学校と福祉の橋渡しの役割を担う子ども相談主事(スクールソーシャルワーカー)を配置する。定期的に学校に出向き、保護者や教職員から、児童虐待や不登校、問題行動等についての相談に応じ、情報の共有や問題の改善を図る。(4-1、4-3再掲)
学校問題解決サポート事業 【教育支援課】	学校だけでは解決困難な事案について、サポートチーム(弁護士、精神科医師等の専門家)による助言・支援の実施、重大事案やケース会議等に、弁護士等の専門家を派遣する。学校の対応力向上を目的として、弁護士を講師とした教職員研修を実施する。
いじめ専門相談員派遣事業 【教育支援課】	公認心理士・臨床心理士の資格を持ついじめ専門相談員を配置し、いじめ防止対策会議やケース会への出席、児童生徒や保護者の相談、性暴力による被害に関する相談などを行う。「いじめ・性被害相談ダイヤル」に寄せられる電話相談や、面接相談に対応する。
問題行動等対策事業 【教育支援課】	「いじめ防止対策推進法」の施行を受けて、教育委員会の附属機関として設置した「岡山市問題行動等対策委員会」において、いじめ等の問題行動の防止を実効的に行うための対策について審議する。いじめの重大事態発生時には、事実関係を明確にするための調査を実施する。
教育支援アドバイザー配置事業 【教育支援課】	学校教育または、青少年健全育成の経験を有する教育支援アドバイザーを小学校・義務教育学校へ配置する。暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止に参画し、組織的な対応力の向上を支援する。教職員と連携して生徒指導及び特別支援教育等の校内体制づくりを支援する。
不登校児童生徒支援員配置事業 【教育支援課】	不登校児童生徒支援員を配置し、不登校及び、その傾向のある児童生徒やその保護者に対して必要な援助を行うことで、不登校の未然防止や解決を図る。
教育相談室・児童生徒支援教室整備事業 【教育支援課】	教育相談室において、電話相談、来室相談、訪問相談、専門相談を行い、相談者の悩みの解消を図る。長期欠席や不登校、集団適応等に関する教育相談を受け付ける。児童生徒支援教室において、不登校児童生徒に対し、学校復帰及び社会的自立に向けた指導・支援を行う。不登校児童生徒の居場所を整備し、一人ひとりに応じた支援体制を構築することで、自立に向けて支援する。
子ども・若者育成支援地域協議会 【地域子育て支援課】	子ども・若者育成支援協議会において、構成機関をまとめた「子ども・若者支援機関マップ」を作成・配布することで、不登校・ひきこもり・ニートなど、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者やその家族の方が、適切な支援機関へつながるきっかけをつくる。

生徒指導関係事業 【教育支援課】	各中学校（義務教育学校を含む）の生徒会代表が、情報交換や協議を行う「しゃべりんぴっく」を通して、各中学校での生徒会活動の活性化を図る。中学校区で生徒指導上の連携を図るとともに、ASSESSの結果を活用した望ましい学級集団づくりの実践例を全市で共有することで、問題行動や不登校の未然防止を図る。多様な学びの場の整備を目指し、校内支援教室の調査研究事業を行う。
青少年健全育成事業 【地域子育て支援課】	市内青少年の非行防止と健全育成のため、岡山市青少年育成協議会、警察、学校その他関係機関及び団体等と連携し、岡山市青少年育成委員の協力を得て、青少年健全育成に関わる事業を総合的に実施する。
ひきこもり地域支援センター事業 【こころの健康センター】	いじめや不登校で外出が難しい方の相談、家族相談に応じ、社会復帰できるよう支援する。 ひきこもり当事者向けの小集団活動(居場所)を提供する。 ひきこもり当事者の家族向けの家族教室を実施、家族のエンパワメントを図る。
思春期精神保健相談 【こころの健康センター】	心身が大きく変化する思春期に起こる悩みや問題について、こども本人や家族の相談に応じ、解決に向けて支援する。
ユースゲートキーパー養成研修 【健康づくり課】	市内の大学等の学生に、若年層向けのゲートキーパー養成研修である、ユースゲートキーパー養成研修を実施する。メンタルヘルス及びセルフケアの情報提供と共に、悩みのある人への声の掛け方等の具体的な対処方法を習得してもらえるよう、ロールプレイも含めた研修を実施する。
地域自殺対策推進センター事業 【こころの健康センター】	いじめ、学校問題等を背景に希死念慮を持つ方の電話・面接・訪問等を実施し、自殺リスクの低減を図る。 いじめ・不登校に関連した自殺ハイリスク者への対応を行う支援者に対する技術指導や研修会等による人材育成等を行い自殺予防の推進を図る。 ホームページの定期更新等により市民がメンタルヘルスに関する知識を得ることや、リスティング広告活用により自殺ハイリスク者等の相談支援を図る。

柱5 妊娠期からの切れ目ない健康づくりへの支援

妊娠や出産は心身に大きな変化をもたらす、多くの妊産婦が不安を感じやすい時期です。核家族化の影響などにより、身近に気軽に相談したり、助けてくれる人が少なくなる中、妊産婦や子育て家庭に寄り添った切れ目ない支援が求められています。

妊産婦の健康や乳幼児の健やかな成長・発達のため、妊産婦健診をはじめ産前産後の相談支援や育児相談など親に対する支援と、乳幼児健診や予防接種などのこどもへの支援といった母子保健事業を通してそれぞれの時期に対応した切れ目ない支援に取り組みます。

また、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめあらゆる機会を捉え育児環境を把握し、継続的な支援が必要な場合には、母子保健と児童福祉が連携して包括的な相談支援を行う体制づくりを行います。

なお、これらの施策は「岡山市子ども・子育て支援プラン 2020」に包含された母子保健計画の施策として取り組んできたものであり、引き続き、安心して妊娠・出産・子育てできるよう母子保健事業と健康づくりを進めます。

施策5-1 安心して妊娠、出産、子育てできる伴走型の相談支援

親子手帳交付時から、出産・子育てまで一貫して支援を必要とする妊産婦に対して伴走型支援に取り組みます。

また、妊娠を望む方の希望を叶えることができるよう、不育症治療費の助成や妊娠に関する相談の実施、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に取り組みます。

事業・取組名	概要
こども家庭センターの設置 【こども福祉課】	地域のすべての妊産婦・子育て家庭向けに、子育て情報の提供や相談に応じる。支援が必要な妊産婦や子育て家庭を把握した場合は、個別の状況にあった支援を行う。また、地域の関係団体やNPO等と連携し、こどもや子育て家庭を支援する体制づくりを進める。
親子手帳と子育てのしおり配布事業 【健康づくり課】	妊婦の保健管理の向上を図るため、妊娠届出をした妊婦に、親子手帳と子育てのしおり（妊娠・出産・育児に関する岡山市の制度や過ごし方など情報をまとめた冊子）を配布する。子育てのしおりは転入者にも配布する。
岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援事業【健康づくり課】	妊娠期からの出産・子育てまで継続的な支援を行うために、面談等により情報発信や伴走型の相談支援を行うとともに、妊婦のための支援給付を実施する。
妊婦等包括相談支援事業 【健康づくり課】	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。（4-1再掲）
妊産婦及び乳幼児訪問指導事業 【健康づくり課】	妊産婦及び乳幼児の家庭を訪問し、母子を取り巻く環境に応じた適切な保健指導を行う。
産後ケア事業 【健康づくり課】	産後ケアを希望する母子を対象に、母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。

妊婦一般健康診査事業 【健康づくり課】	妊婦の保健管理の向上を図るため、妊婦1人に対し、一般健康診査14回、超音波検査4回、血液検査2回、クラミジア検査、B群溶血性レンサ球菌検査を医療機関へ委託し実施する。
妊婦・パートナー歯科健康診査 【健康づくり課】	妊婦とそのパートナーが歯科健診を受けることで、自分自身の口の中を健康に保ちつつ、生まれてくるこどもの歯と口腔の健康を守るための知識を身につけることができるよう支援する。
産婦健康診査 【健康づくり課】	産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間頃・1か月頃の産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。
不育症治療費助成事業 【健康づくり課】	不育症で悩む夫婦の経済的負担を軽減し、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりに資するため、不育症の検査・治療の費用の一部を助成する。

施策5-2 乳幼児の健康を支えるための支援

乳幼児の健やかな成長・発達を支えるため、乳幼児健診により疾病や発達障害を早期に発見し、適切な医療や相談支援につなげます。また、訪問等により子育て世帯の孤立防止や養育支援をすることで育児不安の軽減を図ります。

事業・取組名	概要
すくすく子育て相談事業【健康づくり課】	小児科医などが、身体面や子育ての相談を行い、関係機関との連携により適切な指導・助言を与える機会とし、発達・発育を促すための支援を行う。
乳幼児こころの相談【健康づくり課】	情緒・精神の発達に心配があると思われる幼児を対象に児童精神科医による相談を行い、障害のあるこどもの早期発見・早期療育につなげる。
親子いきいき教室【健康づくり課】	未就園の情緒・精神の発達に心配があると思われる児を対象に、集団の場をとおしてこどもの発達を促し、必要に応じて専門機関につなげる。また、保護者がこどもの発達や関わり方について適切な理解ができるよう支援する。
乳幼児あゆみ教室【健康づくり課】	運動発達に心配があると思われる乳幼児を対象に、日常生活での関わり方や親子遊び、体操等の個別指導を行い、健やかな心身の発育・発達を促す。
乳幼児健康診査事業【健康づくり課】	乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、三歳児健康診査を実施する。乳児健康診査は、医療機関への委託による個別検診、1歳6か月児健康診査及び三歳児健康診査は、集団検診で実施する。
予防接種事業【感染症対策課】	予防接種法に定められている定期予防接種を実施し、適切な時期に接種できるよう保護者に対し勧奨を行う。
妊産婦及び乳幼児訪問指導事業【健康づくり課】	妊産婦及び乳幼児の家庭を訪問し、母子を取り巻く環境に応じた適切な保健指導を行う。（5-1再掲）
こんにちは赤ちゃん事業【健康づくり課】	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問ボランティア（愛育委員）が絵本を持って訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子育てに関する様々な不安や悩みを聴き、支援が必要な家庭に対しては、適切な支援機関につなげる。
さんさん育児相談・オンライン育児相談【健康づくり課】	1歳未満の乳児の保護者を対象に、発育・発達に関することや、保護者の育児上の悩みや不安の相談に助産師や保健師が公民館等の会場もしくはビデオ通話で、日常生活の中で解決が図れるよう適切な育児支援を行う。
養育支援訪問事業【健康づくり課】	養育が困難な家庭に対して、育児に関する技術指導や養育者の精神的サポートにより、養育上の課題の解決や軽減を図り、安定した養育への支援とともに、児童虐待を未然に防止する。また、要保護児童の早期発見や保護のため、関係機関相互の連携強化を図る。（4-1、4-3再掲）
ぽかぽか広場・CAREパッケージぽかぽか【発達障害者支援センター】	こどもとこどもの発達に不安を抱える保護者のための居場所を提供する。広場に参加する中で保護者の相談に応じるとともに、こどもの発達について保護者の気づきや理解が得られるように適切な助言を行い、必要に応じてCAREプログラムを活用するなど個々に応じた養育支援を実施する。

育ちの相談・就学前訪問支援事業【発達障害者支援センター】	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等のこどもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期支援のための助言等の支援を行う。
にこにこ教室【発達障害者支援センター】	就学を控え、発達に不安のある児童とその保護者が学習の体験や就学に関する情報を得ることで就学への不安軽減を図る。
乳幼児の事故予防に向けた取り組み事業【健康づくり課】	乳幼児の事故予防に向けて、健康相談、健康教育、健診等あらゆる機会を利用して情報提供する。
休日夜間急患診療所の運営（小児救急医療）【医療政策推進課】	休日の昼間及び毎夜間の小児科の初期救急医療の確保を図るため、岡山市休日夜間急患診療所にて診療を実施する。（休日の昼間及び夜間については内科診療も実施）

柱6 子育ての負担感や不安感をやわらげる支援

子育て家庭を対象としたアンケート調査によると、父親の長時間労働や育休の取得率が低いなど、子育てや家事の負担が母親にかたよっている状況がうかがわれます。

また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などにより、気軽に相談したり、こどもの世話などを頼めたりする人が身近にいない子育て家庭が増加しています。

安心して子育てできる環境をつくるため、保護者の就労状況にかかわらず、在宅で子育てしている家庭も含め、幅広く子育て支援を行う必要があります。

このため、身近な地域での子育て家庭の交流の場の提供や相談体制の整備、保護者の休息やリフレッシュなどにつながる育児支援や家事支援、経済的な負担軽減など、子育て家庭の孤立を防ぎ、負担感・不安感を軽減する取組を進めます。

また、こどもやこども連れの保護者が安心して外出したり利用したりできるように、授乳室、トイレ、空調設備など施設の整備や安全対策など、こども・子育て支援のための環境づくりに努めます。

さらに、育児などで忙しい子育て家庭が、必要な情報を簡単に確実にキャッチできるように、ニーズに応じたプッシュ型の情報発信の充実を図ります。

施策6-1 子育ての負担感・不安感軽減と孤立の防止

地域子育て支援拠点事業や乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）など未就園の子育て家庭への支援、困難な状況にある家庭を訪問し家事・育児支援を行う事業、ファミリーサポートセンターなど地域の子育て支援ネットワークづくり、アプリを活用したプッシュ型情報発信などにより子育ての負担感・不安感の軽減を図ります。

事業・取組名	概要
地域子育て支援拠点事業 【地域子育て支援課】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供するとともに、職員が子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。（2-1再掲）
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【保育・幼児教育課、幼保運営課、就園管理課】	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援強化のため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施する。（本格実施は令和8年度からの予定）
一時預かり事業 【保育・幼児教育課、幼保運営課】	家庭において保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育園・認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護を行う。
利用者支援事業（特定型） 【就園管理課】	保育利用者支援員（保育コンシェルジュ）による保育に関する相談対応・情報提供等の支援を実施する。利用者が、保育以外も含む複合化した課題を抱えている場合には、適切な支援機関と連動した利用者支援等を実施する。
子育て短期支援（ショートステイ）事業 【こども福祉課】	保護者が出産・病気・看護・災害・出張等の社会的事由により家庭における児童の養育が困難となった場合や、一時的な休息が必要になった場合に、乳児院・児童養護施設等に児童を一定期間宿泊させ、生活援助（食事の提供、入浴等）を受けることで、児童の養育環境を支える。（4-1再掲）

子育て世帯訪問支援（ヘルパー）事業 【こども福祉課】	訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。（４－１再掲）
子育て家庭見守りサポート体制構築（アウトリーチ）事業 【こども福祉課】	地域の民間団体等が、児童等の居宅を訪問して状況を把握し、必要に応じて食事の提供等の支援を行うことにより、児童等の見守り体制の強化を図る。（４－１再掲）
ファミリーサポート事業 【地域子育て支援課】	依頼会員（育児の援助をしてほしい方）と提供会員（応援したい方）の相互援助により、子育て支援の地域ネットワークの体制を整える。また、相互援助がスムーズに行われるように、マッチングや研修会・交流会を実施するとともに、提供会員の確保を行う。（４－３再掲）
シルバー世代産前産後応援事業 【地域子育て支援課】	支援を必要とする産前産後の妊産婦の支援と、シルバー世代のやりがいづくりの両方の視点を踏まえ、シルバー世代の支援者の養成と育児・家事援助事業を実施する。
児童館の運営 【地域子育て支援課】	児童に健全な遊びを提供し、情操を豊かにすることを目的に様々な活動を実施する。また、利用ニーズに応えるため、放課後児童クラブへの出前児童館等の充実を図る。（２－１再掲）
子育て広場 【地域子育て支援課】	地域住民が運営委員会を組織し、認定こども園・幼稚園・公民館等の施設を利用して、就園前の乳幼児とその保護者を対象に子育てに関する学習・交流の場を開催する。（２－１再掲）
岡山市教育センター（仮称）整備事業 【教育研究研修センター】	新しい教育センターを整備することで、こどもの学びと育ちを支援する教職員の研修の高度化を図るとともに、就学等に関する保護者の相談機能を設け、子育ての不安感を軽減する。（２－２再掲）
公園・遊園地等施設整備事業 【庭園都市推進課】	遊具・トイレ（洋式化）等の公園施設を整備（改修・更新等）し、こどもが健やかに成長できるような公園づくりをするとともに、安定的な点検等を行い、安心・安全な遊べる公園の管理・運営を行う。
「赤ちゃんの駅」推進事業 【地域子育て支援課】	施設管理者からの申請により、授乳やおむつ交換ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭の利便性向上を図る。野外イベント等へも安心して参加できるよう、イベント主催者に対しテント式の授乳室やおむつ交換台の貸出を行う。
子育て支援アプリ運営【地域子育て支援課】	子育て世代へ情報をタイムリーに発信するために、アプリを導入し必要な情報を得られる環境を整備する。
子育て応援サイト（こそだてぼけっと）運営 【地域子育て支援課】	妊娠から出産、育児に関する子育て支援情報をポータルサイトに集約、一元化し、いつでもどこでも必要な情報を得られる環境を整備する。
子育て支援情報の提供及び講座の開設 【生涯学習課】	岡山市内共通の子育て支援や相談窓口の情報をまとめ、裏面に中学校区ごとの子育て支援情報をまとめた「子育てミニ情報」を、全37公民館で作成し、おやこクラブ、子育て広場や赤ちゃん訪問などで配布する。
広報広聴活動の充実 【教育企画総務課】	「教育に関する総合調査」によって、児童生徒並びに保護者と教職員からの教育やこどもに関する意見を聴取する。また、教育広報紙「こらぼ」、教育委員会LINE、動画配信等による教育委員会や学校等の取組を紹介する。

施策６－２ 子育てについて学ぶ親等への支援

離乳食講習会、児童生徒と保護者を対象にした調理実習と食に関する指導、保護者が子育てについて学びあう講座、家庭教育に関する啓発やワークショップなどの実施によって、学習機会の提供と仲間づくりを支援します。

事業・取組名	概要
離乳食講習会 【健康づくり課】	望ましい食生活の基盤づくりをしていくために、乳幼児期に乳以外の形のある食物に慣れさせ、幼児食への移行が順調に進むように適切な指導を行う。
乳幼児期の食育事業 【健康づくり課】	市民の健康増進の推進に向けて、家庭での食育、ライフステージに応じた栄養指導のさらなる充実を図る。
スクールランチセミナー 【保健体育課】	中学校区や学校単位で栄養教諭・学校栄養職員が中心となり、こどもと保護者を対象に調理実習などの食育活動と食に関する指導をすることで、食生活に関心を持ち望ましい食習慣を身に付けるよう支援する。
学校給食試食会 【保健体育課】	保護者・地域住民・就学前の園児を対象に、学校給食を活用して学校と地域の交流を図るとともに、学校給食への理解や関心を高め、食育への意識の向上を図る。
公民館子育て講座の実施 【生涯学習課】	子育て中の親が学び合えるよう子育て講座を実施し、学習機会の提供を行う。 子育てサロンや子育て広場の開設など、親子で気軽に参加でき親同士の交流が図れる事業を実施する。 子育て中の親が学びやすいよう公民館の保育ボランティアが託児を担当したり、子育て講座の企画運営に関するなど支援する。
家庭教育支援事業 【生涯学習課】	家庭教育についてのリーフレットを配布や、講話やワークショップを通して、保護者の子育て等に関する不安を解消するとともに、家庭教育の主体的な実践を促す。 NPO・企業・行政関係者等から保護者へ様々な情報・相談機会の提供、参加団体同士の情報交換の機会を設け、連携強化を図る。 地域学校協働活動推進員、民生委員、主任児童委員等を対象とした研修会を実施し、地域における家庭教育支援分野での活躍を促す。

施策６－３ 子育てに要する経済的負担の軽減

児童手当の支給、子ども医療費助成、保育施設等の利用者負担額の軽減、就学援助費の支給、奨学金の給付などにより、子育てに必要な費用の経済的負担の軽減を図ります。

事業・取組名	概要
児童手当 【こども福祉課】	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、手当の給付を行う。
子ども医療費助成制度 【医療助成課】	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、岡山市内に住所を有するこども（０歳～高校生等）に対し、保険診療費自己負担分の一部または全部を助成する。
助産施設への入所 【こども福祉課】	妊産婦が保健上必要あるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと認めるとき、その妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせる。
未熟児養育医療の給付事業 【健康づくり課】	出生後、体重が一定以下である乳児や生活能力が薄弱である乳児に対して、養育のために一定期間入院させることがあり、この養育に必要な医療費を、世帯の市民税額等の状況に応じて助成する。
小児慢性特定疾病医療費助成制度 【健康づくり課】	小児慢性特定疾病に罹患している児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。
利用者負担額の軽減 【就園管理課】	多子世帯に対する利用者負担額を軽減する。０～２歳児で認可保育施設に入園できず、保育の質が担保された認可外保育施設を利用する低所得世帯に対し利用料の一部を給付する。
利用者負担額減免制度 【就園管理課】	非自発的な失業等による世帯収入の著しい減少、世帯収入に対する医療費の過大な支出、災害による居住家屋等の損害、又は教育・保育給付認定を受けているこどもの伝染病による出席停止が生じた世帯に対し、認可保育施設等の利用者負担額を減免する。
実費徴収補足給付事業【幼保運営課、保育・幼児教育課】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所等に対して保護者が支払うべき行事費や給食費等を助成する。
生活保護世帯入学祝金事業【福祉援護課】	生活保護世帯の児童・生徒に対し、小・中学校入学時に祝金を支給する。
生活保護世帯学童服購入助成事業 【福祉援護課】	生活保護世帯の小・中学校１年生に制服購入費の助成を実施する。
就学援助【就学課】	小・中・義務教育学校へ通う児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、必要な経費の一部を援助する。
就学援助世帯学童服支給事業 【福祉援護課】	就学援助世帯の小学校４年生に制服を現物支給する。
特別支援教育就学奨励費支給事業 【就学課】	特別支援学級等へ就学する児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、必要な経費の一部を援助する。

高等学校等就学支援金【就学課】	高等学校等について、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意思のある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図る。
学童校外事故共済【保健体育課】	義務教育在学中に共済加入のこどもが、学校管理下外での事故で死亡又はけがをした場合、見舞金を支給する。
災害遺児教育年金制度【こども福祉課】	義務教育在学中に児童の保護者が予め加入することにより、加入者が災害（交通事故等）により死亡又は重度の障害となった場合、遺児等に対して義務教育卒業まで教育費として年金を支給する。
奨学金給付事業【こども福祉課】	家庭の経済的理由で進学や卒業をあきらめることがないよう、市民税所得割非課税世帯等の高校生等を対象に奨学金を給付する。（４－３再掲）
子育て世帯の市営住宅入居要件緩和【住宅課】	高校卒業までのこどもと同居する子育て世帯の当選確率を２倍とし、入居収入基準を緩和する。

柱7 共働き・共育での推進

保育の待機児童は解消しましたが、障害のあるこどもや医療的ケア児など、専門的な支援やきめ細かな対応が必要なこどもの保育を希望する保護者のニーズがあり、質の向上が求められています。

今後は、保育士確保策を継続しつつ、保育の質の向上を図るため、こどもの特性や状況に応じた質の高い支援ができるよう、専門的な支援が必要なこどもたちの保育所等の受け入れ体制の充実に努めます。

また、小学校入学後も保護者が安心して働くことができるよう、放課後児童クラブの受け皿整備が必要です。待機児童を解消するため、施設整備や人員の確保、民間事業者の活用により受け皿の確保を図ります。

あわせて、放課後児童支援員等の資質向上や放課後児童クラブのサービス向上に努め、放課後児童クラブの充実に努めます。

子育て世帯の約3分の2が共働きとなる中、仕事と子育ての両立のためには、保育や放課後児童クラブの取組等に加えて、男性の家事・育児への参画促進や、多様で柔軟な働き方の推進が重要です。

このため、固定的な性別役割分担の解消、男性の家事・育児の知識などの習得、企業に対する働き方改革や男性育休の啓発などに取り組み、共働き・共育を推進します。

施策7-1 就学前教育・保育の充実

保育士確保策などによる保育の受け皿確保を継続しつつ、延長保育や病児保育など保護者のニーズに応じた支援、障害児や医療的ケア児などの受け入れ体制の充実など、保育の質の向上に努めます。

事業・取組名	概要
保育の受け皿の確保 【こども園推進課】	乳幼児に必要な幼児教育・保育を提供するため、保育の受け皿の確保を計画的に行う。全体として量の見込みに対して受け皿数が確保されているため、提供区域等の需給バランスを見ながら、定員設定を行う。
最適化に向けた施設整備 【こども園推進課】	将来にわたって安定的に良質な就学前教育・保育を提供するため、36中学校区に1園ずつ市立幼保連携型認定こども園を整備するとともに、その他の市立園は民間移管もしくは統廃合を進める。
免許資格取得支援事業 【保育・幼児教育課、幼保運営課】	公私立の教育・保育施設及び認可外保育施設に勤務する保育人材を確保するため、保育士資格又は幼稚園教諭の免許資格を持たない保育士・幼稚園教諭等を対象に、免許資格の取得に必要な養成施設の受講料等を助成する。
保育士確保支援事業 (保育士・保育所支援センター事業) 【保育・幼児教育課】	保育所等の人材確保のため、保育士の資格を持ちながら保育所等で就労していない「潜在保育士」の就労支援及び現在保育士として働いている方の保育業務に関する相談を実施することで、離職防止を行う。
保育士確保支援事業 【保育・幼児教育課】	私立保育園等が、保育士等の人材確保を図るとともに、当該施設等へ定着させるため、支援を行う。

延長保育事業 【保育・幼児教育課、 幼保運営課】	保育所や認定こども園等において、２・３号認定子どもに対し、通常の利用時間帯以外の時間に開所時間を延長し、保育を行う。
休日保育事業 【保育・幼児教育課】	保護者が休日に就労等で家庭保育できない場合に、保育を行う。
病児保育事業 【保育・幼児教育課】	保護者が就労している場合等であって、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病気の児童を一時的に保育する。
障害児保育事業 【保育・幼児教育課、 幼保運営課】	保育園・認定こども園における心身に障害を有する児童の教育・保育に必要な職員の配置、専門家による園職員への指導等の支援や、私立保育園等における障害児の受入れを促進するため、障害児保育に係る支援を行う。（４－４再掲）
医療的ケア児保育支援事業 【保育・幼児教育課、 幼保運営課】	保育所等において、適切な医療的ケアを受けられる体制を整備する。 医療的ケア児の家族からの相談への対応や情報提供等を行う。 （４－４再掲）

施策7-2 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブの待機児童を解消するため、施設整備や人員の確保、民間事業者の活用により受け皿の確保を図ります。また、放課後児童支援員等の資質向上や放課後児童クラブのサービス向上に努め、放課後児童クラブの充実を図ります。

事業・取組名	概要
放課後児童健全育成事業 【地域子育て支援課】	共働き家庭など保護者が昼間に仕事などで家庭にいない小学生を対象に、授業終了後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成・支援を行う。
専用施設等の整備 【地域子育て支援課】	利用ニーズの増加が見込まれる学区において、小学校敷地内へ専用施設の増改築や廃園予定の幼稚園舎等の改修を行い、受け皿の確保を図る。
タイムシェアの活用 【地域子育て支援課】	教育委員会及び小学校と協力し、小学校の特別教室等のタイムシェアを活用することで受け皿の確保を図る。
人員の確保 【地域子育て支援課】	待機児童の受入れ増加や、こどもの安全確保のための計画的な人員配置ができるよう、人員募集の広報・周知の強化や職員を定着させるための支援を行う。
民間事業者の活用 【地域子育て支援課】	民間事業者への補助等により、新たなクラブの開設等を促進し、受け皿の確保を図る。
放課後児童支援員等の資質向上 【地域子育て支援課】	特別な配慮を必要とするこどもや保護者への対応、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活を可能とする育成支援など、放課後児童支援員等の資質向上のための研修を実施する。
放課後児童クラブのサービス向上 【地域子育て支援課】	地域の実情に応じ、毎週土曜日の開所や長期休業期間中の開所時間の延長を図る。

施策7-3 仕事と子育ての両立支援

固定的性別役割分担解消の啓発講座やイベント、仕事と子育ての両立に取り組む企業の認証制度、働き方改革を推進する企業についての情報発信、男性の家事・育児の知識習得するための支援などにより、仕事と子育ての両立を促進します。

事業・取組名	概要
男女共同参画推進週間（さんかくウィーク）事業 【女性が輝くまちづくり推進課】	男女共同参画社会の形成に関する理解の促進を図るため、岡山市男女共同参画推進週間（さんかくウィーク）を設け、市民及び事業者と協働して各種行事を実施する。
事業者に対する啓発事業 【女性が輝くまちづくり推進課】	女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援など、職場における男女共同参画を推進している事業所の認証や表彰制度により、事業者に対する啓発を行う。（3-2再掲）
働き方改革推進・企業情報PR 【創業支援・雇用推進課】	学生へ働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業のPRを行うとともに、企業へ事例を紹介するために、巻頭に働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業を特集した企業情報冊子およびWEBサイトを作成する。（3-2再掲）
子育てパパ・プレパパ応援事業 【地域子育て支援課】	男性の育児・家事参加に関する意識の高揚を図るため、妊娠中のパートナーがいる男性や3歳までのこどもを子育て中の男性を対象に、子育てに対する具体的な知識、技術が習得できる研修や講座を実施する。
マザーズハローワーク出張相談 【創業支援・雇用推進課】	公共職業安定所と共同で、子育てをしながら就職を希望している方を支援するために、マザーズハローワーク出張相談を行う。

3 評価指標・数値目標一覧

評価指標・数値目標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
柱1 こども・若者の権利の尊重		
「こどもの権利」が尊重されていると感じるこどもの割合	新規のため基準値なし	R7に調査を実施し基準値の上昇を目指す
柱2 こどもが安全で健やかに育つことができる環境づくり		
地域子育て支援拠点事業の利用者数	69,501人	69,560人
児童館の利用者数(小中高生)	72,802人	68,700人
学校に行くのが楽しいと思うこどもの割合	小学生82% 中学生79.6%	小学生88% 中学生86%
「仲間と協力することの大切さを学ぶことができた」と回答した参加者の割合	98%	100%
こどもと一緒に地域の行事に参加していると答えた保護者の割合	60.9%	65%
学校支援ボランティア事業の登録者数	6,923人	7,500人
柱3 若者の成長と未来のための支援		
若者が参画している公民館講座数	52講座	60講座
SNSを活用した若者への啓発動画のフォロー数	新規のため基準値なし	3,000人
「出会いのひろば事業」の参加者数	62人	130人
学生と地元企業の交流事業の参加者数	49人	50人
柱4 困難を抱えるこども・若者やその家庭への支援		
子育て短期支援(ショートステイ)事業の利用延べ日数	171日	668日
ヤングケアラーに関する研修の受講者数	1,685人	2,500人

評価指標・数値目標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
里親委託率	乳幼児30.2% 学童期以降 20.3%	乳幼児75% 学童期以降 50%
里親の登録数	123組	216組
こどもの居場所の数	60か所	70か所
障害児研修(キャリアアップ研修)の修了者数	722人	900人
ぽかぽか広場・CAREパッケージぽかぽかの利用者数	41人	45人
ユースゲートキーパー養成講座を受講した学生の累計	111人	3,000人
柱5 妊娠期からの切れ目ない健康づくりへの支援		
産後ケア事業の利用延べ人日数	2,142人日	6,350人日
こんにちは赤ちゃん事業の訪問率	97.6%	100%
柱6 子育ての負担感や不安感をやわらげる支援		
子育てしやすいまちと思う保護者の割合	73.4%	78%
学んだことを食生活に生かしたいと回答した参加者の割合(スクールランチセミナー)	93.2%	95%
公民館子育て講座の講座数	203講座	210講座
高校生の奨学金利用割合	48.7%	70%
柱7 共働き・共育での推進		
保育所等の待機児童数	0人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	193人	0人
岡山市女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証件数	113件	230件

第2部

個別計画

第1章

社会的養育の推進

第1章 社会的養育の推進

1 計画作成の趣旨

国は、平成28年の児童福祉法等の改正において、平成6年に批准した子どもの権利条約を法の理念として明記し、子どもを権利の主体として位置づけました。

そして、実親による家庭での養育の支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、こどもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援する「家庭養育優先」の原則を規定し、実親による養育が困難であれば、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組や里親による養育を推進することを明確化しました。

令和4年の改正では、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、市町村における子育て家庭への支援の充実等の措置を講じることとされました。

これらの法改正や、岡山市におけるこれまでの家庭への養育支援や代替養育、自立支援の取組みを踏まえ、こどもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができるよう、「こどもを最優先とした視点(Child First)」の下、社会的養育の体制を整備し、一人ひとりのこどものニーズに応じた適切な養育環境の実現を進めていきます。

(1)現状

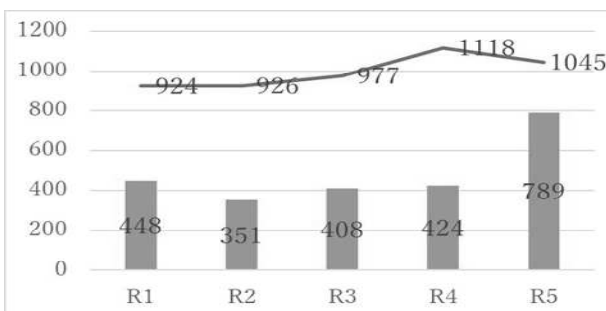
虐待通告件数は令和4年度には過去最多となっていますが、その後、件数は横ばいで推移しています。虐待の内容は、こども総合相談所(児童相談所)では、心理的虐待が最も多くなっています。地域こども相談センター(6福祉事務所に設置)は関係機関から早期の相談や通告が入るようになっており、ネグレクトが最も多くなっています。

また、令和4年1月には児童虐待による死亡事例が発生しました。その検証を踏まえて、こども総合相談所と地域こども相談センターでは、令和6年4月から役割分担のガイドラインを作成・活用し、それぞれの役割を明確にしたうえで、情報を共有しながら、切れ目なくこどもと家庭を支援しています。

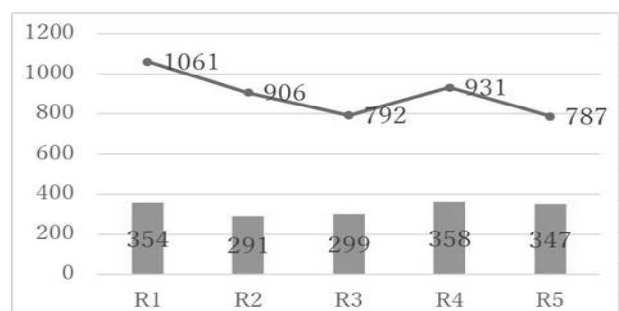
岡山市の虐待通告の状況

— 虐待通告 ■ 虐待相談

こども総合相談所



地域こども相談センター



※令和5年度は、従来、養護その他相談に集計していた面前DVを心理的虐待に集計することとしたため、虐待相談対応件数が大幅に増加

虐待内容の内訳

こども総合相談所

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
R1	40(8.9)	3(0.7)	193(43.1)	212(47.3)	448
R2	37(10.5)	2(0.6)	134(38.2)	178(50.7)	351
R3	67(16.4)	8(2.0)	176(43.1)	157(38.5)	408
R4	65(15.3)	4(1.0)	193(45.5)	162(38.2)	424
R5	132(16.7)	5(0.6)	433(54.9)	219(27.8)	789

地域こども相談センター

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
R1	47(13.3)	0(0)	136(38.4)	171(48.3)	354
R2	40(13.7)	0(0)	63(21.7)	188(64.6)	291
R3	35(11.7)	3(1.0)	119(39.8)	142(47.5)	299
R4	60(16.8)	3(0.8)	134(37.4)	161(45.0)	358
R5	54(15.6)	1(0.3)	94(27.0)	198(57.1)	347

※()内は合計に占める割合。少数点第二位四捨五入のため、合計 100%にならない場合あり

(2)基本的な考え方

この計画は、社会的養育を必要とするすべてのこどもが、意見を聴かれる権利を保障され、住み慣れた地域の中で、家庭や家庭に近い環境で、愛情に包まれながら健やかに育ち、将来、社会で自立した生活を送ることができる社会を目指しており、県と共同で策定した「岡山県社会的養育推進計画」とも連動しています。

こどもが権利の主体であるという理念を、当事者であるこどもと、その保護者や養育者がしっかりと意識し、こどもの意見が尊重され、こどもの最善の利益が実現できるような取組みを進めていきます。

社会的養育の体制整備に当たっては、支援を必要としているこどもや家庭のニーズを把握し、こどもの安全の確保や適切な保護、その他の支援を行うため、こども総合相談所やこども家庭センターなどの支援体制を強化するとともに、関係機関と連携しながら、家庭への養育支援及び代替養育を必要とするこどもへの支援を推進します。

また、代替養育を必要とするこどもの一人ひとりの育ちのニーズに応じた適切な支援が行えるよう、その受け皿となる里親や施設等こどもの養育環境を整え、永続的で安定した質の高い養育を提供していきます。

さらに、代替養育を受けているこどもが社会に出てからも、自立した生活を送ることができるよう支援していきます。

2 こどもの権利擁護

(1)現状

こども総合相談所では、里親や児童養護施設等(以下、「施設等」という)で養育されているこどもに、「こどもの権利ノート」を手渡し、守られるべき権利や困ったときの連絡先等を伝えています。また、適宜、こどもと面接を行い、こどもの意見を聴取し、こどもの健やかな成長を見守りながら、自立に向けた支援を行っています。

一時保護施設を利用するこどもには、「こどもの権利ノート」を手渡し、意見箱の設置による意向聴取に加え、施設入所等、こどもの処遇を決定する際にも、こどもの意向を聴取し支援方針の策定に活かしています。

このほか、第三者である弁護士が、施設等や一時保護施設を利用するこどもの意見を聴き、養育環境の改善や支援に役立てています。また、こどもの支援に携わる、里親や施設等職員及びこども総合相談所職員は、研修等を通じてこどもの権利に関する学びを深め、日頃のこどもへの支援に活かしています。

(2)基本的な考え方

こどもは、大人に意見を表明することへの抵抗感や、自分の考えや思いを意見として整理することの困難さから、一人で意見を表明できないことがあります。また、大人に対する不信感や現状への無力感等により、意見を表明できないこどももいます。このようなこどもたちの「意見を聴かれる権利」を保障するため、支援の過程でこどもの意見が尊重され、自身に関する決定に参加する機会を用意し、その意見が養育環境の改善等に反映されるよう努めます。

(3)主要な取り組み

①こどもや関係者への周知

里親、施設等、一時保護施設を利用しているこどもへ、「こどもの権利ノート」を活用し、こどもは権利の主体であり、意見表明の支援を受けることができることを周知します。

また、こどもの支援に携わる関係者へも周知し、日頃の支援において実践に努めるよう働きかけます。

②こども総合相談所によるこどもの意見聴取

こども総合相談所が支援するこどもに対しては、自分の暮らしや今後の処遇などについて意見を表明できるように丁寧なサポートを行い、適宜こどもとの面接を通じて意見を聴取し支援に活かします。

③第三者によるこどもの意見聴取

弁護士等の第三者が里親、施設等、一時保護施設等を利用しているこどもから意見を引き続き聴取します。聴取した意見は、こどもの処遇や養育環境の改善、施設等の運営に反映させます。

④児童福祉審議会を活用したこどもの権利擁護の推進

こどもの意見に対して、こども総合相談所、里親、施設等、一時保護施設が執った対応等を児童福祉審議会へ報告し、助言を求めるなど、こどもの意見をくみ取ることができているか、こどもの支援や養育環境の改善に努めているか等を点検します。

⑤支援方針策定へのこどもの参加

里親、施設等、一時保護施設を利用することにも影響を与える決定をする場合は、意向を尊重した上で、決定前の段階から、こどもが意見を表明できるようにします。こどもの健やかな成長をサポートする支援計画等については、計画を作成する段階から参加できるように努めます。

3 こども虐待の防止とこどもと家庭の支援

(1)現状

①こども家庭センター

令和4年改正児童福祉法において、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置が、市町村の努力義務とされました。こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なくもれなく対応することとされています。

②要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の適切な保護・支援を図るため、「岡山市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。要保護児童の支援にあたっては、要保護児童対策地域協議会において、関係機関間の連絡調整や、対応すべき支援機関の選定を実施し、支援状況の管理・評価を行っています。

③ヤングケアラー

令和6年に子ども・若者育成支援推進法が改正され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象に、ヤングケアラーが明記されました。

岡山市では、令和4年に地域こども相談センターへ相談窓口を設置し、ヤングケアラーコーディネーターを中心に、学校等の関係機関と緊密に連携しながら、複雑な課題を抱えるヤングケアラーとその家庭への支援を行っています。

④家庭支援事業等

令和4年の児童福祉法改正により、家庭支援事業として、既存の子育て短期支援事業等に加え、新たに子育て世帯訪問支援事業等が創設され、令和6年度から実施に努めることとされました。

⑤児童家庭支援センター

市内1か所に設置された児童家庭支援センターでは、休日・夜間の専門相談に対応しています。また、こども総合相談所から委託を受けたこどもや家庭への指導等も行っています。

(2)基本的な考え方

虐待の防止には、支援が必要なこどもや家庭に早期に気づき、支援につなげる仕組みが重要であり、取り組みを充実していきます。関係団体やNPO等と緊密に連携し、地域全体で、こどもの権利を擁護する意識を醸成し、子育て家庭を見守る機運を高めていきます。

(3) 主要な取り組み

① 未然防止と早期発見

ア こども家庭センターの設置

地域のすべての妊産婦・子育て家庭に向けて、児童福祉と母子保健双方の視点から、情報の提供や相談等に対応するとともに、支援が必要な妊産婦や子育て家庭を把握した場合は、サポートプラン(※)を作成するなど、個別の状況に応じた支援を行います。また、地域の関係団体やNPO等と連携を強化し、地域でこどもや子育て家庭を支援する体制づくりを推進します。

※各家庭の課題に応じた支援を行うため、対象者と支援者が一緒に作成する計画

イ こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)の実施

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援の情報提供等を行い、子育て家庭と地域が早い時期につながる機会とします。

ウ ヤングケアラーの把握

地域や学校など関係機関への啓発とともに、分かりやすいチラシを作成し、こどもに対する周知の充実も図ります。また、教育委員会(小学校・中学校)と連携し実態調査を行うなど、ヤングケアラーの把握に努めます。把握したヤングケアラーは、こども家庭センターが中心となり、必要な支援につなげます。

エ オレンジリボンキャンペーンの実施

こども虐待防止を願う市民運動であるオレンジリボンキャンペーンを引き続き実施し、こどもの権利擁護や虐待防止の意識向上を図ります。

② 支援の強化

こども家庭センターを中心に、関係機関・地域団体との連携の強化や、子育て支援施策の充実を図ります。

ア 要保護児童対策地域協議会の機能強化

地域団体や児童福祉施設等の専門機関、行政などそれぞれの関係機関の強みが生かせるよう連携の強化を図ります。

イ ヤングケアラー支援

こども家庭センターで窓口や電話による相談に対応するほか、LINEなどでも相談に応じています。18歳以上のヤングケアラーに向けては、「岡山市子ども・若者育成支援地域協議会(地域子育て支援課内)」で相談を受け付け、適切な支援機関へつなぎます。

ウ 妊産婦と子育て家庭を支援する事業の実施

- ・保護者が安心して養育できるよう、子育て短期支援(ショートステイ)事業の受け皿の充実に努め、利用しやすい体制を整備します。
- ・ヤングケアラーを含め子育て世帯へ家事ヘルパーを派遣する子育て世帯訪問支援事業や、地域の NPO 等を活用した要保護児童等の見守り事業を引き続き実施します。
- ・支援が必要な妊産婦が安心した生活をおくることができるよう、関係機関と連携し、必要な情報の提供や相談助言を行います。
- ・こども家庭センターを中心に、専門的な相談機関である児童家庭支援センターと引き続き緊密に連携し、地域のこどもと家庭を支援します。

エ 地域における支援体制づくり

こども家庭センターが地域に出向き、民生委員・児童委員をはじめとする地域団体やこども食堂などこどもの居場所づくりを担う団体やNPO等と協力関係を築きます。また、新たな連携先となる地域資源の発掘に努めます。そうした地域資源との連携を深め、こどもの見守り等の情報を共有する仕組みづくりを進めます。

オ 職員等の人材育成

こども支援に携わる職員の資質向上を目指した研修等を実施するとともに、地域の団体等に対しても、こどもの権利や関係機関との連携の必要性などを学ぶ機会を提供します。

カ こども総合相談所との連携

こども家庭センターとこども総合相談所は、こどもの置かれている状況や背景を的確に把握し、適切な役割分担の下で、情報共有や連携を図りながら、的確な判断を行い、必要な対応や支援を行っていきます。

4 こどもの権利を守るためのソーシャルワークを担う児童相談所の機能

強化

(1)現状

①こども総合相談所の体制強化

令和4年に発生した児童虐待による死亡事例の検証をきっかけに、再発防止に向けて、SNSを活用した相談支援体制の整備や弁護士による法的対応の充実、現職警察官の配置及び専門職員の増員等による人員体制の見直しなど、事業と人事の両面から、こどもを虐待から守る体制を強化しました。

さらに、業務の質の向上を図るため、第三者評価を実施し、指摘事項の改善を行いました。

また、こどもの「意見を聴かれる権利」を保障するため、弁護士による意見表明への支援等様々な取組を進めています。

②一時保護施設的环境

一時保護は、こどもの安全を確保し、こどもの心身の状況や生活環境等の把握のために行います。一方で、こどもが大きな不安を抱くことがあるため、一時保護の理由等を丁寧に説明し、安心して過ごせるように配慮しています。

なお、こどもの安全確保の観点から、一時保護施設的环境には一定の制約等が設けられていますが、意見箱の設置やアンケート、第三者である弁護士の面接等を通じて聴取されたこどもの意見を踏まえ、適宜見直しを行っています。

③関係機関等との連携

こども総合相談所の機能を補完する役割を担う児童家庭支援センターは、令和6年4月1日現在、市内に1か所設置されています。児童家庭支援センターは、こども総合相談所が指導を委託した家庭に対して、継続的に支援しています。このため、児童虐待が再び生じた際は、速やかにこども総合相談所へ支援が引き継がれる体制となっています。

また、児童虐待の対応の際、DVが疑われる家庭については、児童虐待対応機関であるこども総合相談所とDV被害者支援機関が連携・協力して対応しています。

さらに、地域こども相談センターとは、死亡事例の検証を踏まえて、事例への共通の認識の下、お互いの役割分担を明確にし、更なる連携を図っています。児童養護施設とは、支援方針等の密な情報共有を図り、更なる協働体制の構築を図っています。

④親子関係の再構築

虐待をはじめとする養育上の課題等に直面し親子関係の改善が必要な家庭に対しては、外部医療機関等と連携し、医学的・心理学的知見に基づく保護者支援プログラム等の実施により、親子関係再構築の支援を行っています。

(2)基本的な考え方

こどもは自らの意見が尊重され、生活に影響を与える重要な決定等に参加する権利を持っています。この権利が守られるソーシャルワークを実現するためには、こども総合相談所の専門性をさらに向上させ、日々の支援の中でこどもから意見を丁寧に聴き、こどもと一緒に取り組んでいくことが重要です。

一時保護されたこどもについては、一時保護施設で安心して過ごせるよう施設の生活環境改善に努めます。こども総合相談所の支援を受け家庭で生活しているこどもは、関係機関とも連携し、養育環境を改善していく必要があります。親子関係再構築に関するプログラムなどの効果的な支援により、こどものケアや、親子関係の改善、親の養育負担の軽減を図ります。

(3)主要な取り組み

① こども総合相談所の機能強化

ア 専門性の向上

- ・知識や経験のある複数のスーパーバイザーが若手職員の指導育成を行うことにより、職員の専門能力を高めます。
- ・全ての児童福祉司がDVと児童虐待が併存する事例等、判断や支援の難しい事例に的確な対応ができるよう、知識の習得だけでなく実践的な技術の習得に努めます。
- ・こども家庭ソーシャルワーカー資格(※)の取得を促進します。

※令和4年児童福祉法改正に基づき創設された認定資格

イ 第三者評価の実施

定期的に第三者評価を実施し、実施結果を踏まえてこども総合相談所及び一時保護施設の業務の質の向上を図ります。

ウ 法的対応機能の強化

日常的に弁護士に相談できる体制を整備し、増加する困難事例における法律上の問題に的確に対応できるよう努めます。

エ こどもの意見を尊重するソーシャルワークの展開

- ・相談の開始から支援の終結まで、こどもの年齢や理解力に応じてこどもの権利について説明の上、こどもの意見を聴き、聴取した意見を可能な限り反映させた支援を行います。
- ・こどもの意見と対応結果は、児童福祉審議会へ報告し助言を受けます。

② 一時保護施設的环境

ア 施設の機能向上

- ・こどもの権利擁護の観点から、一人ひとりの発達段階や個別性に応じた支援を基本とします。
- ・できるだけ家庭に近い環境となるよう生活環境の改善に努めます。
- ・緊急保護への対応や夜間時のこどもの不安を受け止めるため、夜間の職員体制の充実に努めるとともに、心身ともに安心して過ごせるよう小児科等の医療機関と連携を図ります。

イ 多様な施設環境

一時保護の委託が可能な里親の確保に努め、こども一人ひとりに適した環境を提供します。特に乳幼児の一時保護については、愛着形成において重要な時期であることから、里親の積極的な活用に努めます。

③ 関係機関等との連携

- ・こども総合相談所と関係機関が役割分担し、評価結果を共有しながら、こどもと家庭への効果的な相談支援を行います。
- ・こども総合相談所とこども家庭センターは、こどもの置かれている状況や背景を的確に把握し、適切な役割分担の下で、情報共有や連携を図りながら、的確な判断を行い、必要な対応や支援を行います。
- ・児童養護施設との更なる協働体制と信頼関係の構築に努め、こども一人ひとりに応じた支援を行います。

④ 親子関係の再構築

親子関係を改善するための保護者支援プログラムを継続実施するとともに、こどもに対して心の傷つきからの回復のために、トラウマの視点を取り入れたケアに取り組めます。

5 社会的養護の推進

(1)現状

① 代替養育の状況

令和6年4月1日現在で、岡山市内の代替養育の受け皿は、里親が123組、ファミリーホームが2か所、児童養護施設と乳児院が6か所、児童自立生活援助事業所が3か所となっています。こうした代替養育を必要とするこどもの数は、令和元年度の307人から令和5年度の272人へ微減で推移しています。岡山市では、こどもの最善の利益を優先する観点から、一人ひとりに応じた養育環境を整え、継続的に支援しています。

② 里親の状況

里親への委託を推進していますが、こどもの支援ニーズに適した里親とのマッチングができない場合があります。里親委託率は、令和元年度の16.4%から令和5年度は22.8%と微増に留まっています。また、新規に登録された里親数は、令和3年度は18組でしたが、年間の平均増加数は5組程度であり、登録里親の確保が課題となっています。

③ 乳児院・施設等の状況

ア こどもの権利擁護

児童会の開催やアンケート、面接等を実施し、聴き取ったこどもの意見を、施設等での生活に可能な限り反映しています。

イ 小規模化・地域分散化

施設等では、「できる限り良好な家庭的環境」を提供するため、小規模化・地域分散化を進めています。令和5年度では、市内の施設等において小規模化・地域分散化した施設(グループ)数は5グループであり、そこで暮らすこどもは、全入所児童数の約16%です。また、市内2か所の障害児入所施設においても、小規模化が行われています。

ウ 専門支援施設としての役割

施設等では家庭支援専門相談員や心理療法担当職員等を配置し、親や家族等への相談支援や、心のケアが必要なこどものカウンセリング等を行っています。また、里親の支援等のために、里親支援専門相談員を配置しています。

(2)基本的な考え方

新たに代替養育を必要とするこどもについては、「家庭養育優先原則」に従い、里親やファミリーホームへの委託を優先し、里親等への委託を推進します。委託先となる里親については、登録数が令和6年4月時点で123組であることから、新規登録数を増やし、委託しやすい環境を整備する必要があります。今後、里親登録数を増やすとともに、里親の養育技術の向上等による養育環境の充実を図るため、里親制度の普及促進・リクルート業務や、里親研修・トレーニング業務、里親等養育支援業務などを段階的に民間機関に委託し、最終的には里親に関す

る業務を包括的に担う里親支援センターを設置します。

また、家庭での養育が長期的に望めない場合は、永続的な解決方法として特別養子縁組について検討します。より専門的な支援が必要なこどもは、施設等を検討するなど、それぞれのこどもの状況等に適した養育環境を提供していきます。

加えて、社会的養護を受けているこども等が社会に出てからも、自立した生活を送ることができるよう支援します。

なお施設等に対しては、質の高い家庭的養育の展開と、地域の家庭養育を支える専門支援施設としての機能強化を支援するとともに、密な連携を図り協働体制を更に強化します。

(3) 主要な取り組み

① 家庭養育優先原則に基づく里親等委託の推進

ア 養子縁組の推進

- ・養子縁組や特別養子縁組の制度について正しく理解する機会を設け、認知度の向上を図ります。
- ・養子縁組等をするこどもと養親への相談支援のため、保健医療機関等をはじめ関係機関との連携を強化します。
- ・養子縁組や特別養子縁組に際して、こどもの年齢や理解力に応じた丁寧な説明と、こどもの「意見を聴かれる権利」を保障します。
- ・永続的に記録を保存し、「出自を知る権利」を保障します。
- ・こども総合相談所はこどもを養育する支援計画に基づき、里親支援センター等と協働して、切れ目なく養親やこどもを支援します。また、こどもと実親の交流に仲介が必要な場合は、実親への支援も行います。

イ 里親制度の周知啓発と里親リクルート活動の展開

- ・民間機関と協働した効果的な周知啓発事業を実施し里親制度の理解を促進します。
- ・子育て経験者等を対象に里親リクルート活動を実施し、里親の登録数を増やします。
- ・一人ひとりのこどものニーズに対応できる専門性の高い里親を確保します。

ウ こどもの権利を擁護する里親制度の充実

- ・こどもや里親が継続的に相談できる里親支援センター等を設置し、専門的知識を持ち、里親への助言ができる支援者を育成します。
- ・実践的な研修を実施し、こどもの権利が守られ、育ちのニーズが満たされる、質の高い里親による養育を目指します。

エ こどもが安心して生活するための里親支援体制の構築

- ・里親がこどもの意見表明や参画を支援しこども中心の養育ができるよう、里親の育成を進めます。
- ・里親が相互に交流し支え合う関係づくりを支援します。

② 施設等における家庭的養育の充実と専門支援機能の強化

ア 家庭的養育の実現

- ・施設等で生活するこどもを対象に、弁護士などの第三者から意見を聴かれる権利が保障されるよう環境を整備するとともに、意見を施設等の運営に反映する仕組みの構築を支援します。
- ・施設の小規模化・地域分散化について、計画的な整備が図られるよう支援します。
- ・本体施設による地域分散化施設への支援機能等の強化を支援します。
- ・養育支援計画や自立支援計画の共有等により、施設とこども総合相談所など関係機関の連携を推進します。
- ・こどもの安全や保護の観点から、こども総合相談所等と連携した緊急一時保護等の危機管理体制の整備等を支援します。
- ・指導的役割を担う人材等の育成について、施設等が実施する取り組みを支援します。

イ 高機能化・多機能化の推進

- ・施設の職員が、要保護児童対策地域協議会に参加し、情報共有を行うなど、地域のこどもとその家庭への相談支援が行える仕組みづくりを進めます。
- ・専門的ケアが必要なこどもへの支援のため、専門職員を配置する等の施設の取組を支援します。
- ・児童家庭支援センターなど、児童養育の専門機関による地域のこども家庭支援の強化を推進します。
- ・地域の家庭養育支援のため、一時保護委託やショートステイ等を安定的に行う体制の整備を支援します。

③ 社会的養護を受けているこどもへの自立支援

- ・社会的擁護のもとで暮らすことになった時から、将来の自立に向け、計画的に必要な知識や社会生活スキルを習得できるような取組を推進します。また、社会に出た後もつながっていけるように、困ったときに気軽に相談できるような人間関係づくりや環境の整備を進めます。
- ・自立に向けた中間ステップとして、自立援助ホーム等が行う児童自立援助事業の運営を支援します。
- ・社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供するとともに、生活や就労等に関する情報提供、相談支援や助言を行う社会的養護自立支援拠点事業を、施設等やこども総合相談所と連携し実施します。
- ・里親・施設等の協力を得て、社会的養護を経験したこども等が置かれている状況の把握に努めます。

第2章

こどもの貧困対策及び ひとり親家庭等の自立支援の推進

(岡山市こどもの貧困解消計画・岡山市ひとり親家庭等自立促進計画)

第2章 こどもの貧困対策及びひとり親家庭等の自立支援の推進

(岡山市こどもの貧困解消計画・岡山市ひとり親家庭等自立促進計画)

1 計画作成の趣旨

こどもの貧困対策については、「こども基本法」に基づき、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定され、また令和6年9月には、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が改正されました。これらの中で、貧困は経済面にとどまらず、こどもの心身の健康や前向きに生きる気持ちにまで影響を与えることが指摘されています。

こどもの貧困の解消にあたっては、年齢や発達の程度に応じてこどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を優先して考慮すること、妊娠・出産期から切れ目なく支援すること、貧困をその家族の責任と捉えず、社会全体で受け止めて取り組むことを基本理念として、教育の支援等を進めることが定められています。

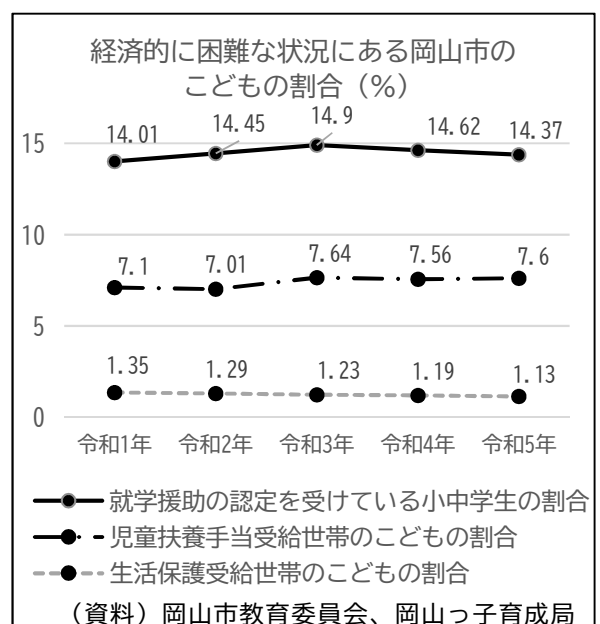
ひとり親家庭等の支援については、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（令和2年3月告示）において、母子家庭の多くが厳しい雇用・経済状況にあること、父子家庭では家事等生活面で多くの困難を抱えていることなどが指摘されています。そうした観点から、ひとり親家庭等の就労・経済的な支援や、生活と養育の安定に向けた支援が重要であり、母子・父子福祉団体など関係団体と連携を図りながら、個々の家庭に寄り添った支援が求められています。

本市では、こうした法令の理念等を踏まえ、こどもの貧困解消とひとり親家庭等の自立に向けた取り組みをなお一層進めていきます。

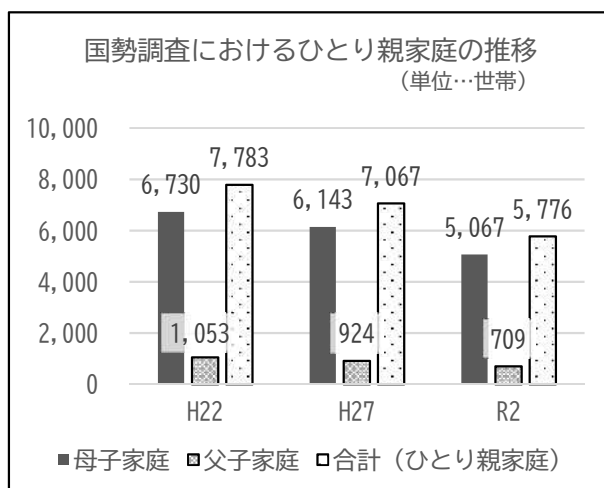
2 現状

(1) こどもの貧困とひとり親家庭の状況

岡山市のこどものうち、令和5年度に生活保護を受給している世帯のこどもの割合は1.13%、就学援助を受けている小・中学生の割合は14.37%、児童扶養手当を受給している世帯のこどもの割合は7.60%です。

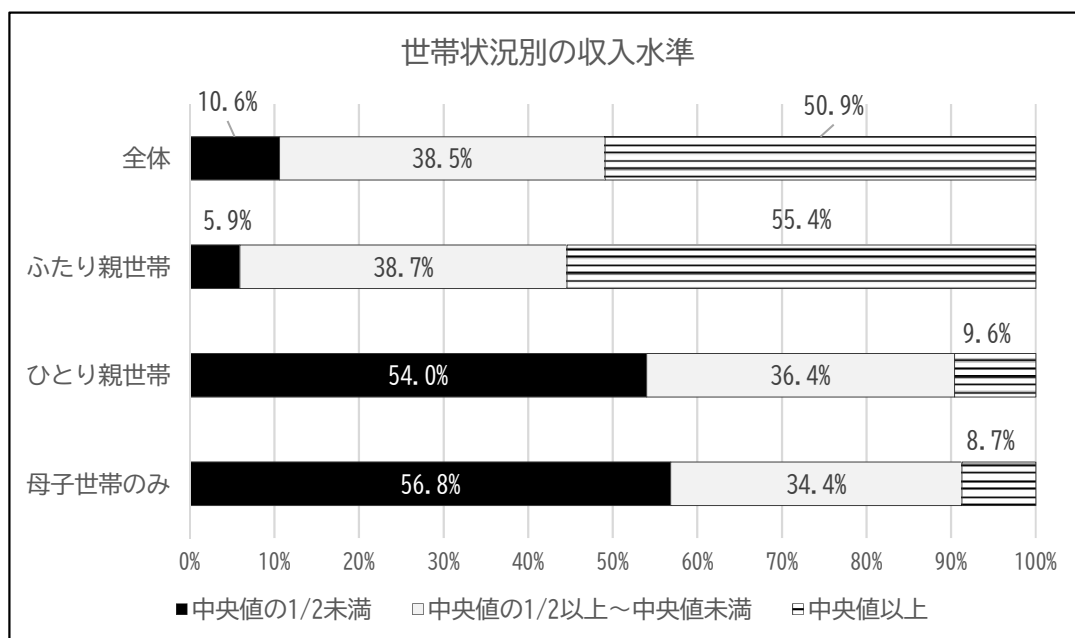


岡山市のひとり親家庭数は、令和 2 年の国勢調査結果では 5,776 世帯（母子家庭 5,067 世帯、父子家庭 709 世帯）であり、経年推移をみると減少傾向にあります。



(2) 「令和 5 年岡山市子どもの生活実態調査」の結果

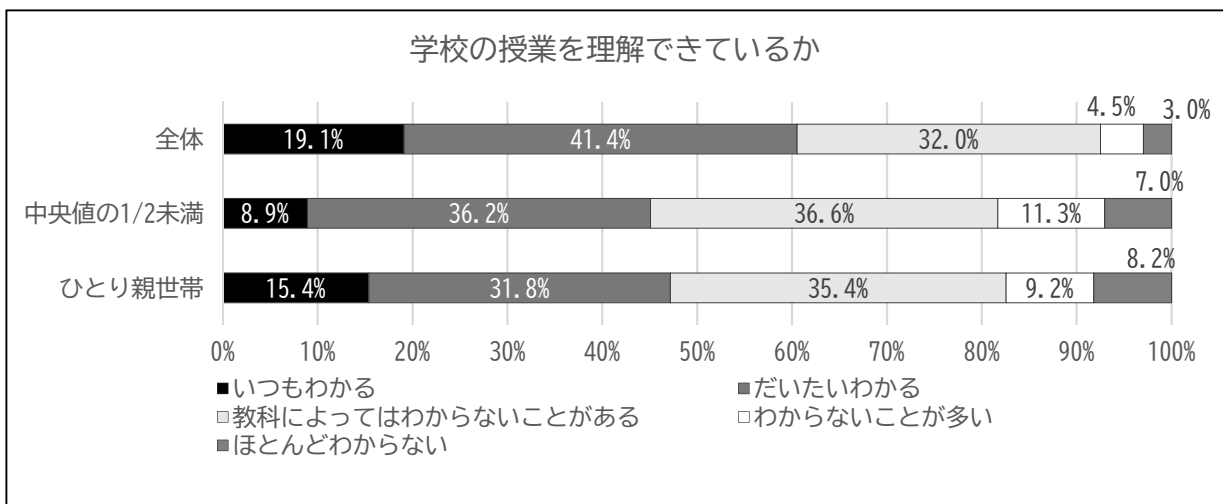
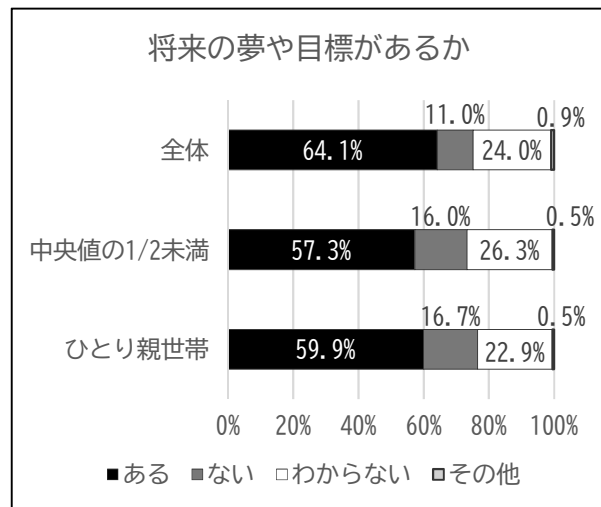
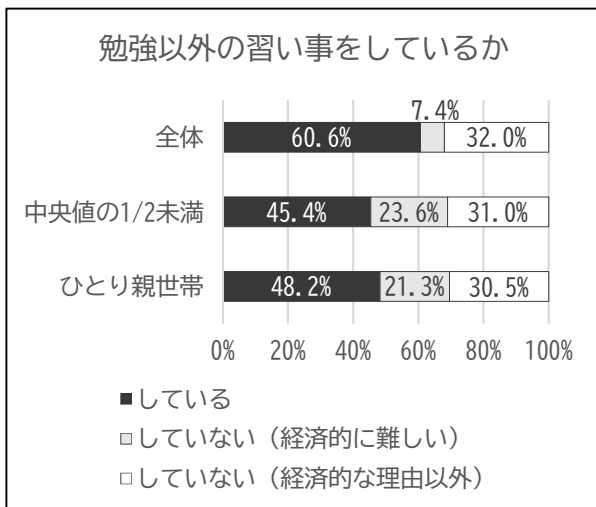
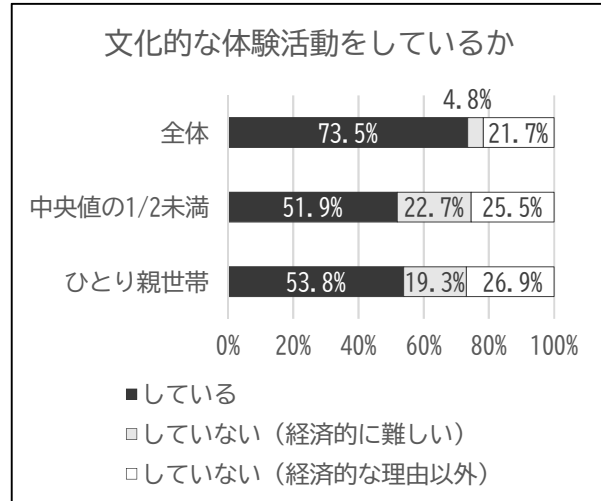
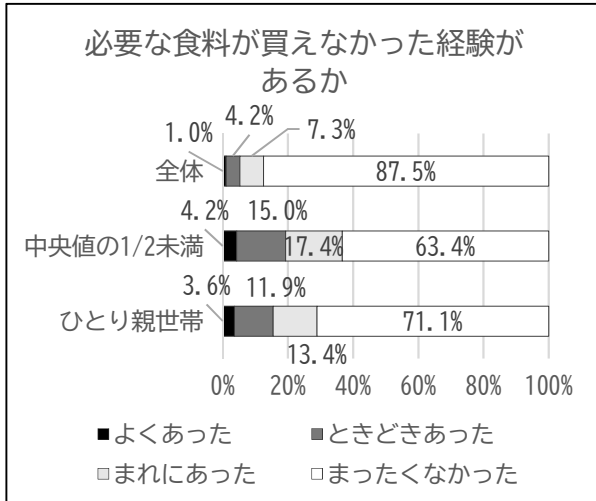
令和 5 年に、小学 5 年生と中学 2 年生のこども及びその保護者に対して市が行った「令和 5 年岡山市子どもの生活実態調査」では、ひとり親家庭の 54.0%が相対的に貧困¹な状況にあることが明らかとなりました。



¹ 世帯収入が世帯の生活水準を正しく表すとは限らないため、各世帯の収入金額をそれぞれの世帯人数で調整した等価世帯収入を計算し比較した。等価世帯収入の値を小さい方から順に並べたときの中央値は 325 万円で、中央値の 1/2 未満の収入の世帯を相対的に貧困な状況にあるとした。

「令和 5 年岡山市子どもの生活実態調査」では、相対的な貧困家庭やひとり親家庭の約 30%が必要な食料が買えなかった経験があるなど、生活の不安定さが明らかとなりました。そのような家庭では、体験活動や習い事をしている割合が低い傾向にあり、学習面においても、授業が理解できていると回答した割合は低くなっています。

また、将来の夢や目標を持ちにくい傾向もみられます。



3 基本的な考え方

こどもの貧困は、適切な養育・教育や医療を受けられない、多様な体験の機会を得られないなどの経験が重なることにより、心身の健康や衣食住などこどもの権利や利益を侵害し、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。生まれ育つ環境に関わらず、すべてのこどもが希望をもって成長できるよう、次の視点をもって施策を進め、こどもの貧困の解消を図ります。

【こどもの貧困対策推進の視点】

- ・ 年齢や発達 の程度に応じて、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を優先する。
- ・ 貧困は周りから気づかれにくく、支援の情報が届かないことがあるため、地域や関係機関・団体と連携し、早期発見・早期支援に取り組む。
- ・ 妊娠・出産期から、ライフステージに応じて切れ目なく支援する。
- ・ 貧困を家庭のみの責任とせず、社会全体で対策に取り組む。

また、ひとり親家庭等の支援については、安心して子育てや生活が送れるよう、経済的支援や就労の支援を実施し、自立に向けた後押しを進めます。

4 主要な取り組み

(1) 教育の支援

すべてのこどもが、家庭の経済状況にかかわらず、安心して質の高い教育を受け、多様な体験や遊びができる機会を得ることで、能力と可能性を最大限に伸ばせるよう支援します。

① 学校教育体制の充実

ア 学習状況などの調査結果を活用した授業づくりと学級集団づくりを推進するとともに、習熟度別の少人数学習などを実施し、基礎学力が身につくよう支援します。
(学びづくり推進プロジェクト、習熟度別サポート事業)

イ 不登校など支援の必要なこども・保護者に対してカウンセリングや教育相談を行い、こども一人ひとりに応じた援助や指導を行います。(スクールカウンセラー配置事業、教育相談室・児童生徒支援教室整備事業)

ウ 学校・園と福祉など関係機関との連携を進め、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもの学びや成長を支えます。(子ども相談主事配置事業、地域と学校協働活動推進事業)

② 教育費用の支援

幼児教育・保育の無償化、就学援助や受験料の補助、奨学金等により、家庭の経済状況に関係なく学校・園生活を送り、進路を選択できるよう、ライフステージに応じて切れ目なく、教育費用の負担を軽減します。

就学前	利用者負担額の軽減
小学生 中学生	就学援助、特別支援教育就学奨励費支給事業、生活困窮世帯受験料等支援事業（中学生）
高校生	生活困窮世帯受験料等支援事業、奨学金給付事業

③ 学習の支援

学習の指導が無料で受けられる教室を市内に複数設置し、経済的な理由のため学習機会が少ない世帯のこどもを支援します。また通所型に加え、家庭訪問とオンライン指導を組み合わせた訪問・遠隔型の支援にも取り組みます。これらの学習支援事業では、学習支援のほか、季節行事などの社会体験の機会も提供し、幅広く生活面での支援も実施します。

また、岡山市社会福祉協議会と協力し、こどもの居場所づくりを推進し、その中で学習支援に取り組む居場所の活動についても支援していきます。

小学生～高校生	生活困窮者自立支援事業（学習支援事業）、公民館の子ども対象事業、こどもの居場所づくり支援
---------	--

④ 体験活動・習い事の支援

地域の団体や公民館と連携し体験活動の場を設けるほか、習い事として公民館のクラブ活動を活用する取り組みを行います。

また、こどもの体験活動を提供するなど、子育て支援に関心のある民間企業、NPOなど様々な地域資源と積極的に連携し、体験活動の支援等が継続して実施できるようサポートする仕組みを整えます。把握した支援情報は、必要とする家庭に届けて、こどもが多様な体験や遊びの機会が得られるようにします。

就学前～高校生	子どもの体験活動推進事業、公民館の子ども対象事業、親子応援メール（体験活動の情報配信）
---------	---

(2) 生活の安定のための支援

困難を抱えるこどもや保護者、中でも仕事と子育てを一人で担うひとり親家庭などが孤立に陥ることのないよう、相談支援の充実や居場所づくりなど生活の安定のための必要な支援を進めます。

① 相談・支援の充実

すべての妊産婦とこども・子育て家庭に向けて、こども家庭センターを中心に地域や関係機関・団体が連携し、母子保健・児童福祉の包括的な支援を行います。また、休日・夜間の専門相談やひとり親家庭等の相談体制などを整備し、こどもと保護者に必要な支援を届けて孤立を防ぎ、生活の安定を図ります。

妊娠・出産期 ～ 高校生	こども家庭センターの設置
妊娠・出産期 ～ 就学前	助産施設への入所、岡山市未来をはぐくむ出産・子育て応援事業、妊産婦及び乳幼児訪問指導事業、さんさん育児相談・オンライン育児相談、ファミリーサポート事業
就学前 ～ 高校生	児童家庭支援センター運営補助事業、ひとり親家庭等相談・支援事業、生活困窮者自立相談支援事業、ファミリーサポート事業

② 居場所づくりの支援

こどもが安心して過ごせる居場所づくり（こども食堂等）を様々な団体と協力して進め、困難を抱えるこどもや家庭に早期に気づき支援につなげる仕組みの構築を図ります。

妊娠・出産期 ～ 高校生	こどもの居場所づくり支援、親子応援メール、児童館の運営、公民館の子ども対象事業
-----------------	---

③ ひとり親家庭の生活安定に向けた支援

ア 離婚後の生活と養育の安定につながるよう、親子交流（離婚後の面会交流）や養育費の履行確保を支援します。

イ こども家庭センターに母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の様々な悩み事や、就労相談等に対応します。

また、母子・父子福祉団体などの関係団体と連携し、ひとり親家庭等の悩みに寄り添ったきめ細かな支援に努めます（ひとり親家庭等相談・支援事業）。

(3) 保護者の就労と経済的支援

就労と子育てを安心して両立できるよう、ひとり親家庭や生活が困難な状況にあるふたり親家庭に対し、それぞれの家庭の状況に合わせ職業生活の安定と向上に向けた支援を行います。

① 就業支援

ア ひとり親家庭の保護者に対し、就労に有利な資格等の取得を支援します。

イ 福祉と就労の一体的な窓口で効果的な就労支援を進めます（福祉ジョブ・サポート・スペース岡山事業）。

② 手当、貸付等経済的支援

ア 児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金の貸付等でこどもと家庭を経済的に支えます。

イ ひとり親家庭等の医療費を助成し、子育てに係る負担を軽減します。

第3章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 の量の見込みと確保方策 (岡山市子ども・子育て支援事業計画)

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育に関する施設・事業

○認可施設

区分	施設・事業	概要	施設数 (R6.4.1現在)
教育・保育施設	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、就学前のこどもの教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育ての支援を行う施設	70
	幼稚園	小学校以降の生活や学習の基盤を培うための教育を行う学校	40
	保育所	就労などのため家庭での保育が困難なこどもを、保護者によって保育を行う児童福祉施設	89
地域型保育事業※	小規模保育事業	少人数(6~19人)を対象に、就労などのため家庭での保育が困難なこどもの保育を行う事業	28
	事業所内保育事業	企業等が、従業員のこどもに加え、地域のこどもを受け入れて保育を行う事業	9

※地域型保育事業には、他に家庭的保育事業と居宅訪問型保育事業があるが岡山市では実施していない。

○認可外保育施設等

施設・事業	概要	施設数 (R6.4.1現在)
企業主導型保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設で、国の助成を受けている施設	52
特認登録保育施設	認可外保育施設のうち保育従事者の2分の1の有資格者を配置している等の基準を満たすことにより、本市から補助金を交付している施設	18

(2) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みと確保方策を定める単位です。本市では、小学校区の組み合わせとして30区域を設定しています。

教育・保育提供区域一覧表

区	管轄福祉事務所	教育・保育提供区域	小学校区の組み合わせ	区	管轄福祉事務所	教育・保育提供区域	小学校区の組み合わせ
北	北区中央	中央1	岡南 清輝	北	北区北	北1	伊島 津島
		中央2	御南 西			北2	野谷 馬屋上 横井
		中央3	吉備 陵南			北3	御津 五城 御津南
		中央4	大元 鹿田			北4	福渡 建部 竹枝
		中央5	石井 三門 大野			北5	中山 平津 桃丘 馬屋下
		中央6	岡山中央 牧石 御野			北6	足守 蛭明 鯉山 加茂 庄内
中	中区	中1	三敷 宇野	東	東区	東1	江西 千種
		中2	高島 旭竜			東2	可知 古都 芥子山
		中3	旭東 平井			東3	山南学園(大宮 太伯 幸島 朝日)
		中4	竜之口 幡多 財田			東4	角山 城東台 御休 浮田 平島
		中5	富山 旭操 操南 操明			東5	開成 政田 西大寺南 西大寺 豊 雄神
南	南区西	西1	妹尾 箕島 福田	南	南区南	南1	浦安 芳泉
		西2	曾根 興除 東晴			南2	芳田 芳明
		西3	第一藤田 第二藤田 第三藤田			南3	平福 福浜
		西4	灘崎 七区 彦崎			南4	甲浦 小串 福島 南輝

(3) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策について

① 「量の見込み」の算定に当たっての考え方

ア 幼児教育（1号）

推計人口とアンケート結果に基づく利用希望割合（21.5％）から算出しました。

イ 保育（2号・3号）

推計人口（岡山市住民基本台帳人口等から算出）と利用希望割合（進級による逡増の割合の実績や年齢ごとの利用率の増加状況、アンケート結果に基づく利用希望割合等を基に年齢ごとに算出）から算出しました。なお、0歳児は出生により年度末にかけて増加することを勘案して推計しました。

R6申込割合						R12利用希望割合					
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
23.4%	64.6%	68.0%	67.2%	66.8%	65.1%	22.2%	75.3%	78.1%	78.1%	76.5%	75.0%

<参考>教育・保育給付認定区分

認定区分	概要	利用対象施設・事業
1号認定	3－5歳児、教育の利用希望 (保育の必要性なし)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3－5歳児、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0－2歳児、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、 地域型保育事業

② 確保方策の考え方

ア 幼児教育（１号）

令和６年４月現在で利用定員が量の見込みを既に上回っているため、保育所から認定こども園への移行に伴う定員の設定以外は見込んでいません。

イ 保育（２号・３号）

令和６年４月現在で、全体として量の見込みに対して受け皿数が確保されているため、提供区域等の需給バランスを見ながら以下のとおり定員設定を行います。

- ・ １，２歳児の定員については、市立認定こども園及び民間移管による私立認定こども園の整備（以下、「認定こども園の整備」という。）時に加え、毎年度の申込状況を見ながら需要の高い提供区域における市立既存園において定員確保に努めます。
- ・ 既存の市立幼稚園及び保育所から認定こども園を整備する際に保育定員が増える場合は、全体の受け皿数が過剰になることから、可能な範囲で市立園の定員の見直しを行います。

受け皿数に不足が生じる提供区域では、提供区域を越えて定員の調整を行います。

（４）幼児教育・保育の一体的提供の確保について

① 認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、「教育」「保育」「子育て支援」を総合的に提供することができるとともに、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れることができる施設であることから、本市では、公立私立に関わらず、認定こども園への移行を進めています。

また、将来にわたり、安定的に良質な就学前教育・保育を提供していくため、官民の役割を考慮しつつセーフティーネットの役割を果たす市立幼保連携型認定こども園を中学校区（３６）ごとに１園ずつ整備するとともに、その他の市立園は民営化や廃止を含めて検討します。

② 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

・ 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

すべてのこどもが健やかに育つためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。

そのため、多様な保育ニーズ、地域の子育て支援や今日的な課題などに対応できるよう研修の充実を図り、研修機会の確保ができる体制を整えることで、幼児教育・保育の質の確保・向上を図ります。

また、公立私立や施設類型を超えた合同研修・公開保育等により、専門性や知識の向上を図るとともに、情報共有を行います。

・幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進

乳幼児期の発達や学びは連続しており、幼児教育・保育を通して育まれた資質・能力は小学校以降の生活や学習の基盤となることから、幼稚園教諭・保育士等と小学校教員との連携研修の実施や相互の保育・授業公開等により、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進を図ります。

・障害児等への支援・配慮

障害のあるこども等が教育・保育を利用できるように、保育ニーズ等について状況把握を行いながら、障害児保育に係る保育士等の配置や医療的ケアが必要なこどもの受入れのための看護師の配置等により、提供体制の確保を図ります。

また、障害児保育・特別支援教育等の研修や外部の専門家による巡回訪問・指導等を通じて、障害のあるこどもや外国籍等のこどもなどへの教育・保育の質の向上に努めるとともに、一人一人のこどもの実態に配慮しながら教育・保育を進めます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付方法で実施します。

(6)各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

<岡山市全体の集計>

(各年度:翌年4月1日現在)

【岡山市全域】	令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)					令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)					令和11年度(2029年度)				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み(人)	3,293	10,830	1,822	3,239	3,300	3,162	10,670	1,775	3,261	3,426	3,049	10,516	1,740	3,287	3,443	2,952	10,358	1,702	3,330	3,465	2,929	10,423	1,667	3,367	3,505
②確保方策	7,706	12,319	2,046	3,414	3,844	7,678	12,258	2,039	3,398	3,833	7,497	12,237	2,042	3,389	3,816	7,242	12,237	2,004	3,431	3,822	7,059	12,219	1,969	3,471	3,822
過不足(②-①)	4,413	1,489	224	175	544	4,516	1,588	264	137	407	4,448	1,721	302	102	373	4,290	1,879	302	101	357	4,130	1,796	302	104	317
保育利用率(※)			36.5%	61.0%	71.2%			37.0%	61.8%	70.0%			37.5%	62.7%	71.0%			37.1%	64.3%	72.4%			36.8%	66.1%	73.2%

①量の見込みは児童の居住地を基に算出し、②確保方策は施設所在地を基に算出している。不足が生じる提供区域では、提供区域を越えて定員の調整を行う。

※保育利用率:満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所及び地域型保育事業の3号認定子どもの各年齢区分ごとの利用定員数の割合

<管轄の福祉事務所ごとの集計>

(各年度:翌年4月1日現在)

【福社区】		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)					令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)					令和11年度(2029年度)				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
1 北区中央	①量の見込み(人)	921	3,026	604	1,015	1,036	902	3,044	595	1,040	1,051	878	3,022	591	1,060	1,074	873	3,064	582	1,091	1,091	868	3,088	578	1,109	1,123
	②確保方策	2,301	3,945	754	1,172	1,284	2,258	3,941	749	1,168	1,285	2,258	3,933	749	1,165	1,282	2,078	3,967	735	1,186	1,289	2,078	3,957	727	1,195	1,288
	過不足(②-①)	1,380	919	150	157	248	1,356	897	154	128	234	1,380	911	158	105	208	1,205	903	153	95	198	1,210	869	149	86	165
2 北区北	①量の見込み(人)	460	1,510	197	379	409	435	1,473	191	377	427	423	1,458	185	376	421	393	1,378	175	376	419	386	1,377	170	372	418
	②確保方策	1,274	1,550	254	429	492	1,274	1,531	253	425	488	1,274	1,516	253	421	482	1,214	1,489	244	420	481	1,214	1,478	241	419	479
	過不足(②-①)	814	40	57	50	83	839	58	62	48	61	851	58	68	45	61	821	111	69	44	62	828	101	71	47	61
3 中区	①量の見込み(人)	749	2,463	404	721	700	712	2,388	391	726	760	683	2,350	383	728	766	657	2,296	374	738	771	661	2,344	364	743	779
	②確保方策	1,779	2,224	353	587	673	1,779	2,221	352	586	672	1,689	2,220	352	586	673	1,659	2,231	350	598	676	1,659	2,227	346	611	675
	過不足(②-①)	1,030	△ 239	△ 51	△ 134	△ 27	1,067	△ 167	△ 39	△ 140	△ 88	1,006	△ 130	△ 31	△ 142	△ 93	1,002	△ 65	△ 24	△ 140	△ 95	998	△ 117	△ 18	△ 132	△ 104
4 東区	①量の見込み(人)	395	1,295	190	361	374	374	1,264	183	355	387	358	1,241	177	355	382	347	1,215	174	354	380	340	1,209	166	358	379
	②確保方策	817	1,528	221	395	452	817	1,526	221	394	452	817	1,525	221	394	451	817	1,523	214	398	451	687	1,529	206	399	452
	過不足(②-①)	422	233	31	34	78	443	262	38	39	65	459	284	44	39	69	470	308	40	44	71	347	320	40	41	73
5 南区西	①量の見込み(人)	302	1,003	139	263	274	283	963	133	260	288	264	923	130	258	283	254	904	125	255	281	252	906	120	257	277
	②確保方策	540	1,209	122	242	338	540	1,184	122	238	333	540	1,169	122	236	327	555	1,154	118	238	324	555	1,141	111	246	323
	過不足(②-①)	238	206	△ 17	△ 21	64	257	221	△ 11	△ 22	45	276	246	△ 8	△ 22	44	301	250	△ 7	△ 17	43	303	235	△ 9	△ 11	46
6 南区南	①量の見込み(人)	466	1,533	288	500	507	456	1,538	282	503	513	443	1,522	274	510	517	428	1,501	272	516	523	422	1,499	269	528	529
	②確保方策	995	1,863	342	589	605	1,010	1,855	342	587	603	919	1,874	345	587	601	919	1,873	343	591	601	866	1,887	338	601	605
	過不足(②-①)	529	330	54	89	98	554	317	60	84	90	476	352	71	77	84	491	372	71	75	78	444	388	69	73	76

①量の見込みは児童の居住地を基に算出し、②確保方策は施設所在地を基に算出している。不足が生じる提供区域では、提供区域を越えて定員の調整を行う。

<提供区域ごとの集計>

(各年度:翌年4月1日現在)

1 北区中央		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)					令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)					令和11年度(2029年度)				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
【中央1】 岡南・清輝	①量の見込み(人)	60	195	58	85	77	57	193	58	87	80	54	193	56	88	82	54	189	54	89	83	54	191	54	90	85
	②確保方策	230	373	64	99	105	230	369	63	99	104	230	366	63	98	103	230	363	58	96	102	230	360	56	96	102
	過不足(②-①)	170	178	6	14	28	173	176	5	12	24	176	173	7	10	21	176	174	4	7	19	176	169	2	6	17
【中央2】 御南・西	①量の見込み(人)	198	651	146	241	227	190	642	143	246	240	187	643	142	249	244	185	648	139	257	246	185	658	138	258	252
	②確保方策	485	693	187	254	260	485	693	187	254	260	485	693	187	254	260	485	693	187	258	260	485	693	186	258	260
	過不足(②-①)	287	42	41	13	33	295	51	44	8	20	298	50	45	5	16	300	45	48	1	14	300	35	48	0	8
【中央3】 吉備・陵南	①量の見込み(人)	181	597	109	186	196	178	601	107	187	195	171	587	106	190	197	170	594	104	193	199	166	592	102	197	203
	②確保方策	511	556	94	172	188	511	556	94	172	188	511	556	94	172	188	331	599	96	182	198	331	599	96	187	198
	過不足(②-①)	330	△ 41	△ 15	△ 14	△ 8	333	△ 45	△ 13	△ 15	△ 7	340	△ 31	△ 12	△ 18	△ 9	161	5	△ 8	△ 11	△ 1	165	7	△ 6	△ 10	△ 5
【中央4】 大元・鹿田	①量の見込み(人)	209	688	128	223	230	204	689	126	230	237	195	669	125	235	243	197	692	123	243	247	197	704	122	245	255
	②確保方策	255	730	112	206	233	255	730	112	206	233	255	730	112	206	233	255	730	110	211	233	255	730	108	216	233
	過不足(②-①)	46	42	△ 16	△ 17	3	51	41	△ 14	△ 24	△ 4	60	61	△ 13	△ 29	△ 10	58	38	△ 13	△ 32	△ 14	58	26	△ 14	△ 29	△ 22
【中央5】 石井・三門・大野	①量の見込み(人)	123	404	84	142	157	128	430	85	148	150	127	437	87	156	157	129	457	88	164	164	129	458	89	171	173
	②確保方策	230	692	137	195	208	230	684	135	195	207	230	679	135	193	205	230	673	131	193	203	230	666	131	192	202
	過不足(②-①)	107	288	53	53	51	102	254	50	47	57	103	242	48	37	48	101	216	43	29	39	101	208	42	21	29
【中央6】 岡山中央・牧石・御野	①量の見込み(人)	150	491	79	138	149	145	489	76	142	149	144	493	75	142	151	138	484	74	145	152	137	485	73	148	155
	②確保方策	590	901	160	246	290	547	909	158	242	293	547	909	158	242	293	547	909	153	246	293	547	909	150	246	293
	過不足(②-①)	440	410	81	108	141	402	420	82	100	144	403	416	83	100	142	409	425	79	101	141	410	424	77	98	138

①量の見込みは児童の居住地を基に算出し、②確保方策は施設所在地を基に算出している。不足が生じる提供区域では、提供区域を越えて定員の調整を行う。

(各年度:翌年4月1日現在)

2 北区北		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)					令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)					令和11年度(2029年度)				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
【北1】 伊島・津島	①量の見込み(人)	107	350	41	78	78	98	329	39	78	90	94	322	37	75	87	86	299	35	74	85	86	306	35	74	84
	②確保方策	640	210	51	95	112	640	210	51	95	112	640	210	51	95	112	640	210	49	95	110	640	210	49	95	110
	過不足(②-①)	533	△ 140	10	17	34	542	△ 119	12	17	22	546	△ 112	14	20	25	554	△ 89	14	21	25	554	△ 96	14	21	26
【北2】 野谷・馬屋上・横井	①量の見込み(人)	78	253	34	65	69	71	240	33	64	69	68	236	32	64	68	63	219	30	64	67	60	215	29	62	67
	②確保方策	147	230	52	68	72	147	223	52	68	72	147	222	52	66	70	87	219	50	66	71	87	219	50	66	71
	過不足(②-①)	69	△ 23	18	3	3	76	△ 17	19	4	3	79	△ 14	20	2	2	24	0	20	2	4	27	4	21	4	4
【北3】 御津・五城・御津南	①量の見込み(人)	28	92	16	29	32	27	92	16	28	31	27	92	15	29	29	25	87	14	28	30	24	85	13	28	29
	②確保方策	70	151	19	32	42	70	145	19	29	40	70	137	19	29	37	70	131	18	28	37	70	125	18	28	36
	過不足(②-①)	42	59	3	3	10	43	53	3	1	9	43	45	4	0	8	45	44	4	0	7	46	40	5	0	7
【北4】 福渡・建部・竹枝	①量の見込み(人)	9	31	5	9	10	9	33	5	9	10	9	32	5	9	10	9	33	4	10	11	9	33	4	9	11
	②確保方策	25	76	5	15	18	25	75	5	15	17	25	74	5	14	17	25	61	5	14	17	25	60	5	14	17
	過不足(②-①)	16	45	0	6	8	16	42	0	6	7	16	42	0	5	7	16	28	1	4	6	16	27	1	5	6
【北5】 中山・平津・桃丘	①量の見込み(人)	130	428	56	109	132	130	441	55	108	124	130	448	54	110	124	120	424	52	111	124	115	410	50	111	126
	②確保方策	187	563	74	127	146	187	560	73	127	146	187	557	73	126	145	187	554	70	126	144	187	551	70	125	143
	過不足(②-①)	57	135	18	18	14	57	119	18	19	22	57	109	19	16	21	67	130	18	15	20	72	141	20	14	17
【北6】 足守・蛸明・鯉山・加茂・庄内	①量の見込み(人)	108	356	45	89	88	100	338	43	90	103	95	328	42	89	103	90	316	40	89	102	92	328	39	88	101
	②確保方策	205	320	53	92	102	205	318	53	91	101	205	316	53	91	101	205	314	52	91	102	205	313	49	91	102
	過不足(②-①)	97	△ 36	8	3	14	105	△ 20	10	1	△ 2	110	△ 12	11	2	△ 2	115	△ 2	12	2	0	113	△ 15	10	3	1

①量の見込みは児童の居住地を基に算出し、②確保方策は施設所在地を基に算出している。不足が生じる提供区域では、提供区域を越えて定員の調整を行う。

(各年度:翌年4月1日現在)

3 中区		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)					令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)					令和11年度(2029年度)				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
【中1】 三熱・宇野	①量の見込み(人)	145	477	79	140	155	144	483	76	141	148	137	474	74	142	149	135	473	72	143	150	130	459	70	142	150
	②確保方策	510	367	50	96	120	510	364	49	95	119	510	360	49	95	118	510	356	48	99	117	510	352	48	100	116
	過不足(②-①)	365	△ 110	△ 29	△ 44	△ 35	366	△ 119	△ 27	△ 46	△ 29	373	△ 114	△ 25	△ 47	△ 31	375	△ 117	△ 24	△ 44	△ 33	380	△ 107	△ 22	△ 42	△ 34
【中2】 高島・旭竜	①量の見込み(人)	121	398	63	114	94	112	375	61	113	122	105	364	60	113	121	101	354	59	115	121	106	377	57	117	123
	②確保方策	275	498	79	125	145	275	498	79	125	145	275	498	79	125	145	275	498	76	127	145	275	498	73	127	145
	過不足(②-①)	154	100	16	11	51	163	123	18	12	23	170	134	19	12	24	174	144	17	12	24	169	121	16	10	22
【中3】 旭東・平井	①量の見込み(人)	85	280	54	91	89	81	269	53	91	93	79	269	53	92	93	77	270	52	95	94	77	272	51	96	96
	②確保方策	305	271	48	66	75	305	271	48	66	75	215	274	48	66	77	215	274	48	68	77	215	274	47	73	77
	過不足(②-①)	220	△ 9	△ 6	△ 25	△ 14	224	2	△ 5	△ 25	△ 18	136	5	△ 5	△ 26	△ 16	138	4	△ 4	△ 27	△ 17	138	2	△ 4	△ 23	△ 19
【中4】 竜之口・幡多・財田	①量の見込み(人)	177	584	108	186	178	169	569	105	191	193	166	569	103	192	198	162	568	101	195	198	164	582	99	197	201
	②確保方策	304	560	92	163	186	304	560	92	163	186	304	560	92	163	186	304	560	92	163	186	304	560	92	169	186
	過不足(②-①)	127	△ 24	△ 16	△ 23	8	135	△ 9	△ 13	△ 28	△ 7	138	△ 9	△ 11	△ 29	△ 12	142	△ 8	△ 9	△ 32	△ 12	140	△ 22	△ 7	△ 28	△ 15
【中5】 旭操・操南・操明・富山	①量の見込み(人)	221	724	100	190	184	206	692	96	190	204	196	674	93	189	205	182	631	90	190	208	184	654	87	191	209
	②確保方策	385	528	84	137	147	385	528	84	137	147	385	528	84	137	147	355	543	86	141	151	355	543	86	142	151
	過不足(②-①)	164	△ 196	△ 16	△ 53	△ 37	179	△ 164	△ 12	△ 53	△ 57	189	△ 146	△ 9	△ 52	△ 58	173	△ 88	△ 4	△ 49	△ 57	171	△ 111	△ 1	△ 49	△ 58

①量の見込みは児童の居住地を基に算出し、②確保方策は施設所在地を基に算出している。不足が生じる提供区域では、提供区域を越えて定員の調整を行う。

(各年度:翌年4月1日現在)

4 東区		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)					令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)					令和11年度(2029年度)				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
【東1】 江西・千種	①量の見込み(人)	73	239	39	72	63	67	224	37	72	76	64	221	36	72	76	62	219	37	72	76	64	229	35	73	76
	②確保方策	115	292	46	73	90	115	292	46	73	90	115	292	46	73	90	115	292	42	76	90	115	292	39	76	90
	過不足(②-①)	42	53	7	1	27	48	68	9	1	14	51	71	10	1	14	53	73	5	4	14	51	63	4	3	14
【東2】 可知・芥子山・古都	①量の見込み(人)	127	419	62	117	126	126	425	60	114	126	118	412	58	114	124	113	394	56	114	124	109	389	54	115	124
	②確保方策	305	442	79	124	142	305	442	79	124	142	305	442	79	124	142	305	442	79	124	142	175	450	80	125	144
	過不足(②-①)	178	23	17	7	16	179	17	19	10	16	187	30	21	10	18	192	48	23	10	18	66	61	26	10	20
【東3】 大宮・太伯・幸島・朝日	①量の見込み(人)	20	64	6	14	16	16	56	6	13	16	16	55	6	14	15	16	55	6	13	15	16	54	5	14	15
	②確保方策	80	99	6	20	23	80	97	6	19	23	80	96	6	19	22	80	94	6	18	22	80	92	5	18	21
	過不足(②-①)	60	35	0	6	7	64	41	0	6	7	64	41	0	5	7	64	39	0	5	7	64	38	0	4	6
【東4】 角山・城東台・御休・浮田・平島	①量の見込み(人)	54	176	26	48	54	52	175	26	48	51	51	172	25	48	51	49	172	24	49	51	47	168	24	50	51
	②確保方策	97	251	26	56	65	97	251	26	56	65	97	251	26	56	65	97	251	26	56	65	97	251	26	56	65
	過不足(②-①)	43	75	0	8	11	45	76	0	8	14	46	79	1	8	14	48	79	2	7	14	50	83	2	6	14
【東5】 開成・政田・西大寺南・西大寺・豊・雄神	①量の見込み(人)	121	397	57	110	115	113	384	54	108	118	109	381	52	107	116	107	375	51	106	114	104	369	48	106	113
	②確保方策	220	444	64	122	132	220	444	64	122	132	220	444	64	122	132	220	444	61	124	132	220	444	56	124	132
	過不足(②-①)	99	47	7	12	17	107	60	10	14	14	111	63	12	15	16	113	69	10	18	18	116	75	8	18	19

①量の見込みは児童の居住地を基に算出し、②確保方策は施設所在地を基に算出している。不足が生じる提供区域では、提供区域を越えて定員の調整を行う。

(各年度:翌年4月1日現在)

5 南区西		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)					令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)					令和11年度(2029年度)				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
【西1】 妹尾・箕島・ 福田	①量の見込み(人)	136	448	66	125	131	128	431	64	123	135	123	424	63	125	133	118	419	61	126	134	118	418	59	127	136
	②確保方策	315	380	52	87	106	315	380	52	87	106	315	380	52	87	106	315	380	52	90	106	315	380	50	92	106
	過不足(②-①)	179	△ 68	△ 14	△ 38	△ 25	187	△ 51	△ 12	△ 36	△ 29	192	△ 44	△ 11	△ 38	△ 27	197	△ 39	△ 9	△ 36	△ 28	197	△ 38	△ 9	△ 35	△ 30
【西2】 曾根・興除・ 東睦	①量の見込み(人)	56	189	24	46	48	50	173	22	45	52	46	172	21	42	49	46	164	20	40	47	44	161	19	40	45
	②確保方策	40	263	17	55	72	40	252	17	54	70	40	245	17	52	67	55	240	20	51	65	55	234	19	51	65
	過不足(②-①)	△ 16	74	△ 7	9	24	△ 10	79	△ 5	9	18	△ 6	73	△ 4	10	18	9	76	0	11	18	11	73	0	11	20
【西3】 第1藤田・ 第2藤田・ 第3藤田	①量の見込み(人)	56	189	23	44	44	52	179	22	44	51	48	166	22	44	51	45	160	21	43	50	45	166	20	44	48
	②確保方策	50	225	13	41	52	50	213	13	40	52	50	210	13	40	51	50	207	13	40	50	50	205	12	46	49
	過不足(②-①)	△ 6	36	△ 10	△ 3	8	△ 2	34	△ 9	△ 4	1	2	44	△ 9	△ 4	0	5	47	△ 8	△ 3	0	5	39	△ 8	2	1
【西4】 瀬崎・彦崎・ 七区	①量の見込み(人)	54	177	26	48	51	53	180	25	48	50	47	161	24	47	50	45	161	23	46	50	45	161	22	46	48
	②確保方策	135	341	40	59	108	135	339	40	57	105	135	334	40	57	103	135	327	33	57	103	135	322	30	57	103
	過不足(②-①)	81	164	14	11	57	82	159	15	9	55	88	173	16	10	53	90	166	10	11	53	90	161	8	11	55

①量の見込みは児童の居住地を基に算出し、②確保方策は施設所在地を基に算出している。不足が生じる提供区域では、提供区域を越えて定員の調整を行う。

(各年度:翌年4月1日現在)

6 南区南		令和7年度(2025年度)					令和8年度(2026年度)					令和9年度(2027年度)					令和10年度(2028年度)					令和11年度(2029年度)				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
【南1】 浦安・芳泉	①量の見込み(人)	160	528	83	150	159	156	528	83	151	165	153	528	81	154	166	148	520	81	157	169	148	525	81	163	171
	②確保方策	270	606	106	154	173	270	606	106	154	173	270	606	106	154	173	270	606	106	156	173	270	606	104	156	173
	過不足(②-①)	110	78	23	4	14	114	78	23	3	8	117	78	25	0	7	122	86	25	△ 1	4	122	81	23	△ 7	2
【南2】 芳田・芳明	①量の見込み(人)	103	340	81	133	119	103	345	78	133	126	97	335	77	134	127	94	328	76	137	127	92	331	75	139	130
	②確保方策	250	464	95	169	203	250	464	95	169	203	209	476	97	172	207	209	476	97	172	207	209	476	94	172	207
	過不足(②-①)	147	124	14	36	84	147	119	17	36	77	112	141	20	38	80	115	148	21	35	80	117	145	19	33	77
【南3】 平福・福浜	①量の見込み(人)	119	390	82	140	132	112	378	81	141	135	113	385	77	145	136	108	380	77	144	139	108	383	76	148	141
	②確保方策	165	236	49	75	90	165	236	49	75	90	115	244	50	72	84	115	244	50	74	84	62	259	53	84	89
	過不足(②-①)	46	△ 154	△ 33	△ 65	△ 42	53	△ 142	△ 32	△ 66	△ 45	2	△ 141	△ 27	△ 73	△ 52	7	△ 136	△ 27	△ 70	△ 55	△ 46	△ 124	△ 23	△ 64	△ 52
【南4】 甲浦・小串・ 福島・南碑	①量の見込み(人)	84	275	42	77	97	85	287	40	78	87	80	274	39	77	88	78	273	38	78	88	74	260	37	78	87
	②確保方策	310	557	92	191	139	325	549	92	189	137	325	548	92	189	137	325	547	90	189	137	325	546	87	189	136
	過不足(②-①)	226	282	50	114	42	240	262	52	111	50	245	274	53	112	49	247	274	52	111	49	251	286	50	111	49

①量の見込みは児童の居住地を基に算出し、②確保方策は施設所在地を基に算出している。不足が生じる提供区域では、提供区域を越えて定員の調整を行う。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子ども・子育て支援を充実させるため、保護者が地域の教育・保育や子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点事業など18事業が、「地域子ども・子育て支援事業」として法的に位置づけられています。

地域子ども・子育て支援事業（法定事業）

	事業名	事業の概要
1	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専用施設、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
2	利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
3	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
4	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業及び要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
7	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
9	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園等で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
10	延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業
11	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
12	産後ケア事業	母親の分娩施設退院後から一定の期間、病院等又は自宅において、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するために、母子とその家族を支援する事業
13	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供や家事・育児に関する援助等を行う事業

14	児童育成支援拠点事業 【新規】	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業 今後、支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進める。
15	親子関係形成支援事業 【新規】	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、情報提供及び助言など、こどもの発達に応じた支援を行う事業 今後、支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進める。
16	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 【新規】	すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に、保育所等を利用できる事業 令和8年度からの給付制度化に向けて、国から示される考え方に従って、受け入れ体制の整備に努める。
17	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園、保育所等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費及び給食費等を助成する。
18	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、健康面・発達面において特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進する。

※ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、量の見込み等を設定する対象外となっています。

(1) 総合的な放課後子ども対策の推進

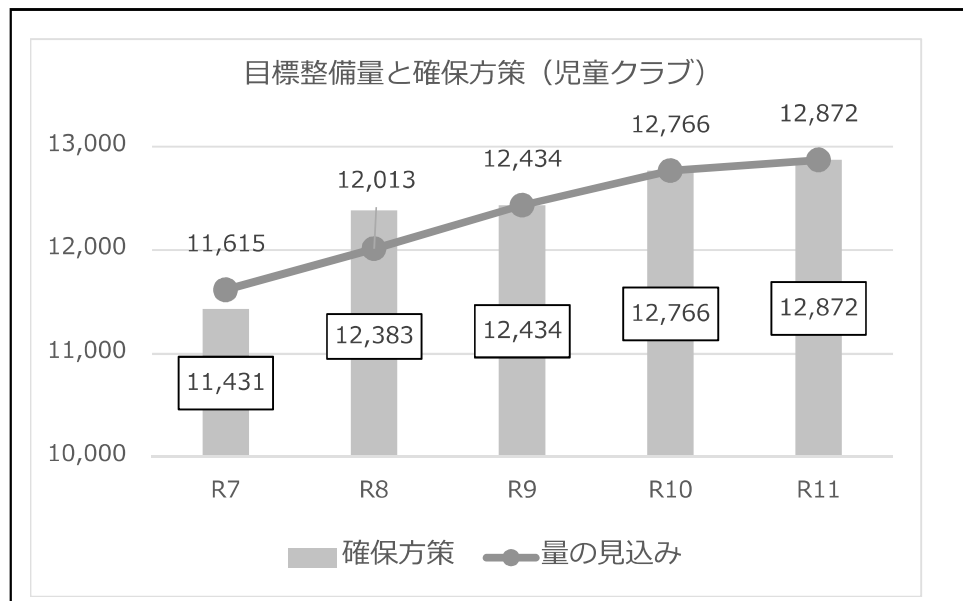
こどもの育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として、第二期岡山市子ども・子育て支援事業計画（令和２年度～令和６年度）及び新・放課後子ども総合プラン岡山市行動計画（令和２年度～令和６年度）を策定し、こどもが豊かに育つ環境の整備を推進してきました。

令和７年度以降も、全てのこどもが放課後や学校休業日を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を確保するため、小学校において放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して実施します。

なお、本項は新・放課後子ども総合プラン岡山市行動計画を引き継ぐものとして位置付けます。

① 放課後児童クラブの令和１１年度に達成されるべき目標整備量と具体的な確保方策

計画年次		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の 見込み①	１年生	2,891	2,798	2,855	2,812	2,633
	２年生	2,905	2,858	2,784	2,824	2,741
	３年生	2,619	2,701	2,716	2,678	2,778
	４年生	1,718	1,971	2,076	2,067	2,050
	５年生	1,019	1,092	1,329	1,450	1,532
	６年生	463	593	674	935	1,138
	合計	11,615	12,013	12,434	12,766	12,872
確保方策②		11,431	12,383	12,434	12,766	12,872
② — ①		▲184	370	0	0	0



※必要に応じて見直しを行います。

【量の見込みの考え方】

推計児童数（岡山市住民基本台帳人口等から算出）と利用希望割合（学年ごとの利用率の増加状況や進級による逡減の割合の実績、アンケート結果に基づく利用希望割合等を基に学区ごとに算出）から算出しました。

R6.5申請割合						R12.4利用希望割合					
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
52.7%	47.2%	38.2%	24.7%	11.4%	6.1%	62.4%	59.3%	57.7%	42.4%	30.1%	21.2%

【具体的な確保方策】

- ・専用施設の建設や既存施設の改修及び小学校の特別教室のタイムシェア等の施設整備を推進し、受け皿を確保します。
- ・民間事業者を積極的に活用することで受け皿を確保します。

② 放課後子ども教室の実施計画

計画年次	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後 子ども教室 (累計)	18箇所	19箇所	20箇所	21箇所	22箇所

(参考) 令和6年4月1日現在の開設箇所数：17箇所

③ 連携型（※1）及び校内交流型（※2）の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の
目標事業量

計画年次	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
連携型の 目標事業量 (累計)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
校内交流型の 目標事業量 (累計)	16箇所	17箇所	18箇所	19箇所	20箇所
合計	18箇所	19箇所	20箇所	21箇所	22箇所

※1 連携型・・・放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方が小学校内等以外の場所
にあって、共働き家庭等の子どもを含めた全ての子どもが放課後子ども教室の活
動プログラムに参加し、交流できるものをいいます。（R6年度は2箇所で実施）

※2 校内交流型・・・放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一小学校内等の活動場所において
実施しており、共働き家庭等の子どもを含めた全ての子どもが放課後子ども教室
の活動プログラムに参加し、交流できるものをいいます。
（R6年度は15箇所で実施）

④ 連携型及び校内交流型の推進に関する具体的な方策

ア 放課後子ども教室の開設の促進

放課後児童クラブは全ての小学校区に開設していますが、放課後子ども教室は一部
の学区の開設となっています。引き続き、小学校や地域へ積極的に事業の周知を行い
放課後子ども教室の実施箇所の増加に努めます。

イ 放課後子ども教室の活動プログラムへの参加促進

- ・連携型及び校内交流型の事業実施については、放課後児童クラブの子どもも含め、
全ての子どもが放課後子ども教室の同一の活動プログラムに参加できるようにする
必要があります。
- ・共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室の
コーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるように、小
学校区ごとに定期的な打ち合わせの場を設けます。

⑤ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設活用に関する具体的な方策

放課後児童対策に係る学校施設活用の必要性や意義等について、教育委員会や小学校と
共有し、タイムシェア等の調整を連携して取り組みます。

⑥ 放課後児童対策に係る岡山っ子育成局と教育委員会の具体的な連携方策

配慮が必要な子どもや保護者への対応等、必要な情報交換や情報共有を行います。

⑦ 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応

- ・専門的知識等を持つ支援員等の加配や協働活動サポーターの増員などの人員確保に努めるとともに、資質向上のための研修等の実施に努めます。
- ・必要に応じて、関係機関と情報共有し、相談支援など連携して対応します。

⑧ 事業の質の向上に関する具体的な方策

ア こどもの安全確保

- ・こどもの安全を確保するため、施設や設備を充実し、定期的に点検等を行います。
- ・事業を実施する際には、こどもの安全面に十分配慮した人員配置や活動プログラムに努めます。

イ 支援員等の資質向上

- ・子どもや保護者への適切な対応、こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活を可能とする育成支援など、支援員等の資質向上のための研修の実施に努めます。

ウ 放課後児童クラブの開所日数の増加や開所時間の延長に係る取組

- ・地域の実情に応じ、毎週土曜日の開所や長期休業期間中の開所時間の延長を目指します。

⑨ 放課後児童クラブにおける保護者との連携に関する方策

放課後児童クラブにおけるこどもの様子を保護者に伝え、日常的な情報交換を行うことを通じて、子どもを見守る視点を保護者と放課後児童クラブとで補い合います。

⑩ 放課後児童クラブにおける地域との連携に関する方策

放課後児童クラブに通うこどもの生活について、地域の協力が得られるよう、地域連絡会議等の場を通じて、町内会長や民生委員・児童委員等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図ります。

(2) - ① 利用者支援事業

事業名	利用者支援事業（特定型）	担当課	岡山っ子育成局 就園管理課																														
事業概要	待機児童の解消を継続するため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行います。																																
内容・実績	【対象者】 就学前教育・保育施設の利用を希望する保護者 【実施内容】 本庁（就園管理課）及び市内 6 福祉事務所に保育利用者支援員（保育コンシェルジュ）を配置し、就学前教育・保育施設の利用に関する相談及び申請受付や施設情報の提供を実施。 【保育利用者支援員配置人数及び窓口等対応件数】 <table><tr><th>年 度</th><th>窓口等対応件数(件)</th><th>支援員配置数(人) ※各年4月1日</th></tr><tr><td>令和 3 年度実績</td><td>16,579</td><td>10</td></tr><tr><td>令和 4 年度実績</td><td>17,809</td><td>10</td></tr><tr><td>令和 5 年度実績</td><td>17,047</td><td>10</td></tr></table>			年 度	窓口等対応件数(件)	支援員配置数(人) ※各年4月1日	令和 3 年度実績	16,579	10	令和 4 年度実績	17,809	10	令和 5 年度実績	17,047	10																		
年 度	窓口等対応件数(件)	支援員配置数(人) ※各年4月1日																															
令和 3 年度実績	16,579	10																															
令和 4 年度実績	17,809	10																															
令和 5 年度実績	17,047	10																															
区域	市内全域																																
量の見込み	【保育利用者支援員による窓口等対応件数】 (件) <table><tr><th>計画年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr><tr><td>量の見込み ①</td><td>17,000</td><td>17,000</td><td>17,000</td><td>17,000</td><td>17,000</td></tr><tr><td>確保方策 ②</td><td>17,000</td><td>17,000</td><td>17,000</td><td>17,000</td><td>17,000</td></tr><tr><td>② - ①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み ①	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	確保方策 ②	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	② - ①	0	0	0	0	0	実績					
計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																												
量の見込み ①	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000																												
確保方策 ②	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000																												
② - ①	0	0	0	0	0																												
実績																																	
量の見込み の考え方	待機児童の解消を維持するため、引き続き保育利用者支援員による相談対応・情報提供等の支援が必要です。令和7年度以降の保育利用者支援員による窓口等対応件数見込み量は、令和3年から令和5年の過去3年間の窓口等対応件数の実績と保育の量の見込みを踏まえ、見込んでいます。																																
提供体制の 確保について	本庁（就園管理課）及び市内 6 福祉事務所に保育利用者支援員を配置し、支援体制の充実を図ります。																																

(2) - ② 利用者支援事業（こども家庭センター型）

事業名	利用者支援事業（こども家庭センター型）	担当課	保健福祉局 健康づくり課																														
事業概要	平成28年9月から、当時の「子育て世代包括支援センター（母子保健型）」の機能として設置（市内6か所に産前産後相談ステーションとして設置）。令和6年度より、児童福祉法および母子保健法の一部改正に伴い、こども家庭センターの母子保健事業を実施する機関として設置し、親子手帳（母子健康手帳）の交付や相談を通じ、妊娠期から子育て期への切れ目ない支援を行います。																																
内容・実績	【対象者】 妊娠期から概ね 1 年未満の産婦と乳児、その家族 【実施内容】 安心して出産・育児を迎えられるよう、助産師等の専門職が親子手帳 交付時の面接や、妊娠・出産・育児についての相談に応じる。 【利用者数】（令和 3 年度実績）妊娠届：5,613件 （令和 4 年度実績）妊娠届：5,377件 （令和 5 年度実績）妊娠届：5,034件																																
区域	市内全域																																
量の見込み	【 妊娠届出数 】 (件) <table><tr><th>計画年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr><tr><td>量の見込み ①</td><td>4,966</td><td>4,894</td><td>4,822</td><td>4,751</td><td>4,681</td></tr><tr><td>確保方策 ②</td><td>4,966</td><td>4,894</td><td>4,822</td><td>4,751</td><td>4,681</td></tr><tr><td>② - ①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み ①	4,966	4,894	4,822	4,751	4,681	確保方策 ②	4,966	4,894	4,822	4,751	4,681	② - ①	0	0	0	0	0	実績					
計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																												
量の見込み ①	4,966	4,894	4,822	4,751	4,681																												
確保方策 ②	4,966	4,894	4,822	4,751	4,681																												
② - ①	0	0	0	0	0																												
実績																																	
量の見込みの考え方	出生見込み数(※)に、妊娠届出/出産数の比率を掛けて、妊娠届出数を見込んでいます。																																
提供体制の確保について	妊娠届出時および出産から子育て期にかけて、専門職による相談・面接の向上に努め、支援体制の充実を図ります。																																

※岡山市における15～49歳の女性の年齢5歳階級別出生率及び令和元年～令和5年の各年3月31日時点の将来女性人口（住民基本台帳人口:15～49歳の5歳階級別）を基に推計しました。

(2) - ③ 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

事業名	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	担当課	保健福祉局 健康づくり課																																						
事業概要	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。																																								
内容・実績	【対象者】妊産婦及びその配偶者等 【実施内容】 妊娠期から出産・子育てまで継続的な支援を行うため、面談等での情報発信や伴走型の相談支援を行う。 【実績】 （令和5年度実績）面談者数（延数）：15,467人（遡及対象者含）																																								
区域	市内全域																																								
量の見込み	<table><tr><td colspan="5">【利用者延べ人員】</td><td>(人)</td></tr><tr><td>計画年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>量の見込み ①</td><td>10,200</td><td>10,200</td><td>10,200</td><td>10,200</td><td>10,200</td></tr><tr><td>確保方策 ②</td><td>10,200</td><td>10,200</td><td>10,200</td><td>10,200</td><td>10,200</td></tr><tr><td>② - ①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					【利用者延べ人員】					(人)	計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み ①	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	確保方策 ②	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	② - ①	0	0	0	0	0	実績					
【利用者延べ人員】					(人)																																				
計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																				
量の見込み ①	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200																																				
確保方策 ②	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200																																				
② - ①	0	0	0	0	0																																				
実績																																									
量の見込みの考え方	過去の妊娠届出数をもとに年間の面談者数を算出し量の見込みとしています。																																								
提供体制の確保について	妊娠期からの切れ目ない伴走型相談支援体制の充実を図るため、専門職（助産師、保健師）が妊娠届出時や出生届出後の面談、妊娠8か月ころのアンケート等を行い、継続的な情報発信とともに支援が必要な母子を早期に把握し、継続した支援を行います。																																								

(3) 地域子育て支援拠点事業

事業名	地域子育て支援拠点事業	担当課	岡山っ子育て成局 地域子育て支援課																														
事業概要	子育て家庭の孤立を防ぎ、家庭保育の支援・充実に資するため、未就園児親子の交流の場を開設し、親子同士の交流の促進、相談支援、子育てに関する情報提供や講座を行います。																																
内容・実績	【対象者】おおむね0歳～2歳の乳幼児とその保護者 ※未就学児の利用を妨げるものではない。 【実施内容】 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 【実施か所】 ・公立保育園、認定こども園内での実施 3 ・私立保育園、認定こども園内での実施 17 ・児童館内での実施 22 【0～2歳児利用延べ人数】 (令和3年度実績) 38,786人 (令和4年度実績) 59,535人 (令和5年度実績) 69,501人																																
区域	市内全域																																
量の見込み	【0～2歳児の利用延べ人数】 (人) <table><tr><td>計画年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>量の見込み ①</td><td>82,458</td><td>77,929</td><td>75,442</td><td>72,400</td><td>69,560</td></tr><tr><td>確保方策 ②</td><td>82,458</td><td>77,929</td><td>75,442</td><td>72,400</td><td>69,560</td></tr><tr><td>② - ①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み ①	82,458	77,929	75,442	72,400	69,560	確保方策 ②	82,458	77,929	75,442	72,400	69,560	② - ①	0	0	0	0	0	実績					
計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																												
量の見込み ①	82,458	77,929	75,442	72,400	69,560																												
確保方策 ②	82,458	77,929	75,442	72,400	69,560																												
② - ①	0	0	0	0	0																												
実績																																	
量の見込みの考え方	0～2歳人口や就園状況、アンケート調査を基に算出しています。																																
提供体制の確保について	事業の周知や充実に努め、乳幼児親子がより利用しやすい施設を目指すとともに、利用ニーズに対応できるよう適切な提供体制を確保をしていきます。																																

(4) 妊婦健康診査事業

事業名	妊婦健康診査事業	担当課	保健福祉局 健康づくり課																														
事業概要	妊産婦の健康診査の徹底を図り、疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことを目的に、妊娠届けを提出した妊婦および産婦が利用可能な受診票を交付し、健康診査を実施します。																																
内容・実績	【対象者】 妊婦 【実施内容】妊婦一般健康診査14回、妊婦超音波検査 4 回、妊婦血液検査2回 妊婦クラミジア抗原検査 1 回 B型溶血性連鎖球菌検査1回 【利用者数】（令和 3 年度実績） 5,528人 （令和 4 年度実績） 5,351人 （令和 5 年度実績） 4,971人																																
区域	市内全域																																
量の見込み	【妊娠届出数】(人) <table><tr><td>計画年度</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 1 0 年度</td><td>令和 1 1 年度</td></tr><tr><td>量の見込み ①</td><td>4,966</td><td>4,894</td><td>4,822</td><td>4,751</td><td>4,681</td></tr><tr><td>確保方策 ②</td><td>4,966</td><td>4,894</td><td>4,822</td><td>4,751</td><td>4,681</td></tr><tr><td>② - ①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	量の見込み ①	4,966	4,894	4,822	4,751	4,681	確保方策 ②	4,966	4,894	4,822	4,751	4,681	② - ①	0	0	0	0	0	実績					
計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度																												
量の見込み ①	4,966	4,894	4,822	4,751	4,681																												
確保方策 ②	4,966	4,894	4,822	4,751	4,681																												
② - ①	0	0	0	0	0																												
実績																																	
量の見込み の考え方	出生見込み数(※)に、妊娠届出/出産数の比率を掛けて、妊娠届出数を見込んでいます。																																
提供体制の 確保について	妊娠届出者に対し住民基本台帳を確認の上、受診票つづりを交付しており、 受診率の向上に向けた取り組みを実施します。																																

※岡山市における15～49歳の女性の年齢5歳階級別出生率及び令和元年～令和 5 年の各年3月31日時点の将来女性人口（住民基本台帳人口:15～49歳の5歳階級別）を基に推計しました。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業名	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	担当課	保健福祉局 健康づくり課																																						
事業概要	生後4か月までの乳児がいる全戸家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけます。 また地域の愛育委員の訪問ボランティアが訪問することで、地域とのつながりを持ち、親の孤立を防止するとともに、地域全体で親を支援する体制を構築します。																																								
内容・実績	【対象者】 生後4か月までの乳児のいる家庭 【実施内容】 子育て支援情報提供 親子の心身状況・養育環境の把握 ブックスタートの絵本や子育て情報資料の配付 【訪問数】（令和3年度実績）5,353人 （令和4年度実績）5,105人 （令和5年度実績）4,904人																																								
区域	市内全域																																								
量の見込み	<table><tr><td>【家庭訪問数】</td><td colspan="5">（人）</td></tr><tr><td>計画年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>量の見込み ①</td><td>4,745</td><td>4,676</td><td>4,607</td><td>4,539</td><td>4,473</td></tr><tr><td>確保方策 ②</td><td>4,745</td><td>4,676</td><td>4,607</td><td>4,539</td><td>4,473</td></tr><tr><td>② - ①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					【家庭訪問数】	（人）					計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み ①	4,745	4,676	4,607	4,539	4,473	確保方策 ②	4,745	4,676	4,607	4,539	4,473	② - ①	0	0	0	0	0	実績					
【家庭訪問数】	（人）																																								
計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																				
量の見込み ①	4,745	4,676	4,607	4,539	4,473																																				
確保方策 ②	4,745	4,676	4,607	4,539	4,473																																				
② - ①	0	0	0	0	0																																				
実績																																									
量の見込み の考え方	出生見込み数(※)を量の見込みとしています。																																								
提供体制の 確保について	愛育委員協議会に事業委託し、全戸訪問に可能な訪問ボランティアの確保を行います。 各保健センターの職員と訪問ボランティアと連携しながら、支援が必要な家庭の把握と支援に努めます。																																								

※岡山市における15～49歳の女性の年齢5歳階級別出生率及び令和元年～令和5年の各年3月31日時点の将来女性人口（住民基本台帳人口:15～49歳の5歳階級別）を基に推計しました。

(6) 養育支援訪問事業

事業名	養育支援訪問事業	担当課	保健福祉局 健康づくり課																																
事業概要	出産後間もない時期や様々な原因で養育が困難になっている家庭に対して、具体的な育児に関する技術指導や養育者の精神的サポートを行うことにより、養育上の諸問題の解決や軽減を図るとともに、当該家庭において安定した養育が可能となるよう支援することで児童虐待を未然に防止します。 また、要保護児童の早期発見や保護のため、関係機関相互の連携の強化を図ります。																																		
内容・実績	【対象者】養育困難世帯 【実施内容】定期的な訪問による養育支援 ・育児相談 ・発達支援 ・養育者の相談や健康に関する支援 【実績】 (令和3年度実績) 訪問実人員：24人 延訪問数 248人 (令和4年度実績) 訪問実人員：21人 延訪問数 224人 (令和5年度実績) 訪問実人員：16人 延訪問数 336人																																		
区域	市内全域																																		
量の見込み	【訪問延べ人員】 (人) <table><tr><td>計画年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>量の見込み ①</td><td>500</td><td>500</td><td>500</td><td>500</td><td>500</td></tr><tr><td>確保方策 ②</td><td>500</td><td>500</td><td>500</td><td>500</td><td>500</td></tr><tr><td>② - ①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み ①	500	500	500	500	500	確保方策 ②	500	500	500	500	500	② - ①	0	0	0	0	0	実績					
計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																														
量の見込み ①	500	500	500	500	500																														
確保方策 ②	500	500	500	500	500																														
② - ①	0	0	0	0	0																														
実績																																			
量の見込み の考え方	過去の訪問実績から年間の訪問回数を算出し、量の見込みとしています。																																		
提供体制の 確保について	妊娠期からの切れ目ない伴走型相談支援体制の充実を図り、妊娠届出時の面談、助産制度利用者や医療機関からの連絡により、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健師、助産師等で定期的に訪問を実施します。																																		

(7) 子育て短期支援事業

事業名	子育て短期支援事業	担当課	岡山っ子育て成局 こども福祉課																														
事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。																																
内容・実績	【対象者】一時的に養育困難となった家庭の児童 【実施内容】2歳未満 乳児院 1施設 2歳以上 児童養護施設 5施設 【実績】（令和3年度実績）実利用人数：21人 利用延日数：79日 （令和4年度実績）実利用人数：26人 利用延日数：97日 （令和5年度実績）実利用人数：26人 利用延日数：171日																																
区域	市内全域																																
量の見込み	【利用延べ日数】（日） <table><tr><td>計画年数</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>量の見込み ①</td><td>731</td><td>715</td><td>700</td><td>684</td><td>668</td></tr><tr><td>確保方策 ②</td><td>731</td><td>715</td><td>700</td><td>684</td><td>668</td></tr><tr><td>② - ①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			計画年数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み ①	731	715	700	684	668	確保方策 ②	731	715	700	684	668	② - ①	0	0	0	0	0	実績					
計画年数	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																												
量の見込み ①	731	715	700	684	668																												
確保方策 ②	731	715	700	684	668																												
② - ①	0	0	0	0	0																												
実績																																	
量の見込み の考え方	令和2～5年度はコロナ禍の影響が大きかったことから、平成29年度から平成31年度の3年間の実績をもとに利用率および一人当たりの平均利用日数を算出し、推計児童数に乗じた値を量の見込みとしています。																																
提供体制の 確保について	今後、実際の利用状況や利用ニーズを踏まえ、提供体制を確保していきます。																																

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業名	ファミリー・サポート・センター事業	担当課	岡山っ子育成局 地域子育て支援課																																
事業概要	会員の相互援助により、子育て支援の地域ネットワークづくりを進め、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを目指して、育児の支援をしてほしい方（依頼会員）と応援したい方(提供会員)を対象に、ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが、依頼会員の要望を受け、提供会員を紹介します。																																		
内容・実績	【対象者】 依頼会員：一時的に子ども(おおむね生後3か月～小学生)を預けたい保護者等 提供会員：心身ともに健康で、保育に熱意持ち社会参加をしてみたいと思っている方 （資格・経験は不問） 【実施内容】 ・依頼会員と提供会員とのマッチング及び連絡・調整 ・会員の募集、登録等の会員組織に係る業務 ・活動に必要な知識を付与する研修の開催 ・関係機関との連絡調整、広報活動等 【利用者数】 （令和3年度実績）会員数 2,663人（依頼2,242人、提供362人、両方59人） 活動件数…6,944件 （令和4年度実績）会員数 2,563人（依頼2,139人、提供352人、両方72人） 活動件数…7,413件 （令和5年度実績）会員数 2,634人（依頼2,190人、提供361人、両方 83人） 活動件数…7,212件																																		
区域	市内全域																																		
量の見込み	【利用件数】 (件) <table><tr><td>計画年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>量の見込み ①</td><td>7,296</td><td>7,088</td><td>6,882</td><td>6,680</td><td>6,513</td></tr><tr><td>確保方策 ②</td><td>7,296</td><td>7,088</td><td>6,882</td><td>6,680</td><td>6,513</td></tr><tr><td>② - ①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み ①	7,296	7,088	6,882	6,680	6,513	確保方策 ②	7,296	7,088	6,882	6,680	6,513	② - ①	0	0	0	0	0	実績					
計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																														
量の見込み ①	7,296	7,088	6,882	6,680	6,513																														
確保方策 ②	7,296	7,088	6,882	6,680	6,513																														
② - ①	0	0	0	0	0																														
実績																																			
量の見込み の考え方	アンケート調査を基に不定期に子どもを預ける先として、ファミリー・サポート・センター事業を利用しているもしくは利用を希望する割合により算出しています。																																		
提供体制の 確保について	依頼会員の幅広いニーズに対応できるよう提供会員の確保のための説明会等を行い、提供体制を確保していきます。																																		

(9) 一時預かり事業

事業名	一時預かり事業	担当課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育課 幼保運営課				
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、保育所・幼稚園・認定こども園等で一時的に預かり、必要な保護を行います。						
内容・実績	【対象者】 一時的に家庭保育が困難になった乳幼児						
	【実施内容】 一般型 50施設（令和6年4月現在） 幼稚園型 79施設（令和6年4月現在）						
	【利用者数】 (人)						
	年 度	一般型	幼稚園型	合計			
	令和3年度	20,191	95,021	115,212			
	令和4年度	19,767	97,960	117,727			
	令和5年度	17,224	109,564	126,788			
	※年間延べ人数						
区域	市内全域						
量の見込み	【利用延べ人数】 (人)						
	計画年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	一般型	17,273	16,850	16,413	16,036	15,878
		幼稚園型	312,727	300,251	289,592	280,364	278,159
		合計 ①	330,000	317,101	306,005	296,400	294,037
	確保方策	一般型	17,273	16,850	16,413	16,036	15,878
		幼稚園型	312,727	300,251	289,592	280,364	278,159
		合計 ②	330,000	317,101	306,005	296,400	294,037
	② - ①		0	0	0	0	0
	実績						
量の見込みの考え方	年齢別推計児童数に、アンケート調査により把握した利用意向率と利用意向日数を乗じて算出しました。						
提供体制の確保について	今後予測される量の見込みに対し、提供体制を確保していきます。						

(10) 延長保育事業

事業名	延長保育事業	担当課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育課 幼保運営課																																
事業概要	保育所や認定こども園等において、2・3号認定子どもに対し、通常の利用時間帯以外の時間に開所時間を延長し、保育を行います。																																		
内容・実績	【対象者】 保護者の勤務時間、通勤時間等を考慮し、やむを得ない事情により 保育時間を延長する必要があると認められる児童 【実施内容】 170施設 （令和6年4月現在） 【利用者数】（令和3年度実績）6,160人 ※実利用人数 （令和4年度実績）5,828人 ※実利用人数 （令和5年度実績）5,774人 ※実利用人数																																		
区域	市内全域																																		
量の見込み	【実利用人数】 （人） <table><tr><td>計画年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>量の見込み ①</td><td>9,683</td><td>9,446</td><td>9,201</td><td>8,990</td><td>8,901</td></tr><tr><td>確保方策 ②</td><td>9,683</td><td>9,446</td><td>9,201</td><td>8,990</td><td>8,901</td></tr><tr><td>② - ①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み ①	9,683	9,446	9,201	8,990	8,901	確保方策 ②	9,683	9,446	9,201	8,990	8,901	② - ①	0	0	0	0	0	実績					
計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																														
量の見込み ①	9,683	9,446	9,201	8,990	8,901																														
確保方策 ②	9,683	9,446	9,201	8,990	8,901																														
② - ①	0	0	0	0	0																														
実績																																			
量の見込み の考え方	年齢別推計児童数に、アンケート調査により把握した利用意向率を乗じて算出しました。																																		
提供体制の 確保について	保育所や認定こども園等において延長保育事業を引き続き実施します。																																		

(1 1) 病児保育事業

事業名	病児保育事業	担当課	岡山っ子育成局 保育・幼児教育課																																
事業概要	保護者が就労している場合等であって、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病気の児童を一時的に保育します。																																		
内容・実績	【対象者】当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない もしくは病気の回復期であり、集団保育が困難な児童のうち、小学 6年生までの児童 【実施内容】 市内8施設 （令和6年4月現在） 【利用者数】（令和3年度実績）年間 3,772人 ※延べ人数 （令和4年度実績）年間 3,704人 ※延べ人数 （令和5年度実績）年間 7,032人 ※延べ人数																																		
区域	市内全域																																		
量の見込み	【利用延べ人数】 (人) <table><tr><td>計画年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>量の見込み ①</td><td>10,426</td><td>10,170</td><td>9,907</td><td>9,679</td><td>9,583</td></tr><tr><td>確保方策 ②</td><td>12,830</td><td>12,830</td><td>12,830</td><td>12,830</td><td>12,830</td></tr><tr><td>② - ①</td><td>2,404</td><td>2,660</td><td>2,923</td><td>3,151</td><td>3,247</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み ①	10,426	10,170	9,907	9,679	9,583	確保方策 ②	12,830	12,830	12,830	12,830	12,830	② - ①	2,404	2,660	2,923	3,151	3,247	実績					
計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																														
量の見込み ①	10,426	10,170	9,907	9,679	9,583																														
確保方策 ②	12,830	12,830	12,830	12,830	12,830																														
② - ①	2,404	2,660	2,923	3,151	3,247																														
実績																																			
量の見込み の考え方	年齢別推計児童数に、アンケート調査により把握した利用意向率と利用意向日数を乗じて算出しました。																																		
提供体制の 確保について	量の見込みは、潜在ニーズを含んではいるが、病児保育の利用意向は依然として高いことから、今後、実際の利用状況や利用ニーズを踏まえ、提供体制を確保していきます。																																		

(1 2) 産後ケア事業

事業名	産後ケア事業	担当課	保健福祉局 健康づくり課																														
事業概要	出産後の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子の愛着形成を促すことや育児のサポート等を行い、母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する。																																
内容・実績	【対象者】産後 1 年未満の母親と乳児であって、産後ケアを希望する者 【実施内容】 産科医療機関等に宿泊入所しケアの提供を受ける宿泊産後ケア・日帰り入所しケアの提供を受ける日帰り産後ケア、自宅等への訪問によりケアの提供を受ける訪問産後ケア 【実績】 (令和3年度実績) 申請者数（延数）：142人 (令和4年度実績) 申請者数（延数）：185人 (令和5年度実績) 申請者数（延数）：862人																																
区域	市内全域																																
量の見込み	【利用者延べ人日】（人日） <table><thead><tr><th>計画年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 1 0 年度</th><th>令和 1 1 年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>量の見込み ①</td><td>4,950</td><td>5,300</td><td>5,650</td><td>6,000</td><td>6,350</td></tr><tr><td>確保方策 ②</td><td>4,950</td><td>5,300</td><td>5,650</td><td>6,000</td><td>6,350</td></tr><tr><td>② - ①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	量の見込み ①	4,950	5,300	5,650	6,000	6,350	確保方策 ②	4,950	5,300	5,650	6,000	6,350	② - ①	0	0	0	0	0	実績					
計画年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度																												
量の見込み ①	4,950	5,300	5,650	6,000	6,350																												
確保方策 ②	4,950	5,300	5,650	6,000	6,350																												
② - ①	0	0	0	0	0																												
実績																																	
量の見込み の考え方	過去の利用者数と産後ケア委託施設数を鑑み、年間の実利用者数と平均利用日数の積を算出し、量の見込みとしています。																																
提供体制の 確保について	妊娠期からの切れ目ない伴走型相談支援体制の充実を図り、産科医療機関や助産所等からの連絡や連携により、支援が必要な母子を早期に把握し、母子の状況に応じた産後ケアの紹介と利用を促します。また、産後ケア利用後に継続支援が必要なケースは助産師・保健師が支援を行います。																																

(1 3) 子育て世帯訪問支援事業

事業名	子育て世帯訪問支援事業	担当課	岡山っ子育成局 こども福祉課																																
事業概要	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供や家事・育児に関する援助等を行います。																																		
内容・実績	【対象者】 食事、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが必要と認められる家庭 【実施内容】 訪問支援ヘルパーが家庭を訪問し、家事・育児支援や未就学児の通園の送迎 【実績】 令和5年度から事業開始 (令和5年度実績) 実利用人数：7人 訪問回数：178回																																		
区域	市内全域																																		
量の見込み	【利用回数】 (回) <table><tr><td>計画年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>量の見込み ①</td><td>235</td><td>230</td><td>225</td><td>220</td><td>215</td></tr><tr><td>確保方策 ②</td><td>235</td><td>230</td><td>225</td><td>220</td><td>215</td></tr><tr><td>② - ①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>実績</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み ①	235	230	225	220	215	確保方策 ②	235	230	225	220	215	② - ①	0	0	0	0	0	実績					
計画年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																														
量の見込み ①	235	230	225	220	215																														
確保方策 ②	235	230	225	220	215																														
② - ①	0	0	0	0	0																														
実績																																			
量の見込み の考え方	国の算出方法を参考に、令和5年度実績と令和6年度見込みから利用者数と1人当たりの平均利用回数を算出し、推計児童数に乗じた値を量の見込みとしています。																																		
提供体制の 確保について	今後の実際の利用状況や利用ニーズを踏まえ、提供体制を確保していきます。																																		